

第七十二回 参議院大蔵委員会 會議録第十四号

昭和四十九年三月二十八日(木曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動
三月十八日

高田 浩運君
玉置 猛夫君
渡辺 武君
補欠選任
佐藤 隆君
増原 恵吉君
星野 力君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
土屋 義彦君

河本嘉久蔵君
藤田 正明君
成瀬 幡治君
多田 省吾君
栗林 卓司君
委員
青木 一男君
佐藤 隆君
柴田 榮君
嶋崎 均君
増原 恵吉君
西ヶ久保重光君
竹田 四郎君
田中寿美子君
辻 一彦君
戸田 菊雄君
星野 力君
野末 和彦君

国務大臣
内閣総理大臣
政府委員
田中 角榮君

大蔵政務次官 柳田桃太郎君
大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省銀行局長 吉田太郎一君
国税庁次長 吉田富士雄君
事務局側
常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員
運輸省自動車局 南 正彦君
整備部管理課長 大島 哲男君
建設省道路局国道第一課長

本日の會議に付した案件
○所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案。
以上、三法案を便宜一括して議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○戸田菊雄君 従量税関係の揮発油税、その他、

自動車関係諸税、これを先に質問してまいりたいと思ひますが、その前に、運輸省から来ておられると思うので、いま、自動車の各車両とも、販売のメーカーのシェアは一番どこが高いでしょうか。それをちよつと教えていただきたい。
○説明員(南正彦君) お答えします。
正確な数字はただいま持ち合わせておりませんが、現在、おっしゃいました自動車メーカーとしては、トヨタ系が一番多いと思ひます。
○戸田菊雄君 それはどのぐらいシェアを持っていますか、全国の。トヨタと日産を教えてください。

○説明員(南正彦君) ただいま数字を持って参っておりますが、トヨタと日産とはほぼ同じぐらいかと思ひますが、全体の約六〇%ぐらいになるかと思ひます。
○戸田菊雄君 大体、私の調査も、両社ともシェアはおおむね六〇%になっていすね。これは、あとで正確な資料は出してください。
それで、問題は、一番高い六〇%のシェアを占めるトヨタ、日産、これが税金はどのぐらい納めていまして、四十年以降ちよつとトータルで示していただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 暦年の数字は手元にございませんで、いま、ちよつと申し上げかねますが、一番最近の四十八年の九ヶ月決算に日産が申告いたしました申告所得の額が、三百七十九億九千六百万円でございます。
○戸田菊雄君 トヨタは、
○政府委員(高木文雄君) トヨタは、四十八年十一月期が一番新しい期でございますして、三百九十一億三千百万円でございます。これはいづれも、大體これに、普通の税率でございすから、三〇%強に当たる税を納めていすことになるうかと思ひますが、個別企業の申告税額は、恐縮でございす。

ざいす。申告所得のほうは公表するたてまえになっておりますが、税額としては公表いたさないたてまえになっておりますので、この申告所得額から大體税額を御推察いただきたいというふうに考えます。
なお、自動車関係の諸企業が納付している税といたしましては、ほかに物品税があるわけでございすけれども、これはちよつといま手元に資料を持っておりません。これは移出額の一五%、ないし型の大きいものについては二〇%で納めていすわけでございす。
○戸田菊雄君 そこで、ちよつと、これは建設省になるんではないかね、交通安全対策として、歩道橋とか、信号機建設、それから交通安全対策教育費、これらを含めまして、四十六年度、七年度、八年度はどのようになっておりましようか。

○説明員(大島哲男君) 交通安全整備事業のうちで、建設省担当の分は、ただいま御指摘の横断歩道橋、それから歩道、交差点改良、あるいは防護さくというものが建設省所管でございす。信号機は公安委員会所管でございまして、それから教育のほうも公安委員会だと思ひます。私どもの交通安全五カ年計画は四十六年に始まりまして、五十年に終了ということになっております。ただいま説明されました三カ年につきましては、データがございせんので、正確なお答えはちよつといたし兼ねます。

○戸田菊雄君 これは急でしたから、明確な資料がいただけないので、ちよつと困るのですけれども、あとで、正確な資料をひとつ出していただいせんか。
○説明員(大島哲男君) わかりました。
○戸田菊雄君 いまの種目別、歩道橋幾ら、そういうことで、いわば道路安全施設関係費、建設関係。それでけっこうですから出してください。

それでは、厚生省は——運輸省に再度お伺いしますけれども、いま日本の乗用車の普及率は何人に一台ぐらいになっておりますか。でき得れば、米国、西ドイツ、それからイギリス、これら諸外国のやつをちょっと教えてください。

○説明員(南正彦君) 現在わが国の乗用車の数は、約千百万台でございます。国民の数で割りますと、約十人に一人ということになっております。外国の諸例は、アップ・ツー・デートの数字はただいまございませんが、私どもがいままでの日常で聞いておりますところを概略申し上げますと、西ドイツが四人に一台ではないかと思ひます。米国につきましては、二・二人に一台、そういうことだと思ひます。

○戸田菊雄君 いまの年度はいつですか。

○説明員(南正彦君) わが国につきましては、四十八年の三月末現在の数字でございます。

○政府委員(高木文雄君) 自動車の保有状況につきましては、別途経済企画庁で調べております消費者動向調査というのがございまして、一番新しい資料では、四十八年十一月末現在で、どのぐらいの世帯が車を持っておるかというのを調べております。全世帯中乗用車を持つ世帯の数が三八・七%、ライトバンが一・二%、オートバイ、スクーター、これが二二・八%ということになっております。

それをさらに大分けにいたしまして、農家と非農家に分けておりますが、農家世帯のうちで、乗用車を持つ世帯の数が四六・〇%、ライトバンが一八・五%、それからオートバイ、スクーターは四五・五%。農家でないほうの非農家、これが乗用車が三七・三%、ライトバンが九・八%、オートバイが一八・五%という数字になっております。非農家をまた二つに分けてまして、勤労者世帯と個人営業その他に分けておりますが、非農家中、勤労者世帯の自動車保有割合は三五・九%、勤労者でないほうの個人営業その他のほうが四〇・三%、それを平均しましたものが、前に申しました非農家の三七・三に当たるわけでございます。ラ

イトバンは非農家全体で九・八と申しましたが、それを内訳に見ますと、勤労者世帯では四・三、個人営業その他では二・五ということであり、オートバイ、スクーターは非農家全体が一八・五でありまして、勤労者と個人営業その他に分けますと、勤労者が一七・一、個人営業その他が二・一七というふうになっております。

○戸田菊雄君 運輸省の課長ですが、正確でないものはあとで資料出してもらってけっこうですか。無理して——私も資料持っているわけですから、だいたいわかって、こっちが迷いますから、で、いま言われましたように、主税局長もいろいろとこまかく言ってもらったわけですが、大体乗用車の普及率は、四十六年ですから、これちよつと私の統計古いんですけども、日本の場合は八・八人に一台ですね。それから米国は二・二人です。西独は四人です。英国は四・五人になっている。ですから最近、四十七年度の統計ではもつとふえていっていると思ひます。こういう状況でありますけれども、こういう状況で、たいへん自動車が増加している普及率が増大をしている。今後おそく私たちの見通しでは、二十年以内には、この倍数になるんじゃないだろうか、このままいくと、で、どうしても道路のやはり整備拡充、こういうものが私は必要になってくると思ひます。そういうものが、そういうことで、いまの日本の道路の舗装率ですね、これは一体どのくらいに達しているのか。諸外国の例もわかれば、せめてアメリカ、イギリス、ドイツぐらゐ教えてもらいたいと思ひますが、どの程度の舗装率になっておりますか。

○説明員(大島哲男君) 道路の舗装率でございますが、一般国道が九三%でございます。それから県道が七〇%、それから市町村道が一八%でございます。道路の総延長が約百四万キロだと記憶しておりますが、ございまして、舗装は国道の延長が二十八万キロでございます。で、市町村道の延長が八十六万キロございまして、この舗装率が一八%と低うございますが、この中には、必ずしも車

用というだけの道路でなくて、それ以外の道路も含まれておりますので、多少車を対象といたした舗装率については修正を要するかも知ないと思ひます。

それから諸外国の例でございますが、ただいま資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、英国については一〇〇%になっております。その他につきましては、また調べましてお知らせしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 各国の舗装率をIRFという機関の一九七二年版による一九七一年十二月末現在の数字というのが手元にございまして、御参考までに申し上げておきます。これはどこまでの道路をとるかというふうなとり方で、いろいろ数字が出てくるようでございますが、アメリカは四四・五%、イギリスはいまお話がありましたように一〇〇%、西ドイツが七五・〇%、フランスが七九・六%、イタリアが九二・〇%、日本は、建設省から言われましたのは若干時点が違ふ関係でございまして、少しこの表では低くなっておりますが二・一・九、ただ国道と都道府県道だけで見ました場合に、五九・一という率に、私どもの手持りの資料ではなっております。

(委員長退席、理事河本嘉久蔵君着席)

○戸田菊雄君 いま主税局長から詳しくあったとおりなんです、私も資料はそれなんです、これでいきますと、建設省の意見を採用しても二七%、イギリスなんかは一〇〇%まさに舗装ですね。そういう状況になっておるわけですが、これに一体どのくらいいままで国の財政というものを、ぎ込んでまいりましたか、それわかりますか。

○説明員(大島哲男君) ちよつといまのところ資料がございませんでお答えできません。

○戸田菊雄君 それじゃ、それはあとでこういう二種類の資料を出してください。一つは、四十四年以降四十五年までのどのぐらゐ出しているか。以降五十年計画では十九兆五千億ということははっきりしてますから、だから私の調査では、少なくとも十五兆円ぐらゐ出ている。以後の五十年

計画では十九兆五千億ですから、ざつと三十五兆円程度の膨大な道路財政投資というものをやっておるわけですね。これは国でやっておるやつだけです。いわば、四十七年十二月以降、自動車重量税なんかも設定をしたわけでありまして、その大部分は目的税として、当時三百億ですが、それが当初予算、今回も揮発油税とか、自動車重量税とか、地方道路税とか、こういうものが税金として引き揚げられるという状況なんです。それは全部目的税ですから、大多数はそういういわば固定した財源として全部投入される、こういう状況。このぐらゐ膨大にやっておつて、なおかつ日産とか、トヨタとか、自動車販売の六〇%のシェアを持つておるわけですね。多額の利益をあげておる。私の統計でございます、少なくとも四十六年度で、法人税として日産が納めている税金は一千九百九十億、それに対してさつきお伺いしましたが、これはわかりませんというんですが、四十六年度の交通安全対策費として諸経費を出している額が一十五十三億、そうしてなおかつ道路のそういう舗装、整備、あるいは新設、こういう面で三十兆以上の多額の金を出しているわけですね。これに対して、何らかの、メーカーに、それは、自動車を持つていける人からは目的税としてどんどん取っているわけですから、少なくとも自動車関係の諸税というのは九種類あるわけですね。これは総額にしたら相当額にのぼるわけですね。だから、利用者とか、そういう人にはばか負担をさせずに、この際、抜本的に検討していただいて、メーカーから何らかの方法でこの面に対する徴収があつていいんじゃないか。それは税金にするか別な方式にするかは別ですが、当面私は、何らかの関係でそういうものを考えてみていいんじゃないか、こういうふうな考えるんですけれども、これは主税局長どうでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) まず基本的に、道路に關係いたしますところのもろもろの所要投資額を、どの程度一般財源で調達をいたすべきか、それからどの程度、道路関係者といひますか、自動

今後の問題はいざ別の問題といたしまして、現在の私どもの考え方といたしましては、第七次の道路整備五カ年計画によりましただいまお取り上げになりました十九兆五千億の事業をやるにつきましても、大体従来どおり八割前後のものをやはり特定財源あるいは厳密な意味では目的税になつておりませんけれども、自動車重量税のような形の特殊の税に求めたらよろしいのではないかというのが、私どものいまばく然と考えているところではないかと思います。

さてそこで、その場合に、いま戸田委員のお話では、いまの税の体系が道路の利用者に負担を求めておる形になっておるけれども、自動車のメーカーに直接負担をさらに求めているかどうかという御意見でございます。その点は、一つの御意見として承りますけれども、しかし、自動車のメーカーにより負担を求めるということになりました場合には、何らかの意味においてやはり価格にはわ返ってくるということにならざるを得ないわけでは

ども、これは最近相当数値上がりをしたわけであり、ますけれども、その面についてこの輸入の一つの様式といえますが、これは日本の場合には九・八%、まさに全部アジア、アラブの産油国から輸入をする。そういう場合に、大体私の理解では、産油国から直接引でもって輸入するのは四十数%、あとの六〇%はいわばメジャーからそれぞれ輸入をしておる、こういうことになると思います。それはいま、産油国なり、メジャーから、石油製品として輸入しているやつがあるんでしょうか、すべて原油でしょうか、その辺はどういうことになつておりますか。

○政府委員(高木文雄君) ちよつと数字は持つておりませんが、日本の場合には、非常に原油の形で輸入するものが多いわけでごさいますけれども、製品として輸入するものが全くないというわけではないように承知をいたしております。

○戸田菊雄君 そうしますと、そういう原油にせよ、製品にせよ、これから相当値上げをされる傾向にあるんじゃないかと思うんですが、そういうことによつて、さらにこの負担が増大をしていくという傾向になるわけですが、いま一パーセントのくらいで輸入をしているでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) これもちよつと正確な数字は記憶をいたしておりますが、三月初旬に入つてきているものは、平均して九ドルを若干上回るといふ原油の値段であつたと思います。

○戸田菊雄君 これは主税局長に聞くのはあるいはお間違ひかもしれませんけれども、一ドル、いま円換算はどのくらいになっておりますか。変動相場制ですから、これはどういうことになつていましょう。実勢相場は、どのくらいでしょうか。これはちよつと主税局長じゃ無理かもしれませんが……

○政府委員(高木文雄君) 正確にはすぐ調べますが、二百八十円から二百九十円との間くらいのこと、に、きょうあたりはきていたと思います。

○戸田菊雄君 いまの九ドルというのは、これは何円で見積もつてゐるわけですか。

○政府委員(高本文雄君) それは実は円換算でなしに、通関で、私どもときどき見ておる数字でございますので、三月の初めに九ドル二十セントとか、二十五セントとかという水準であったと思いますが、その日現在の、今度は円・ドルレートが幾らであったか、ちよつといま覚えていませんので、円換算で幾らになるか、ちよつと、恐縮ですが、いまはつきり申し上げられません。

○戸田菊雄君 きのうの説明では、三百円というレートらしいです。それで税金は約三ドル、こういうことになっておるといことですね、三ドル、一パーレル当たり……。これはそういう理解でいいですか。

○政府委員(高本文雄君) 予算の段階で、いろいろ検討いたしました数字で申しますと、いまおっしゃいましたこととけっこうでございます。

○戸田菊雄君 これは割合にしてどれくらいになっていましょう。揮発油税は、全体として、前年度、四十七年が六千六百十二億円で、今年度の見積もりは大体六千九百四十億円になっていましてね、おおむね五%ということですが、この輸入をするときの、いわゆる一パーレル当たり、これは割合としてどのくらいになっていましょうか。

○政府委員(高本文雄君) お尋ねは、パーレル当たり幾らの税金になるかということに結局帰着すると思いますが、ガソリンにつきましては、キロリットル当たりで、三千四百四十二円というガソリン税がかかります。それから軽油についてはキロリットル当たり九百九十一円という軽油引取税がかかります。それから航空機燃料については、二百十九円という航空機燃料税がかかります。で、その原油について、六百四十円の原油関税がかかっております。それを寄せますと、合計で四千九百九十三円になります。このキロリットル当たりをパーレル当たり直しますと、パーレル当たり二ドル八三五という数字になります。

ところが、今回御審議願っておりますこのガソリン税の値上げによりまして、先ほど申しましたキロリットル当たり三千四百四十二円という税負担が、三千七百七十七円に上がります。軽油の引取税は変更いたしませんから、従来どおり九百九十一円でございます。航空機燃料は、これは途中の経過規定によりまして、四十八年度はまだ若干低目になっておりますが、四十九年には、この二百十九円が二百七十四円に上がります。それを寄せますと、キロリットル当たりの税負担額は、先ほど申しました四千九百九十三円から五千六百八十三円に上がります。それを今度はキロリットルからパーレルに換算いたしますと、先ほど二ドルポイント八三五と申しましたが、改正後は三ドルポイント二二七になると。ちなみに、一パーレルというのは、百五十八・九リットルであるということと、換算をいたしますが、それによりまして、いま申しました三ドル二二七になります、というふうに試算をいたしております。

なお、先ほど不正確に申し上げました為替相場は、昨日、インターバンクの仲値相場、一ドル二百七十五円二十でございまして、

○戸田菊雄君 そうしますと、この使用方ですけれども、前段の関税部分を除いては、いま説明のあった揮発油あるいは軽油、航空機等々の税金収入を、すべてこれをやはり自動車、いわゆる道路で、道路のほうの使用に目的として持つていく、関税分は石炭対策、こういうことになるわけですか、それはどうですか。

○政府委員(高本文雄君) ガソリン税と軽油引取税はすべて道路財源でございます。しかし、ジェット燃料はもう現行で二百十九円、改正後二百七十四円というのは、空港整備特会に、結局一般会計を通じて入りまして、空港整備財源たるいはその周辺整備財源ということになるわけでございます。これは四十七年度の税制改正の際に、御審議いただきました航空機燃料税ということとでございます。これはその際にも御説明いたしたと思いますが、空港及びその周辺の整備に充てられるということになっております。

○戸田菊雄君 昨年だったと思いますが、空港整備については空港整備特別会計、これがつくられ

たわけですね。その特別会計に入っていくわけですね。

○政府委員(高本文雄君) はい。

○戸田菊雄君 割合としてはどのくらい占めておりましたか。

○政府委員(高本文雄君) 割合を申しますと……。

○戸田菊雄君 特会計の……。

○政府委員(高本文雄君) 特会へ入る金額の大き

さでございまして、

○戸田菊雄君 はい。

○政府委員(高本文雄君) 四十九年度で申しますと、国に入ります分が百三十億円でございまして、

十三分の二だけ地方に譲与いたします。その金額が二十四億でございまして、したがって、航空機燃料税として徴収する金額の合計は百五十四億円でございまして、それを二つに分けて、一方は

空港特会の財源になりますし、一方は地方公共団体に譲与される、二十四億は地方公共団体に譲与されるという形になっております。

○戸田菊雄君 内容はわかりましたけれども、それでこの前も私は、この自動車関係諸税のいわば合理化ですね、この面について制度として検討してみたいというふうなことを提案したんですが、いろいろと前段の説明で聞きましたけれども、終結点は一致しているからどうせこういう形態になるのだというふうな担当官の説明でしたけれども、どうも私、いま九つの自動車関係の諸税として制度的に確立をされているわけですが、これは多額の税金を取らん便法としてはいいかも知れませんが、あまりにも当該者の負担が、さつきも言うとお利用者の負担が各分野にわたって全体の負担が背負い切れなくなっている。個人的にどのくらい総合監査すればこれは負担になっていいると思いませんか。この内容、これは時間がかかりますから、あと法人税の問題ありますし、あとで資料でその内容をいただいてもけっこうですが、おおむね平均どのくらい一人一人が、一般的にお願いしたい。

(理事河本嘉久蔵君退席、委員長着席)

○政府委員(高本文雄君) 乗用車を一台持っておられる方が、結局一年間にどのくらいの税負担をするかというのを試算をしてみますと、これは一年間にどのくらい走るかということによって燃料税負担が変わってまいりますからして、必ずしも一人一人同額ではないわけでございますけれども、まず消費税、つまり日本で申しますと物品税でございますが、物品税と取得税、これは自動車取得税という道府県民税がございまして、それと自動車税、これは道府県税、それと自動車重量税、これを合わせて、一五〇〇ccから一六〇〇ccぐらいの大きさの車で見まして、年間現在四万四千八百八十八円の負担になる。それで燃料は、年間千二百リッターで計算をいたしまして年間で三万四千四百四十円になるといふふうに試算をいたしてみたい。したがって、四万四千八百八十八円と三万四千四百四十円を足しますと七万九千二百三十八円になる、税額がそういうふうになるということとでございます。今回の改正によりまして保有等に伴うところの税、先ほど四万四千八百八十八円と申しました数字は五万二千二百六十八円にふえる。それから燃料税のほうは三万四千四百四十円から四万一千四百四十円にふえるといふと、合計いたしますと九万三千六百六十八円になる。なお前提は、この自動車は、物品税等の関係もございまして、その前提が一つ必要でございますが、一台の車を六年使用と、耐用年数六年とするという前提でございます。

御参考までにこれを諸外国と比べてみますと、これはまた為替レートの換算をどう見るかという問題がありますが、一応一ドル三百円ぐらいで換算をいたしましてやってみますと、アメリカの場合は、日本の七万九千二百三十八円より、九万三千六百六十八円に相当する数字が、アメリカでは大体二万五千円程度でたいへん安いわけでございますが、イギリスでは七万五千円程度、西ドイツでは日本より高くて十萬五千円程度、フランスでは十一万七千円程度になるといふふうに見ておりますが、実は諸外国とも今回の石油価格の変動に

伴いまして、自動車関係の諸税の引き上げを一斉に各国とも行なっておりますので、ただいまの計算は、昨年の暮れぐらいの状態の各国税制をベースにして、承知し得るニュースをもとにしておるものでございますから、諸外国のほうも若干上がつておるのじゃないかというふうに思います。いずれにしても日本の水準は、改正後におきまして、油の非常に少ない、産油国でない国である西ドイツやフランスの場合とほぼ匹敵するかそれよりは少し安いぐらいのところにあるということと言えらると思います。

○戸田菊雄君 いま局長から説明があったとおりだと思ふのですが、このように確かに表面だけ見れば西ドイツ等は日本より高い、こういう状況になつていますが、所得においてはやはり日本はまだ落ちてゐると思ふのです、アメリカあたりは三分の一ですから、そういう状況から見れば、この九万三千六百六十八円という改正後の負担というものは、相当やはり国民の生活を圧迫をしてゐる、こういうことになりはしないか、ことにインフレその他も加わつておるわけですからね。だから、こういう意味合いにおいては、各国の比較を見ても、内容その他を検討してみても、日本の場合一番高額であるということが言えるのではないだろうか、こういうふうに見えるのですけれども、この辺は政策的な問題もあるのではないのでしょうか、もう少し検討してもいいのじゃないだろうか。ですから、私は、さつき言いましたように、いま消費税とか、物品、取得税あるいは自動車税あるいは重量税、相対的なものですかね、だから、そういう点では非常にこの税額が高くなつてゐる。そういう意味からいって、今回の改正というものはやはり、利用者負担でもって税金を上げていくというのは無理な相談じゃないだろうか。だから私は、さつきも言ったように、メーカーに対してもう少し何らかの方策をとっていくのが一番妥当じゃないか。それだけ自動車を買つて、道路をこわして、これやつてゐるんですからね。ことに東京都とか大都市においてはもうそれ

ばかりじゃなくて、経済計算でいくなら、交通渋滞その他によつてえらい損害、迷惑、こういうものをこうつてゐるわけですから、だから総合的に検討しまして、当然、売つて多額の利益をもつてゐるというならば、そのうちの何分の一かは、やはりこれに対して拠出をする、こういうことがあつていいんじゃないか。だから、そういう意味合いで、先ほどの要望出したわけですから、ぜひひとつこの点は検討していただきたいと思ふ。

時間がありまから次にまた移りますけれども、法人税の問題について具体的な問題で聞いてまいりたいと思ふ。

○政府委員(高木文雄君) 先生、建設省、運輸省はよろしいですか。

○戸田菊雄君 けっこうです。先ほど要請した資料だけはそれぞれ早期に出していただきたい。一つは、配当課税率について、当初大蔵省は三〇%を考慮しておつたという話を十分われわれは聞いていたんですけれども、これが二八%に落ちたというの、どういうところに原因がありましようか。

○政府委員(高木文雄君) 配当課税率は、その制度がスタートいたしました十年ほど前に、基本税率を大体四分の三ぐらいの水準のところできめられた経緯もございます。その制度で、私どももいたしましては、基本的には、その制度に戻つてはどうかと、基本税率を三五から四〇にいたし、暫定税率を含めて言えば、三六・七五から四〇にすることとにらみ合わせまして、配当課税率もその四分の三に当たる三〇にしたらどうかというの、私どもの基本的な考え方でございます。それを前提にして事務方の原案といたしましては、その程度を水準にしてみてもどうかというところで、税制調査会で御審議を願つたわけでございます。

ところが、そこで二つの議論が生まれて、一つは、当委員会等でもしばしば御議論を願つておりますように、方向としては配当課税制度は自己資本

充実のための奨励制度であるが、それがあまりメリットがなくて、いたずらに税制を複雑にしておるのだから、これをやめる方向で考えるべきだ。したがって、三〇よりも、もっと思い切つて上げる方向で考えたかどうかという議論が一つと、もう一つは、配当課税制度があつたればこそ、自己資本の全体の資本に対する率が下がつたとは言ふものの、そういう制度があつたればこそ、この落ち方が少なくて済んだんだから、それなりに配当課税制度のメリットを認むべきであるし、将来の方向としては、現在の配当の二重課税排除を、受け取り段階で調整してシャープ以来のやり方をやめて、支払い段階で調整するようにしてはどうかと、言いかえれば、所得のうち配当に充てる部分は、ほとんど税金がからないように、極端に言いますと、配当損金算入のほうに持つていったらどうかという議論とが対応いたしました。それでその両者を議論しても尽きることがないから、それでは、まあ事務方の提案するように、この制度ができた基本税率の四分の三あたりのところへ戻すということを基本的な考え方にするにしよう、ただ一挙にそういうふうにいたしますと、現在配当金額の大きい企業、所得金額中配当に充てる部分の相対的に大きい企業、受けるショックが大きくなるので、一年間だけ激変緩和の意味において経過税率を置いてはどうかということに落着をいたしたわけでございます。

それで、実は具体的にはどういう企業が基本金が大いにか、したがって、配当課税率のメリットが大いにかと申しますと、代表的なのは電力でございます。その次に化学でございます。さらに私鉄というあたりが基本金の額が大き、したがって、所得のうち配当に充てなければならぬウエートが高、電力につきましても、御承知のように、値上げ問題が起つてきておるわけでございます。昨年の石油ショックが起ります前におきまして、なほおかつ、なるべく私鉄なり電力なりの値上げを、やむを得ないかもしれないけれども、こういう考えがござい

たので、税が上がりましたことによる料金へのね返りというものは、きわめて微少でございます。ので、それはそうにする必要はないんじゃないかという意見もあつたのでございますけれども、まあやはりその配当課税率の引き上げというものが、私鉄や電力の料金の値上げの引き金になるという非難を受けるのはどうも好ましくないというふうに判断をいたしました。まあ一年間だけのことであれば、税制としてもがまんができるのではないかと、いふふうに考えまして、相当熱心な議論の上でそこに落ちついたわけでございます。

で、今回の法人税の税制改正につきましては、いろいろ御議論がございましたけれども、基本税率を四〇にするという点については、昨年の春以来だんだんそういうムードが盛り上がつてまいりましたので、それほど大きな抵抗はなかつたのでございます。配当課税率の問題は、企業の経理状況のよくない企業にとつての影響が大きいものでございますから、そのところが非常にまあいろいろ議論があつたわけでございます。私どもとしても、できるだけきつぱりという経過期間を置かないで、一挙にすつきりしたものにしたいという気持ちには持つておりましたが、まあいろいろ議論の末でそこに落ちついたということでございます。

○戸田菊雄君 それで、資本金別の法人税負担率調べ、ここにいまいただいた資料はちよつとこれはないようですね、あとから持つてきていただいたのは法人の総資本利潤率との国際比較でありますから、これは別にまた質問いたしますが、この資本金別法人税負担率調査、私の持つてゐる資料は四十五年度であります、これの資本区分は五千万以上、一億円以上、十億円以上、五十億円以上、百億円以上、その所得金額とそれから欠損金額、それから準備金、引当金、減価償却費、それから受取配当、寄付金、この内容はおわかりでしょうか。最近の年度でけっこうですが、おそろく四十六年度になるんじゃないかと思ふんです

が、いかがでしょうか。四十五年になりますか。
○政府委員(高木文雄君) その数字は、四十六年までは、国税庁で発表をしております「法人企業の実態」というのを、この必要な部分を抜き出しまして表にすれば、すぐできると思います。ただ、その中で問題は、いまお触れになりましたが、なりませんが、特別償却のあたりについては、資本階級別に取戻し額の計算をすることが非常に困難でございますので、ただいまお示しのすべてについて申し上げることができず、うか、ちょっとあれでございますが、御指摘の大部分のものは出せると思います。しかし、これはできましたならば、お許しを得て、資料にして後日出すということにさせていただいたほうが、時間の関係等からいってよろしいのではないかと存じます。

○戸田菊雄君 ただいまの局長の答弁で了解しますけれども、私のこれは資料でしかなく、三菱総合研究所分析、それからアメリカとドイツの場合は大蔵省の証券局資料、こういうことになっておりますが、これをずっと見ますと、資本金の十億円以上五十億円まで、この会社が大体千五十二社あるわけです。この税負担率は二五・九五%ですね。それから百億円以上の企業の場合百五十九社でしかなく、これは二〇・九%、非常に税負担率が低いんですね。ことに日立とか東芝、あるいは新日鉄、トヨタ、日産、それから三菱重工、東京電力、こういう巨大企業の引当金、これが特別措置でさらに税制上恩恵を受けているという状況になっておりますからね。相対的にさらに税金が安くなっている。こういう状態ですから、どうしても租税特別措置というものは全体的に私は洗い直さなければいけないんじゃないだろうか。たとえ法人税法ですね、特別措置ですね、「次に法人税の所得計算上、積極的に損金に算入する旨を規定している項目」、これはばく大なものになっているわけですね。項目が相当ございまして、準備金だけ拾い上げてみても十六くらいあります。もちろんこの内容については、あつても

いいとわれわれが思うものも、中には、二、三ありますけれども、しかし、大多数は、いま指摘したような大企業のそういうものに対する都合な状況になっていることはこれは間違いないだろう。それから引当金の場合でも、これはそういうことが言えると思うんですね。それから減価償却あるいは特別償却、こういう形で至れり尽くせりの優遇措置を特別措置でやっております。ですから、これは年来問題になっておりますように、これが税の不公平と、公正さを欠く最大のものであることは端的に指摘できると思うんです。だから、こういうものを私は、徹底的に洗い直す必要があるんじゃないか。だから、今回かりに四九・五%ですね、これに引き上げたとしても、実効税率で、これはもう全体、大企業にいては、こういう状況になることはもう明らかだと。このくらい不当なことをやっているんです。それではなおかつ一面どうかという、自己資本の場合には、これは各会社ごとには調べていませんけれども、これは大蔵省の統計で四十六年度見ても、これは明らかに自己資本一五%くらいしかないんです。あとの八五%は全部借金でやっているでしょう。その代表的なものは石油化学です。これは赤字赤字でやってきてますからね。そして早期に減価償却をやつてきて、そして早期に石油危機、最近のつくられた危機によって早期に赤字転換をやつていこうという、こういうぬけぬけと認めておつて、税金は一銭も納めない、こういう状況にあると思うんですね。なぜこういうところに対して適正課税というものをやらないのか、今回の四九・五%の引き上げの数字の中においても、大蔵省はたいへん苦勞したというところはいろいろ聞いてますよ。聞いておられますけれども、それは要求するほうが私は無理だと思ふんですね。そういうものに、少なくとも国民の行政をあげる大蔵省が負けておつたのではたいへんだ。これは一体主税局長、どういうふうに考えますか。

○政府委員(高木文雄君) 御存じのように日本の税制は、昭和三十年代の末ぐらいから、ごく最近までにかけて、非常に産業奨励的なものであったことは事実でございます。これはやはり非常にスピードの速い経済の復興ということが、国の建て直しにとって必要であるという認識がとられたからであるというふうに考えております。それのある意味では、成果があらわれてきて、経済も復興いたしましたし、輸出力もついてきたというところでございまして、あまりこの勢いでいきますと、税の負担公平の問題もさることながら、諸外国からも、いわゆる経済力が競争的に強過ぎる国ということでは非難を受けるに至るであらうというところは予測されるところでございまして、さればこそ、四十六年の八月の長期答申におきまして、法人の税負担は、国際水準に合わせまして上げざるべきであるというふうに主張されてきたわけでございまして、私どもは、基本的にはその方向でやってまいりたいというふうに思っております。

で、四十七年度の税制改正、四十八年度の税制改正におきましては、主としてタックスベース、所得計算の合理化に努力をいたしてまいりました。特別償却制度を三年から五年に延長した。また、重要産業の合理化機械の特別償却の制度は、四十八年度改正の際に、これはもう二十年近く続いた制度でございまして廃止をいたしました。四十八年度は、昨年の国会におきます御議論もありましたし、それに二回にわたる為替の調整措置にもかかわりませず、日本の産業は、国際競争力を十分持つことが実証的にも証明されましたからして、まず、かねがねの懸案でございました税率の改定を強く主張をいたしました。これによりまして私どもは、税率に関する限りは、まずまず国際水準並みになったものと思つておるところでございまして、ただいま御指摘のように、所得計算の面においてはなお手直しすべき分がいろいろ残つておるといふふうに考えるわけでござい

す。ただ、いま御指摘のいろいろなものにつきまして、すべてこれを整理すべきかどうかということについては、必ずしも先生の御意見と、私どもも考えておるところと、大きな方向は同じ意見でございしますが、個別、個別の問題についてはいろいろ意見があるところでございまして、しばしば退職給与引当金の制度であるとか貸倒引当金の制度であるとか、その他いろいろの引当金の制度が非常に悪い制度であるというふうな御議論が展開されておりますけれども、その細目につきましては、なお十分検討すべきものがございます。たとえば金融機関に対する貸倒引当金の引き当て率が高過ぎるのではないかと問題はございまして、それと、やはり企業会計の上でルール化しておりますところの引当金と、税法上の奨励措置でありますところの引当金との準備金とは、やはり若干別の立場で考えるべきものではないかというふうに考えております。四十九年度は、まあこういうこととございまして、今後の私どもの法人税に対する態度といたしましては、税率はまあ一段落というふうな感じでございますので、そういうものも準備金、それから一部の引当金等につきまして今後とも整理、合理化をはかつていく必要があるというふうに考えております。

○成瀬義治君 あなたのほうでいただいた資料の11の、資本金一億円以上の法人の実効税率というのがございまして、これがまあいま局長が指摘されたように、外国並みになりましたという資料だと思ふんですね。ところが、もう一つ考えなくちゃならない実効税率というのでいえば、たとえ法人税法に基づく貸倒引当金なり、こういう引当金と、それから準備金との二つぐらいに分かれるかも知れませんが、こういう法人税法による引当金なり、租税特別措置法の準備金等を、あるいは特別償却等をやつて、いろいろと損金算入等やつてまいりまして、そして計算したものが、われわれはほんとうの税率じゃないかという考え方があられるわけなんです。ですから、もしそう

う、この法人税法による引当金が恩恵かどうかということになる意見があるかもしれせんけれども、われわれは租税特別措置法によるものと、大体同じことじゃないかという感じがしてならないわけですね。そこで、そういうものを取り去ったときの実効税率というものは、どうなりますよというところが知りたいわけなんです。そういう計算もどうもされておられないように大体見受けましますし、それから逆累進になるというところは、もうあなたのほう自体の資料で出てまいりましたから、当局も認めておいてになる。なぜ逆累進になったかといえ、いま言う引当金なり準備金その他特別償却の問題にからんでまいりますから、それになお拍車をかけて、逆累進のほうでは拍車をかけることになり、実効税率でいえば、なおここに上がつておる数字よりもっと下回ったものになりはしないか、表面税率から見ると、実効税率はうんと下回ったんじゃないかというふうな推測するんですが、あなたのほうは、それに対してどういう見解を持っておみえでしょうか、あるいは計算をされたことがあるのかないのか。

○政府委員(高木文雄君) まず問題を二つに分けて私どもは考えております。先ほど来申し上げておりますように、準備金、特別償却等の税制上の奨励措置は、これは実質的にそういう措置の適用を受けている企業の税負担を軽減しておることになっております、と考えてよろしいと思ひます。したがって、しかも、その準備金やもろもろの特別償却制度は、先ほど申しました日本の法人税制に対する基本的態度との関係から、重要な基本的産業というふうなものに比較的メリットの大きいような制度が今日まで多かったわけでございますから、その意味におきまして、特別償却なり準備金なりの制度によって、成績優良がおしやる意味での逆累進的な様相をもたらしてきておるといふことは間違ひなく言えると思うのでございまして、そのことは、ただいまのおあげになりました資料の十三番にあります数字で見ただけはおわかりいただけますように、資本階級別にその準備金、

特別償却あるいは技術等海外所得の特別控除、試験研究費の税額控除等のメリットが、相当大きい企業のほうに大きく出ているといふことは言えるわけでございます。私どもはこれを今後まず第一的に整理の対象にしていかなきゃならないというふうに考えます。

それから第二点は、引当金の問題でございますが、引当金の問題は、これは長い論議の末に、企業会計の原則の上で、経理上当然いけば債務性のあるものというところで認められた制度でございまして、制度そのものは、私はあつてよろしいのではないかと思うわけでございまして、ただわが国の企業会計原則というものは未成熟でございまして、引当金制度そのものは企業会計上認められておるべきけれども、その引き当てる程度をどのぐらいにすべきかというふうな点については、どちらかと申しますと、企業会計自体でルールをきめておるのになしに、税法のほうでルールをきめておる。たとえば貸倒引当金でいいますならば、原則は千分の十五、貸し金の千分の十五というあたりを基準におきまして、卸、小売りの場合には、千分の二十というふうな点になつておりますけれども、このルールのきめ方は、これは企業会計のほうできめておるわけじゃなくて、税法のほうできめておるわけでございます。

ついで合理化をはかつていかなければならぬ、少しの制度は引当金という名のもとに奨励金的、補助金的要素を持つてきておる部分があるといふことが言えるのではないかと思うのでございまして。

それから同時に、最近非常に御批判の対象になつておりますものに退職給付引当金というものがございまして、退職給付引当金につきましても、企業会計のほうの考え方は、現在の従業員が、現在の給与規程に基づいて一斉に退職した場合に必要となるであろう退職給付額、この全額をほんとうならば引き当てるべきではないかというふうな思想が、企業会計原則の専門家の間では非常に強いわけですが、税法ではそれはあまりにもおかしいといふことで、その半分というところまでしか認めませんよというものが、税法のたてまえでございまして、このことにつきましても、半分でも少し甘いのではないかという御主張と、企業会計のほうに、全額それを認めてもいいではないかというふうな主張があるわけでございます。いまして、このあたりにつきましても、今後少しやほり詰めた議論を展開していく必要はあると思ひます。

企業会計の原則からいって当然のことじゃないかとおっしゃるなら、これは私もそれを一歩下がつて認めていいと思ひます。ただその額が、あなたがおっしゃる税法上にこれを戻つてみたときに、どのぐらいが妥当かといふことになる、社会通念上実態に即してどのぐらいが適正であるかといふことがきめられてしかるべきだと思ひます。

そこであなたも指摘されたように、たとえばここに出てくる金融保険業として、貸倒引当金残高が八千六百億もあるといふことは、統計等を見ますと、われわれも、積み増し分はいつも出てくるわけですよ、年度別に。わかりましても、どれだけの年次で支払われて、そしてそれが積み重なつてきたかといふことがわからぬわけですね。ですから、実態を明らかにするといふ資料をと、こういうことを、くだいようですが、何べんもいままでも言つてまいりましたから、今後私は、いまの局長の言で、税制調査会等では、そういう資料というものが金融、たとえば銀行関係ではこれだけだ、もつとそれを分けて、信託関係はどうだ、あるいは保険業じゃどうだったといふことに区分されて、それが貸倒準備金としてどうだったといふこと、今度は租税特別措置法でいえば、価格変動準備金のほうでいけば、ちよつと実態に合わないのじゃないかといふことが業種別にこう分けられれば、おのずから出てくると思ひます。そういうものを、あなたも言われたように、高度成長の一つの誘導的なものとして、パイを大きくするための一つの方途として、こういう制度がとらざるを得なかったある時期といふものはあつたと思ひます。ところが、もう産業構造全体を見直さなくちゃならぬといふこと、それからもう一つは、そういう目的はもうすでに確立されて、ある企業で言えばもう寡占体制になつてやつて、むしろこの誘導措置が、寡占体制をつくり上げて、今日の異常物価高といふものをつくり出しておる元凶になつてしまつたといふところになっておるから、私は、いままでの措置を評価しながら、反

省をしながら、早急にこれにメスを入れて、制度そのものの検討よりも、まず、税法上の率を先に検討してもらって、そしてこれに対する措置を講じていただく、そういうことによつて逆進進も防げるだろうし、それから法人自体も、公平な私に税負担をしてもらうことになると思いますから、ぜひひとつ早急にそういう面について検討をされることをお願いするのですけれども、もう一度局長の決意を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 基本的には、成瀬委員の御指摘の方向でものごとの処理に当たりたいと思ひます。

ただ、一つお断わりしておかなければならぬのは、典型的な例として、金融機関の貸倒引当金の問題が出ておるわけでございまして、法律事項ではございせんが、今度の法人税法の改正の機会に、千分の十二という貸倒引当金の率を、千分の十に落とすということにしたいと思つております。そういったしますと、少なくとも四十九年度におきましては、金融機関は貸倒引当金の積み増しができる。四十九年度に關しては新しい積み増しができるという程度には、いままでの制度を、いわば押え込むということができるわけでございまして、将来これをいかにいたすべきやというのは、非常にめんどや問題でございまして、金融機関はお客さんからやつぱり預金を預かつているという関係がありますので、一種の支払い備金のものが、他の企業とは違つた意味においてなければならぬというところは言えるわけでございまして、現在の銀行制度の上におきまして、他の機関、他の会社とか企業と異なるその種の制度がございせん、もつぱら貸倒引当金の引き当てというところを通じて、支払い備金が金融機関内部に留保される形で今日まできておるわけでございまして。

金融機関の貸し倒れというのは、現状においては、平穏な状態ならば、めつたに起こるはずがないということございまして、実績率は非常に著しく低いということは、ここでもしばしば今日ま

で議論にあつたところでございしますが、金融機関のためのそういう支払い備金の性格の留保分がどのぐらいあつたらよろしいかというところにつきましては、これはやはり何年か一ぺんというよりは、何十年か一ぺん起こるかもしれない事態にどのように備えるかという問題があるわけでございまして、私もどなたもいたしましては、大蔵省内部の問題でございまして、銀行局に對しまして非常に強く、むしろ銀行特有のそういう制度を、法律上の制度として御審議を願つて確立をしてほしい。そうでないと、一般的な貸倒引当金というふうなことで、しかも、実績貸し倒れ率と乖離したような率にしておく、離れた率のままにしておくというところは、非常に税の立場からいうと困るのだというところを主張しておるわけでございまして、銀行制度の上におきまして、どうも、いまだうい制度を、特別な他の株式会社とは違つたうい制度をつくつたらよろしいかということを見つたしますのにつきては、やや暗中模索のような状態になつておりました、銀行局サイドからはなかなかそういうルールを、銀行だけの特有のルールをつくるのがむずかしいのだということをおいわれておりまして、この問題については、相当、金融機関の基本的な問題でございまして、若干、今度やりましたように、少しづつ率を下げるといううようなことはできるかもしれないけれども、一挙に基本的な直すことについては、よほど金融制度調査会等を通じて、基本的に議論をしてもらわなければならぬ問題が残つておるわけでございまして、その処理をどうしたらいいかということ

は苦慮いたしておると思ひます。

他の点につきては、御指摘のように、基本的にはかなり長い間固定された制度のまま今日まで残つておりますので、私もものほうといたしまして、税率の作業が大体これで一段落ついたやうなかつたやうになつておりますから、五十年以降の法人税制の問題としては、御指摘のやうな点を中心に、じみちにそういうものの実態に合はした制度に直していく。いろいろの点でいけば甘く

なつてゐる点があると私も思ひますから、それを直していくという方向に進みたいというふうに考へます。

○成瀬清治君 私、高木主税局長と、銀行そのものに對しての、法律でいろいろと保護され、そしてどういうふうなやつてきたかという現状認識が違つてゐる。あなたは何十年か一ぺん銀行が取りつけにやつて倒産をしたらいいんかということになつてしまふ、そういうもののために、この制度がどうだなどという議論は、私は、全く実態にマッチせぬ議論だと思ひます。しかし、そういうことが必要だというなら、私は、こういうところを柱にして立てずに、これはもう不良貸し付けの問題になつてまいります。ですから、そういう問題については、銀行局の中の、銀行内部の監査あるいは銀行局の監査なり、いろいろの意味で二重、三重にもそういうことが行なわれるとともに、あらゆる面でそういうことがないやうに実行なわれておつて、むしろ銀行はこれは罪惡論をやりたいぐらゐです。罪惡論がやりたい。最大の一番いけないのは金融資本だという認識なんですね。そういう立場に立つてやつておるのに対して、あなたは何か、何十年か一ぺん取りつけがあるから、これをどうだなどということを言つと、せつかつた話で、どこか主税局長の姿勢がおかしくなつちやう。だから、そういうことじゃなくて、もつとこの貸倒引当金、金融機関の貸倒準備金にきびしく、実態に合つた形でやつていく。企業原則に基づいてどうだとか、いろんなことを言ひますが、それは私は、当然なこと、日銀等の預貸率の問題もあり、貸し出しをどうするか、担保をどう取らなければいかぬとか、保証をどうせにやいかぬとか、いろんなことをやつてゐるので、少くとも税の問題で勘案するといふのは、少し主税局長が銀行に對して親切過ぎる。もつと私は、冷淡であつていいと思ひます。冷淡といふことはよくよくとばが悪いかもしれせんけれども、それまで税でめんどやを見てやる必要はないと思ひます。

それで、実際、高木さん。四十七年のこれ出ておられますが、四十七年にほんとうに貸倒準備金の中から銀行が取りくずした額はわかりますか。

○政府委員(高木文雄君) 金融機関の貸し倒れ実績はわかつておりましたが、申し上げません。

四十八年の三ヶ月決算のときの貸し倒れの実績というのは、十万分の二という非常に低い率でございまして、これは都市銀行でございまして、それから、地方銀行が十万分の四、それから、相互銀行が十万分の十三、それから信用金庫は、四十八年三月でなくて、四十七年の、たぶんこれは一年決算であると思ひますが、一番新しい数字が十万分の四十というやうな率になつております。この率からいまして、現在の貸倒引当金の率が著しく実態を離れておるといふことは明らかなのでございまして。

ただ、この問題は、日本だけではなくて、諸外国でもいろんな議論が行なわれておりました、正確なニュースではございせんが、アメリカで、金融機関に對する貸倒引当金の率が、正確な記憶ではございせんが、現在、千分の十五でございまして、千分の十八になつておるのでございまして、これを十年ぐらゐの計画で千分の五ぐらゐに落とすやうな話かと――現在千分の十八でございまして、これは、アメリカでは、一九六九年現在で千分の二十四でございまして、それを一九七〇年から千分の十八に落としました。七十六年から千分の十二に落としまして、八二年以降は千分の六にするといふことで、六九年以前は千分の二十四という高い率でありましたものを、四段階にいたしまして、十二、三年がかりで四分の一に削るというところをアメリカでもやつておるのでございまして。

現在の金融機関に對するいろいろな制度につきては、やはり国際的な問題といふのがないわけではないといふことがございまして、アメリカでは現在千分の十二で動いてゐるところでございまして、日本がアメリカよりも先に千分の十二から千分の十に削るというところにつきては、

の意味から申しますと、その損金算入が認められる限度についての量的評価の問題であらうかと思ふわけでございます。この問題もいろいろまあ政治献金等の問題もからみまして、いろいろと御批判があるわけでございますが、まあ一方におきましては、実は最近いろいろと国際的な事業であるとか、あるいは文化交流事業であるとか、あるいは社会保護的な事業であるとか、そういうことを政府に依存しないで、民間の自由意思によって進めることをもって進めるべきであるという意見も一方においてあります。政治献金の問題というのは、純粹の税制の問題とちよつと離れてきますので、なかなかむずかしいわけでございますが、それを別にして考えますと、むしろ寄付金についてもう少しそういう民間の自由意思によっていろいろと、何といひますか、善意による事業の推進ということが進んでいいではないかという議論も一方ではあるわけでございまして、いま今日の段階で、にわかになんかこれをどちらの方向で変更すべきやというところについては、私十分お答えできる用意を持たないという現状でございます。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、これも時間がかかりますからあとで……

これは、いただいております、法人の総資本の利潤率の国際比較があるんですけども、これは内容を見ますと、非常に支払い利子が多いんですね。日本の場合は昭和三十五年で二四・八%、四十二年に三〇・一%、それから四十六年が三六・三%、こういうふう非常に多いんです。イギリスあたりは二・七%、六・一%、七・四%です。それからドイツの場合も七・八%、一三・六%、一五・三%、こうなる。税金の負担率も、アメリカの場合は三二・二%、二二・二%、二七・二%。イギリスの場合は三四・四%、二九・四%、三三・二%。ドイツでも三三・三%、二二・一%、二二・五%、こういうことになっているのに、日本の場合は三十五年に一九・五%、それから四十二年に一四・四%、それから四十六年は一〇・三%、漸次下がってきているんですね。こういういわば税金負担の割合

になっていくんです。少なくともアメリカ等は三〇%近い、平均。イギリスもそうです。ドイツもそうです。こういうのはやっぱり企業の体質にもよります。先ほど言ったように、自己資本と他人資本の区別等含めましてそれはだいたい違いますが。しかし、アメリカあたりは、すべてやっぱり自己資本でまかなってやっています、自力体制をとっているわけですね。日本もいま相当、さつき成瀬委員の指摘じやないけれども、寡占体制に入っているわけですからね。それからあらゆる政府の、国家権力のいわば過保護体制の中でそういう状況になっているわけですね。で、この税金もやはりその一つだと思ふんです。ですから、こういう意味合いからいけば、私は、法人税率の引き上げが当然なんです、まだまだ余裕あると言つていいと思うんです。だから、そういう意味合いにおいて、今回四九・五%引き上げは当然なこと、これは五〇%こえたって、私は、そんなに企業に心配はない、こういうふうにも思ふんですけれどもね。それからこの配当についてもそうです。あるいはこの減価償却費の、これは大体諸外国と比べてもそう高いということではないで、税金と支払い利子、これが特徴的に日本は優遇されていると思ふんです。だから、こういう問題についても、私は、法人税全般の問題について、ことに特別措置法の過保護体制について抜本的に洗い直す時期にきているのではないだろうか、こういうふうには実は考えるわけでありまして、その点も総利潤の構成等含めて考えた場合にそういうことが言えるので、前段同様ひとつこれは局長十分検討していただきたい、こういうふうに思ふんです。この点はいかがでしょう。

○政府委員(高木文雄君) こういう角度からの検討は、私も実はあまり十分まだいたしていません。何と申しまして、産業構造があまりにも違い過ぎる。日本は、自己資本比率が御存じのようになっていますが、資本金一億円以上の法人の四十六年度における自己資本比率

は一六・六%というふうな非常に低い率になっております。それに対応するアメリカ企業の自己資本比率は五三・八%であるというふうな私どもの証券局の調べではそういうふうになっております。イギリスは、新しい数字がございませぬが、四十四年に四八・七%である。西ドイツは四十五年に三八・七%であるというので、自己資本比率がものすごく日本だけが飛び離れて違つております。このことは、別に申しますれば、借り入れ資本率が高いということの意味するわけでございまして、その関係で、借り入れ資本のウェイトが高く、それが税法上は損金になるわけでございまして、こういう全体の粗利益と申しますか、粗利潤と申しますか、こういうものの中におきます税のウェイトという形で分析をいたしてみますと、確かに税金負担が低いという結果になって出てくるわけでございまして、こうした問題は、なお今後とも検討していかなければならないわけでございまして、直ちにこういう角度からの税の負担割合が低いということだけではちよつと簡単に法人税負担をもっと上げてよろしいのではないかという議論につながることは、なかなか断定したいがたいのではないかと思ふわけでございまして、しかし、冒頭に申しましたように、率直に申しまして私どもこういう角度からの比較検討は十分でございますので、なお、勉強をいたしてみたいというふうに思ひます。

○戸田菊雄君 ぜひ局長の答弁の内容で御検討願いたいと思ふんですが、私は、単に諸外国の法人税率の比較、それだけでは中身の料理が違ふんですから、いま産業構造と局長もおっしゃられましたけれども、そのとおりだと思ふんです。どうしてやばいこういう総利潤構成からいろいろと検討するの、はたして妥当かどうかということと判断をするのが一つの方法であらうと思ふんですね。そういう意味合いにおいてぜひお願いをしたいのですが、さつきも指摘したように、銀行の利子支払いが非常に高いんですね。たとえば二五%から三六%と漸次上がっている。それから税率負担が

三十五年から四十六年まで一九・五%が漸次下がつて一〇・三%までなっている。こういうやっぱり極端な例というものは、やはりこの巨大プラント建設に対しては大きな借金を銀行からやつて、銀行も湯水のごとくそれを出すわけですから、そういう中で、高度経済成長というものをずっと保ってきたわけでしょう。だから、成瀬委員も指摘したように、すでにそういう産業自体の寡占体制というものが成就をされて、一人歩きできるというふうな状況までできているのに、これ以上また税制上特別措置でもって過保護政策をとらなくてもいいじゃないか。これは社会の世論に訴えたら、だれだってそういう意見が飛び出してくると思うんですね。だから、そういう点についてぜひ検討してもらいたいし、ことにこの石油化学ですね、さつきも指摘しましたように、これは全く借金だらけでやっているんですよ。たとえばこのエチレンセンターの十一社のうち七社まで赤字続きですよ。税金一銭も納めていない。こういうことで、借金借金でやって、そして大至急減価償却をやつて、そして会社を盛り立てていっているというのがいまの状況なんです。こういうものを、やっぱり過保護体制としてとられている。

それから鉄鋼でもそうですね。世界十六位まで見てみても、その中にオランダが四位、ソ連が九位。これを除きますと、すべて日本が占めているわけでしょう。たとえば新日鉄は一位ですよ。U S スチールを抜いていま第一位。日本鋼管はどうかという五位でしよう。川崎製鉄が五位。住友金属が八位になっている。これは四十七年度調査です。そのくらい全体世界的に見ても、見劣りしない生産体制までいっているんですよ。あるいはまた自動車にいたつてそうですね。世界第二位ですよ、四十二年以降。乗用車は四十六年以降。こういうことになって、産業成長のパターンの中で、税金負担はアメリカなんかと比較して全く安い。これも過保護体制をとられている。そういう状況の中で営々として大企業はどんどんどんどん大もうけをしてやっているんですよ。

式を考えて、歳入面のいろいろな苦勞があるわけですから、増税対策をとって歳入を補てんするということがあつてもいいじゃないか、こういうふうに考えるのですけれども、その点が一つであります。

それから、もうこれで終わりたいと思いますが、所得税の場合の、一千万円以上の場合の資料はいただきました。これはわかりました。これ計算してみましたら、減税額は九十四万九千二百五十円です。一千万で夫婦と子供二人、給与所得者の場

合ですね、平均世帯で。そうすると、月約八万円見当減税をされています、一千万円の人。ところが、普通の標準世帯ですね、百五十万円、これは課税最低限に該当する人ですけれども、この人たちの減税額を計算してみますと、大体百五十万円の人、春闘で二〇%今度——これは低い見積もりですがね、実際は三〇%以上出さなければこれはおさまらぬでしょうけれども、かりに二〇%と置きかえて百八十万、その減税額が、所得税二万五千円、これから一万五千元、こういうことになって、一万四百円の減税です、実際、住民税は一万四千九百円、これが一万二千三百二十一円、こういうことになって——前年度です。そうしますと二千五百七十九円。ですから、差し引き計算でいつて七千八百二十一円減税です。月額当たりどれぐらいになるかというと、六百五十円の減税です、六百五十円。これはあとで計算ひとつ出して、私が間違っておればひとつ正してもらいたい。

それから自身の場合ですね、課税最低限は、これは四十三万九千九百円、今回七十万六千円、こういうことで引き上げられた。ですから、二十六万六千円、これだけ引き上がったわけですから、これも同じようにかりに二〇%アップをしたという事で計算しますと、減税額は五千六百六十円です。月額にして四百七十円です。前の二〇%であつて百八十万円、四人世帯でもつて月六百五十円、自身の場合は四百七十円、そして、いま一千万の人は約八万です。このくらい違うんですよ。だから全部、総体一人一人洗つてみたら、いかに局長が名答弁をしようが、今回の大幅減税といわれる一兆四千五百億、平年度で一兆七千億、この減税態様というものは一貫してやっぱり重役、部長減税だということが言えるんです。これは個々に計算してみたら絶対そうなんている。だから、国民の大家は、重税感が払拭できないのは当然のことなんです。だから局長は、いろいろと人的控除を上げましたとか、税率もそういう緩和方式をとりました、十九段階でもつてそれ

は解決することになりましたよと、こう言っているけれども、現実にはこうなんです。わすかに五百円見当しかこれ減税にならぬということですから、いまいちのように物価狂騰の中で、二〇%もええる物価が上がつておつたら、実質増税であることは間違いないんですよ。これは、だから、こういう面についてもう少しやっぱり大蔵省としては、親心のある、当面の国民の苦勞というものの対して租税上、大ラッパを吹いたような大幅減税なら、減税らしいような中身がなければ、私は、国民はやっぱり政府にうそをつかれたと、逆を行こうと、こういうことにならざるを得なくなる。あるいは力でもってベースアップ戦つていこうということになりますよ。こういう点は局長どう一体判断をされておりますか。その点をひとつ回答願いたい。

○成瀬権治君 ちよつと関連。

いま戸田君があとから指摘したのは、世に言う重役減税じゃないかと、それを過般私にもある人が検討してもらつた資料なんです。私もよくわからないというんです。正確なのかということ、そのばんを裏入れしてみなかつたんです。が、いわゆる弾性値から見ると、やっぱり逆累進になつておるといふ、そういう結論が出てくるわけなんです。ですから、そういうふうな、いま戸田君は数字を出しましてやつてきておるわけですが、私は、額からそういうふうにはじいても逆累進じゃないかという、その額のことですから、大きいものがたくさん減税になるのは、減税の恩恵にあずかるのはあたりまえじゃないかといえよそれまでかもしれないけれども、弾性値がもし逆累進ということになるならば、その間におけるとこの税率区分の税率がおかしいことになると思ひます。ですから、そういうことを検討されておるかどうかと、こういうことなんです。それはどうでしょう。

○政府委員(高木文雄君) まず最初に、交際費の点でございますが、交際費については、御存じのように漸次否認の割合を高めてまいりまして、御

存じのように、四十八年度改正で七五%まで否認ということになつておるわけでございます。それで、にもかかわらず、交際費支出額は年々ふえておるわけでございます。不算入割合を見ますと、昭和四十一年度当時は一七・九%でございました。昭和四十六年度は二五・四%というふうにかつておりました。最近の新しい数字を見ますと、四十七年度では二七・五%に上つておりますが、四十八年度はこの不算入割合を七〇%から七五%に上げました関係で、さらに上がったはずであるというふうに思ひます。

これをさらに上げてはどうか、交際費というのはまことに困つたものであるから上げてはどうかという御意見については、一般論としては、私どもも理解できるのでございますが、実は先ほど不動産の取引に関連してお触れになりましたように、交際費支出というものは、どうもなかなかまいぐあいには申告されてこないということがありまして、それが否認割合が高くなればなるほど、企業負担がふえる関係で、自主申告の態度がだんだん好ましくない状態になつておるのでございます。そのために、税務調査にあたりまして、交際費に関する申告が正しいかどうかというところに相当手をとられる状況になつてきております。税務調査といつたしましては、やはり何といひまして、基本的な売り上げの脱漏であるとか、架空経費の計上であるとかいうような、基本的な申告の好ましくないものの調査に本来の重点が合はせられるべきだと思つてございまして、どうも現状では、相当の精力を交際費関係に充てなざるならぬということになつておるといふ税務の執行の実態を見ますならば、一般的に交際費についてもう少し何か手を加えたらどうか、制度上手を加えたらどうかという御意見は、それなりに十分理解できますけれども、またそういう執行の実態を考えますならば、またこの損金不算入の率を高めますれば、それに応じて税の負担が高くなるから、これは困つたということで、企業が交際費支出を自

粛するということになれば、非常によろしいわけでございますが、なかなかそうならないというところがございますので、私どもはよく一般に御批判がありますにもかかわりませず、実はあまり現在のところでは積極的な気持ちではなかなか取り組めないということになつておるのでございます。今回は、この割合のほうでなくて、控除額のほうを千分の二・五から千分の一・一に落としましたので、またそういう意味では、不算入割合が上がるわけでございますが、将来の問題といつたしまして、これをどのようにいたしますかにつきますして、必ずしもただ率を上げて強化をしていくことで問題が解決するといふふうには私は考えておらないのでございます。しかし一般的に、世論的にはもっと強化すべしということでございますから、来年度以降の問題といつたしましては、やはり幅広い各方面の御意見を承つていかねばならぬと思つております。

次に、所得税の問題でございますが、所得税の問題は、御指摘のように、所得収入階層別に見まして、絶対額が言ひますと、どうしても収入の多い方、したがつて、現在、税をよけい納めていただいている方に対する減税が大きくなるわけでございます。今回は、給与所得控除の抜本的な改正とか、税率の手直しも行ないましたから、いつものような物価調整減税の場合とは違ひまして、構造的に所得税の組み直しをいたしましたので、その面が特に顕著に出てきておるわけでございます。しかし、今回のような改正をいたしません場合でも、いわゆる物価調整的なものに重点を置きました改正をいたしました場合でも、現在の所得税の構造からいいますと、やはりどうしても、現在、税を納めていただいている額の小さい方には、税だけではなかなかやりようがないということもひとつ御理解をいただきたいと思つてございまして、全体の減税額は一兆四千五百億でございますが、そのうち、給与所得者についての源泉所得税についての減税額は一兆三千億強でございます。その一兆三千億強の減税額がどういう収入階層に

なっておるかという点は、昨日配付いたしましたこの資料の七ページ、七番というところに、給与所得者の四十九年度の所得税減税額の給与収入階級別の表がございしますが、大体給与収入で三百万円以下の方のところでもって、全体の額の六割を充てられておるわけでございします。構造その他を直しました関係で、その上の階級にも及んでおりますけれども、やはり三百万円以下の方について八千億強の減税が行なわれているというところは、何ぶん人数が多過ぎますから、一人一人にすれば少ないではないかということにはなりましようけれども、かなりの減税だということに確信をいたしているわけでございします。

それから関連して御質問がございました成瀬委員の御指摘の点は、実は非常にむずかしい、理論的といえますが、仕組み的にむずかしい関係になつておりますので、なかなか口頭で御説明をいたしにくいのでございしますが、概略だけ大倉審議官から説明をしてみたいと思います。

○政府委員(大倉隆雄) 実は、成瀬委員から、この資料について検討し、結果を教えてくださいという御依頼がございまして、計数を教えてくださいとあります。ちよつと局長が終始委員会のほうに出ておりますので、実は局長にいままだ計数を見ていただいておりますので、便宜私からお答えいたしたいと思ひますが、お示しになりました計数は、昨年、四十八年に比べて、四十九年に二割なり三割収入がふえたというときに、収入のふえ率と、昨年の収入に対する昨年の税法の税金と、それから四十九年の収入に対する四十九年の税法の税金と比べまして、その差、その伸び率、それを収入の伸び率で割るといふ形の計数でございします。これを弾性値と呼びなつておるようでございますが、実は弾性値の計算は、むしろ同一の税法を適用いたしましたときの収入の増加に対する税収の増加として通常は理解されております。御指摘の資料につきましては、そういう意味での、通常の弾性値をまず出して見まして、それに対してお示しになつた計数がどう変わつておる

か、それがいわば減税効果を示すわけでございしますから、そういう作業をいたしました上で、適当な機会に御説明をいたしたいと、かように考えております。

ただ、一点だけ申し添えておきたいと思ひますのは、いま私が御説明いたしましたような、通常一般に言われております租税弾性値と申しますのは、結果的に一よりも高く出てくる、所得税の場合、実績的にはおそらく二に近い数値をマクロ的には示すわけでございしますが、その理由は、税率が累進になつておるという理由よりも、むしろ所得の中で相当大きい部分が、人的控除その他で非課税になつておるということに起因する部分のほうが多いわけでございまして、極端に申しますと、収入が伸びたために、課税最低限の下から上に浮かび上がった方は、弾性値は無限度であるわけでありまして、税収ゼロが、税額が出てまいりま

すから、たとえ千円の税金でございしても、それは弾性値は無限度に出てまいります。したがつて、課税最低限を超えられの方は、収入が若干ふえますと、弾性値としては非常に大きい数値を示すわけでございします。したがつて、税率構造が累進的であるというところよりも、むしろ課税最低限の水準が、平均所得に対してどの辺にあるかというところが、所得の弾性値を構造的にきめるわけでございます。日本の場合のうちに、平均所得に対する課税最低限の水準がかなり高い場合には、どうしても弾性値は高く出るわけでございします。逆に申しますと、大減税をいたしまして、課税最低限を非常に引き上げますと、そのあとの、改正後の税制の弾性値といふものは、改正前よりも高くなります。課税最低限を引き上げたために、そもそもそういう性格を持つておると、したがつて、収入が低くて、課税最低限に近い方々の層のほうで、弾性値は大きく出る。そもそもそういうものであると、性質上、ということだけはちよつと申し添えておきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これで終わりますが、二点の質問と、一点の要請をして終わりたいと思ひます。

その第一点は、配当課税についてですけれども、これはどちらか一方に整理できないかということですね。まあ片や低率で減税をやられて、法人税でまた軽減措置をはかれる、どちらか一方当面整理ができないかどうか、これが一つ。

それからもう一つは、社会発展計画を、近く、新々社会発展計画をつくらなければいけないというところは、大蔵大臣も言つておられるわけです。やはり、今後の長期構想といふものは、租税政策に対する、そういうものをやはり社会発展計画の中に十分織り込んでいってはどうかという気がするのですね。けれども、その問題についてどう局長のお考えを持っておるか、この二つ質問です。

それから、いままでいろいろ要請した資料を、できるだけ早目にひとつ御提示を願いたい、以上です。

これで私の質問は終わります。

○政府委員(高木文雄君) 法人税のあり方につきましては、税制調査会の答申にもございしますように、特別の部会を設けて検討されることになつております。そこで一応基本的なことも論議されることになろうかと思ひますが、基本的なものといひますのは、配当についての課税を現在のようには、基本的には受け取り段階で調整をする。法人では受け取りました配当を益金に算入しない、個人では配当控除の制度があるという形で、受け取り段階で調整をするという制度がそのままでよろしいかどうかということが、まず第一に基本的な検討さるべき問題でございします。第二に、いまお触れになりましたように、配当課税という奨励的な措置といふものが、今後も続けられるべきかどうかということが検討されることになろうかと思ひます。それはあまりにも基本的な問題でございしますので、私といたしまして、あるいは主税局といたしまして、どちらの方向で検討するのだというお尋ねでございしますけれども、なかなかお答えしにくいわけでございまして、それこそ大ぜいの方の御意見を承りまして、また、税制調査会だけではなくて、広くまあ世論的なものを

求めまして、結論を求めていかなければならぬと思ひます。いまにわかには、たとえば二重課税の調整を現在のような、受け取り段階でやるのはやめて、支払い段階ですることにいたしましたし、また、また配当課税制度をやめたほうがよろしいというところには、なかなか申し上げにくいのでございします。これは私も税の立場だけで考えるわけにもまいりません。産業構造の問題と関連してまいります。特に、先ほどからお触れになつておりますように、日本の産業はあまりにも借り入れ資本依存率が高過ぎると、この問題をどうやって今後産業構造として解決していくんだという問題が伴つてまいりませんと、幾ら配当課税をやりましたも、やはりほとんど自己資本比率が下がつていくという現状、これをどういふふうにして他の諸政策との整合性を持たせながら、あまりにも下がつてまいりました自己資本比率を戻すようにするかどうかという問題に取り組んでまいらねばならぬというふうに考えるわけでございします。

第二の御質問の経済社会基本計画と税制のあり方の問題でございしますが、これは御指摘のとおりでございまして、全体といたしまして非常に高い成長率を前提といたしました経済社会発展計画とは違つて、低い成長率を前提として考えるというところになります。いわゆる税収の弾性値といふものが低くなつてまいります。一方今後の主要な歳出要因でありますところの、社会保障制度の充実のスピードをどのようにしていくのかと。それから社会保障のための費用負担をどの程度自己負担、会社負担、財政負担に求めていくのかというあたりの、社会福祉のあり方の構造の問題を相当深く突つ込んで議論をしてみたいと思ひます。と、財政の姿といふものが出てまいりませんものですね。なかなか先々の、先々といつてもそううんと長い期間でなくとも、たとえば五年計画ぐらいのものでありまして、なかなか税の構造が、どんなふうに向つていっていかうかということを見つけていくわけでございします。私どもといたしましては、経済社会基本計画を担当する

セクションなり、あるいは福祉計画を担当するセクションなりに対しまして、それらの将来構想というものを早く出してもらいたいという気持ちでありまして、そつちが相当進行してからあと、われわれのほうとして財政構造なり、税の構造の問題を詰めていきたいと思うわけでございまして、なかなかこれは時間がかかる問題ではないかというふうに思っております。しかし、それをきめまさんと、今後の税全体の水準のあり方というようなものもきまりませんから、それがきまらないうちは、法人税なり所得税なり間接税なりのあり方というものをきめるのはなかなかむずかしいわけでございまして、少し時間をかしていただいて、基本的な勉強をいたさねばならぬというふうに思っております。

第三の、資料を整えまして御提出申し上げますことについては、なるべくすみやかにいたすことをお約束したいと思ひます。

○委員長(土屋義彦君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(土屋義彦君) これより大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案。

以上、三法案を便宜一括して議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○多田省吾君 初めに、所得税法についてお尋ねいたします。

今回の、いわゆる所得税大幅減税は、再開国会冒頭の財政演説でも、物価の安定こそが、わが国の当面する最大かつ最優先の課題であると、こう

いうことで、財政金融諸施策の運営の基本を、総需要抑制の一点にしばって臨むことを明示しておりましたけれども、このような総需要抑制の要請に対して、一部から大幅減税は、納税者の可処分所得を増大させる、また、消費支出を刺激する要因ともなつて、総需要抑制に逆行するもので、相反する政策ではないか、こういう意見も確かにございました。そして減税の縮小、あるいは繰り延べ論も一部の学者にあったわけでございますけれども、この点について政府はどういうお考えでいるのか。

○政府委員(高木文雄君) ただいまのお尋ねにお答えいたします前に、昨日お約束いたしました法人の実際の税負担に關します東京都の調査では、納付税額で計算しておる、私どもの出しております資料では、算出税額で出しておる、その差額は、どういふふうになつておるか、数字で、源泉所得税額と外国税額等のことを示せという御指摘がございました。お答えを留保させていただきますのでそれを最初に答えたいと思います。

昭和四十六年度の法人の所得金額は、七兆四千七百二十一億円でございまして、私どもが提出いたしました資料によります法人税額、すなわち所得に対する算出税額は、二兆五千四百八十三億円でございまして、これに対して、東京都調査によります法人税額、すなわち納付税額は、二兆三千四百十六億円でございまして、両者の差額は、二千六百七十七億円となるわけでございまして、この差額は、所得税額等の控除がございまして結果生ずるものであります。

そこで、算出税額から控除し得る対象額となりますものは三種類ございまして、一つは、所得税額控除額でございますが、これが千八百七十二億円になります。二番目は、外国税額控除でございますが、これが六百二十二億円になります。三番目が試験研究費控除額でございますが、これが百六十五億円になります。それを合計いたしました額二千六百五十九億円から、還付になります分等五百九十二億円を差し引きますと、先ほど申しまし

た差額の二千六百七十七億円ということになるわけでございます。これが算出税額から控除されまして、そして控除後の金額が納付税額となるという関係になつております。

次に、ただいまお尋ねの点についてお答えをいたします。

四十九年度の税制改正にあたりまして、所得税の大幅減税を行なうことの可否ということに關連をいたしまして、御指摘のように、所得税の大幅減税を行なうということになりますと、納税者の可処分所得を増大させ、消費支出を刺激することになるから、総需要抑制という見地から言へば、と申しますか、あるいは経済政策的に言へば、ということになりましようか、適当でないのではないかと意見が税制調査会においても、学者系系統の委員さんの間から強く主張されたことは事実でございます。新聞報道等によりまして、一部学者を中心として、そういう意見が展開されたことは事実でございます。私どもの判断並びに税制調査会の最終的な見解といたしましては、確かにそういう点はあるけれども、税制を論じます場合に、単に経済政策だけでものごとを判断することでもできないのである。物価が上がりまして場合には、やはり一面において、それが納税者の生活に對するいろいろな意味での圧迫になることも事実でございますから、そういうふうな観点からするならば、物価の上がるときこそ減税の必要性が大いという意見もあるわけでございまして。

そこで、両者の二つの相反する意見をどういふふうに具体化するかということにつきまして、政府の考え方といたしましては、当時もつぱらどんどんと物価が上がつております時点において減税をするのは適当でないということで、年度内もしくは年内という減税はどうか適当でないが、しばし納税者に御無理を願つて、がまんをしていただいて、その分をまとめて四十九年度に減税をする、と、こういう物価情勢はそういうままで続くこととあるまいから、政府として何とか物価対策を緊急にとりまして、やや落ちつくことが予定され

る四十九年度に至つて減税をするということであれば、両者の二つの見方を調整して適切な政策となり得るのではなからうかということになつたわけでございまして、その意味におきまして、四十八年度の年度内あるいは年内の減税は、かなり御要請が強いけれども行なわれない、四十九年度にまとめて行なうと、こういう見解をとることになつたわけでございまして。

○多田省吾君 先ほどの昭和四十六年度の法人税額における算出税額と納付税額の差額についての明細をただいま承りましたけれども、その中で、還付税額五百九十二億円というのはどういう種類のものかお尋ねしておきます。

それから続いて所得税に關しまして、今回の所得減税は、諸控除の引き上げと税率の緩和が両方なされておりますけれども、各種控除の引き上げのうち、人的控除についてはどういふ基準で定められたのか、またこの中には、教育費の控除に見合ふ分も含まれていてと解釈しているのかどうか。

○政府委員(高木文雄君) 還付になる分等五百九十二億と申しますのは、具体的な法人が受けまところの利子なり配当なりについて源泉徴収を、利子・配当の支払いを受ける際に、源泉徴収をされておるわけでございまして、それとは別に、源泉徴収なかりしものとして所得計算をいたしまして、法人税の算出税額を算出したんですが、総体としてその利子・配当のみならず、その企業全体として納めるべき額が、たとえば百十億という数字になる、ところが、源泉徴収をされた額が百二十億なり百三十億なりという場合には、その二十は法人税の還付ということになるわけでございまして。それは、実態としては、先に所得税義で納付をいたしました利子・配当についての税の一部を返すわけでございまして。そういう性質のものが還付になる金額でございます。

次に、人的控除の基準でございまして、これは他の委員に對してもお答えを申しましたが、基礎控除、配偶者控除について二十一万円から二十四万円に引き上げる、扶養控除について十六万円か

二十四万円に引き上げるといふ、各引き上げ幅に、三万円なり八万円なりという引き上げ幅に、特別な意味を持つものではございませんので、たとえ夫婦二人であれば、二十四万円掛ける四の九十六万円が人的控除になる。夫婦であれば二十四万円掛ける二の四十八万円が人的控除になるわけでございまして、それによつて収入金額なし所得金額から、そのような人的控除を引きましただけ余について税率が掛けられまして、税額が算定されるわけでございまして、その人的控除の額が大きくなれば、いわば課税最低限が上がっていくという関係になります。

そこで、人的控除の水準がどの程度がよろしいかといふことにつきましては、家族構成に応じてどのような控除をすることが必要であるかといふことになるわけでございまして、そういう意味で、今回の給与所得者で言いますならば、夫婦と子二人の場合に百五十万円、事業所得者の場合については、九十七、八万円のところが課税最低限になつておりますが、それが適当かどうかというその水準の高さをきめるものが人的控除でございす。その意味で、人的控除の水準がよろしいかどうかを御判断いただきたいと思つてございす。

その際、本人と配偶者については三万円の引き上げ幅でございまして、扶養控除については八万円という非常に大きな引き上げ幅にいたしましたのは、ただいまお尋ねがありました教育費負担を考慮に入れたものでございまして、教育費負担のほかに、保育料負担というようなものについても考慮に入れたと申し上げたほうがよろしいかと思つてます。教育費や保育料について特別な控除制度を設けたらどうかという御指摘は、当委員会等においてもしばしば行なわれておるわけでございまして、そしてそれを検討いたしましたけれども、個別事情によりましていろいろと控除制度をつくることは、制度をますます複雑にするにとどまるんではないかといふことから、教育費控除であるとか保育費控除であるとかいふものを新たに設けま

すよりは、この際、思い切つて扶養控除の額を大幅に引き上げることによつて、実質的にそのような、特に費用がよけいにかかる、かかり増し経費について配慮をするといふことで解決するのによろしかるうという判断に立っているものでございす。

○多田省吾君　まあ今回の改正案では、基礎控除と配偶者控除がそれぞれ二十一万円から二十四万円に、扶養控除も十六万円から二十四万円に引き上げられた。また給与所得控除は、これは従来からサラリーマンの必要経費をといふことで、大幅に控除されたといふことはけっこうでございすけれども、ただし、その内容が、十六万円の定額控除にかえて定率控除を拡大いたしました。百五十万円までは二〇%から四〇%に、それから三百万円までは一〇%から三〇%に、六百万までは五%を二〇%に引き上げるほかに、現行の七十六万円の最高限度額を撤廃いたしました。六百万円をこえる分につきましては一〇%と、その上限を取り払つて、いわゆる青天井にしたわけでございす。

それから他方、税率のほうも、課税所得三千万円まで税率が適用される所得部分を拡大いたしました。実質上の税率の緩和をはかつておりますけれども、まあ結局、こういった給与所得控除の青天井といふものと、それから三千万円までの高所得者まで税率緩和をはかつたといふこと、この二つは、いわゆる金持ち減税、重役減税、こういうきびしい批判があるわけですね。現在どうしてこういう必要があるのかといふ声も強いわけですね。特に、給与所得控除につきましては、今回の減税規模の一兆四千五百億円のうちで、六割弱の八千四百二十億円がこれに充てられるんじゃないかと、そのように言われておるわけでございす。これはまあいろいろ理論的根拠をいたしまして、給与所得控除の青天井についての論議が行なわれたわけでございす。まあ一つには、一定の収入以上の給与所得控除が頭打ちになることは、本来必要経費の概算控除の性格を持ちながら、事業所得者等の経費の取り扱いと比較してバランスがとれないとか、あるいはアメリカでも勤労所得に対する最高税率を五〇%に押えているとか、西ドイツでも所得税の最高税率を五三%にとどめ、別途恒常的な財産税を課税するとかといふ方法で、勤労所得と資産性所得の間に差が設けられていたとか、こういったことを勘案したんだと、こういう理由が述べられておるわけですね。

〔委員長退席、理事河本嘉久蔵君着席〕

また、それから給与所得者の間からは、従来から所得の捕捉面についてクロヨン論など不満がありまして、他の事業所得、資産所得との間に不均衡があり、是正する必要があるが、今回それを取り除いたんだと、こういういろいろな理由ももっともらしくこれはつけられると思つてます。しかしながら、やはりいま現在、こういう狂乱物価のさなか、特に、低所得者の間に非常に生活困窮が拡大されているときに、どうしてこういう高額所得者減税を徹底的にやる必要があつたのかといふ声は、ぬぐえないと思つてます。私たちは、やはりそういう大幅な減税をするならば、課税最低限を大幅に引き上げる、こういう方向に徹すべきではなかつたか、このように思つております。特に、そういう事業所得、資産所得との間の不均衡につきましては、まあそういう面の課税を重くすればいいのであつて、幾らでもこの均衡ははかれるわけですね。ですから、それに対する政府のお考えと、それから今回の給与所得控除撤廃の青天井により恩恵を受ける人々は一休どの程度であり、給与所得者に占める割合はどのくらいなのか、また、青天井による減税額はどのくらいで、また、給与所得控除による減税総額に占める割合はどの程度と計算しておられるのか、ひとつはつきりした数字をお示しいただきたい。

○政府委員(高木文雄君)　昭和四十九年度の所得税の減税は、たいへん規模の大きなものでございすけれども、規模の大きなものであります。ただ、これは、いろいろと所得税の組み立てと申しますか、仕組みをいろいろ意味で改めたという点

が非常に特色でございす。毎年毎年所得税の減税は行なわれておりますけれども、各年行なわれております所得税の減税は、人的控除の引き上げを中心としたしまして、年々の物価の上昇に対応いたしまして、累進構造をとつております所得税の制度との関連で、物価が上がつたことに伴ひまして、実質的に負担増になることがないように配慮をするといふことが中心となつて行なわれておるわけでございす。このように人的控除の引き上げを中心とする所得税の仕組みの組み直しを毎年行なつておりますといふと、本来控除と税率の組み合わせによつて仕組まれておりますところの所得税といたしましては、かなりゆがみを出してまいります。たとえば所得再分配のカーブが非常に途中から折れ曲がつたものになつてくる、途中から非常にきついカーブになつてくるというふうなことがございまして、何年かに一ぺんは、大規模な所得税の直しをする必要が起るわけですね。今回は、そろそろそういう時期にきたといふ判断のもとに、かなりの多くの財源を充たしたとして、そして所得税の直しをするといふことになつたわけでございまして、これは昭和三十一年の税制改正なり、昭和四十四年のいわゆる長期答申を受けましたあとの四十五年、四十六年の所得税改正なりに対応する、ないしはそれを上回る大規模な改正になつたわけでございす。

で、大規模な改正の場合には、所得税全体といたしまして持つておりますところの基本的なものがみと申しますか、ひずみと申しますか、そういうものを直す必要があるわけでございすので、単に人的控除の引き上げだけを申しては、うまくいかないといふことになるわけでございす。そこでその点をいろいろと詰めたが、なかなかやはり、現行所得税の持つております問題点は、一つは、給与所得者の負担の問題でございすし、一つは、ただいま多田委員のお触れになりました資産性所得と勤労性所得のアンバランスの問題でございす。そういった問題をどのように

して解決すべきかということのいろいろな角度から議論してみましたが、その結果といたしまして、先ほどお触れになりましたような、ドイツやアメリカとのバランスを考へてみましても、日本の場合には、日本の所得税法独自の制度である給与所得控除の仕組みを思い切つて直すということを通じてバランスをとるのがよいのではないかとこの結論に到達したわけでございます。確かにこのような物価情勢にありましますと、何か所得税の減税のウエイトが、いわゆる低所得階層だけでなく、全階層にその所得税減税のメリットが及ぶように仕組まれたということは、目的意識が散漫したような印象をお持ちになるのはごもっともであると思ひますし、そのゆゑにこそいわゆる金持ち減税とか、重役減税とかという批判を受けるに至つておるのでございますけれども、しかし、それはそれなりに、やはり今回の場合には、もうだいたい長年基本改正を行なつておりませんがゆゑに、ぜひとも基本改正を行なわざるを得ないほどの切迫した事情になつていふように、われわれは判断をしておる次第でございます。

なかなか、なぜこういう機会にそういう改正をするのかということについて、心底から御理解をいただきますにつきますと、よほどいろいろな数字をもちまして、いろいろな角度から御説明いたしませんと、なかなか御理解いただけないことはよくわかるのでございますが、時間の都合もございまして、以上のような大筋のお答えにとどめておきたいと思ひます。

なお、数字について、今回の給与所得控除の、いわゆる上限制度の撤廃によつて、どのぐらいの人数なり金額なりの問題があるのかというお尋ねでございますが、大体六百十六万四千から上が、いままで制限がありましたのが、天井がはずれることになるわけでございますが、四十七年度の統計で見ますと、給与収入五百万円超の納税者の人数が十六万人ぐらゐになつておりますから、これから四十八年度ないし四十九年度にわたります給与の伸びを考えますと、六百万をこえるところとい

うのは、まず二十万人をこえることになるうかといふぐらゐに考へて推定をいたしております。それから六百十六万四千で頭打ちということのまゝにおいておいて、青天井にしない場合に、給与所得控除による減税総額がどのぐらゐ小さくなるか。先ほどおっしゃいましたように、全体の一兆四千五百億のうち、八千五百億ほどが給与所得控除のほうに充てられていたわけでございますが、これは頭打ちにしました場合に、その減税額がどのぐらゐ減るかと思ひます。御指摘のように、この部分は、全体の二千七、八百万人の納税者の数からいいますと、二十万ぐらゐでございますから、数が少ないという関係もありまして、減税に及ぼす影響額としてはさほど大きくはないということになるわけでございます。

○多田省吾君 次に、特別措置法の中で、少額非課税限度というものが二倍に、また別ワク国債は三倍、それから財形貯蓄も五倍、それぞれ引き上げられて、また郵便貯金のほうの利子非課税も二倍に引き上げられるということで、一世帯四人家族で元本四百萬円の利子収入が非課税とされることになつたわけでございますが、現在の一世帯当たりの貯蓄額は、保険料支払いを含めて二百四十萬円でございまして、少額貯蓄非課税を利用したいわゆるマル優の利用度も一口座当たり二十萬円という実情を考へますと、その拡大をこのようにはかられまして、いわゆる高額の資産家のみに対する優遇拡大政策のように受け取られます。それよりもむしろいま言われておりますように、こういう消費者物価の値上がりがおつた一年間で、二・三・一％というような現状でございますが、これよりも、百万なり百五十萬なりの預貯金に對してやはり一〇％以上の利子をつけると、そういうようなやり方のほうがずっと適切なのではないかと、こういう意見も多いわけですが、これは銀行局等の問題もありましようけれども、これに對してどのように考へておるんですか。

〔理事河本嘉久蔵君退席、委員長着席〕

○政府委員〔高木文雄君〕 非課税貯蓄ワク等の拡大の問題は、御指摘のように税制の面から申しまゝすと相当いろいろ問題があるわけでございます。しかしながら、実際問題といたしまして、一人の方々が金融機関に預金を持つておると、また郵便貯金もしておると、また勤務先でも預けておるといふように、いろいろな優遇制度をうまく組み合わせて活用しておるといふことは、理論的には考へられますけれども、現実にはなかなかそううまく金融資産を分散活用するというわけにもいかないわけでございます。それで、現実に郵便貯金の勧誘に当たつておる人方、それから預金の獲得に専念しておる人方、また保険等の勧誘に当たつておる人々のお話では、やはり御指摘のように、統計上にあつた平均金額では、そんなに大きな貯蓄額には一世帯当たりなつておりませんけれども、現実には、限度額一ぱいまでも預金をしておる、あるいは郵便貯金を預けておる、また保険に入つておるといふ方はかなり多いわけでございます。まして、もし貯蓄奨励がどうしても必要な政策であるというのであれば、この際やはりそれだけの限度額を上げてもらはないと、なかなか思うように貯蓄の推進がでないといふことでございます。

まして、私どもは、それらの預金を預かつておるという機械の、いわば、言つてみれば、企業側の方の意見に従つたといふことではなくて、現実に預貯金の勧誘をやつておられる方々等の意見もまあある程度聞いてみました。やはりこの際、貯蓄奨励がどうしても必要であるならば、税制上はある意味で問題がございまして、この際限度額を引き上げるのもまたやむを得ないやうな判断に達したわけでございます。おつしやるように、四人世帯にすればかなりの多くの額になるではないかといふようなことは、私どももこの検討の段階で議論はしたわけでございますが、しかし、現実問題として、働き手の御主人が、自分だけの、いわゆる限度額が一ぱいになつたから、今度は配偶者の名義を利用するとか、それから子供さんの名義を利用するとかいふとこまでして、いろいろ

とワクを広げていくということは、現実にはないとは言えないわけでございますけれども、またそうだからといって、限度が一ぱいのために、あたかも奥さんや子供さんの名前を利用してなければならぬか広げられないかといふようなことのまま放置しておくのもまた一つの問題でございます。で、こういう貯蓄奨励が物価対策、総需要政策との関連上、必要な時期でありまするがゆゑに、税制上やむを得ないことにいたしましたわけでございます。

なお、むしろそういうことをするよりは、銀行の預金制度のほうで何か考へたらどうかという御指摘でございますが、これは私からお答え申し上げますのは必ずしも適當でないと思ひますけれども、新しい法律を出してまで、あのような割増金の預金というものを考へましたり、いろいろとそれらの方面でも苦勞はいたしておるわけでございます。まして、金利を上げますといふことは、これは非常に影響するところが大きいわけでございます。それは私の専門でございませぬのでお答えを省略させていただきますけれども、やはり大臣もいろいろ御検討の上で、なかなか踏み切れないといふことでありまして、比較的いままでの制度である預金の非課税貯蓄額の拡大ということに主眼を置いて、貯蓄奨励をやつていこうということにウエイトを置かれたわけでございますので、その辺は御了解をいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 昨日も、論議されたのでございましてけれども、前から何回もこの委員会でも論ぜられておりましたいわゆる分離課税の問題ですね、土地もそうだし、利子・配当もそうでございますし、これがなぜこの四十九年度改正でこの撤廃が実現されなかつたのか。それから同じく個人の株式のキャピタルゲイン非課税が、徴税技術論を理由に今回も放置されておりますけれども、その理由がどうですか。それからもう一つは、所得税法第七十八条一項の二号に規定する寄付金控除額を今回の改正で、

いわゆる足切り限度額を一万円としましたけれども、この改正の理由はどういうわけか、また、どれほど改正効果があるのか。この三点をあわせてお伺いします。

○政府委員(高木文雄君) 第一の土地の譲渡所得の比例分離につきましては、昨日、大臣からもお答え申し上げましたように、メリットとデメリットのある制度でございます。で、四十五年から分離制度になりました。税法の統計の上で見ますと、譲渡所得が三兆をこえるような程度にまで相当大規模に土地が動いておりますが、この制度ができました前には、その譲渡所得の額は一兆弱でございました。そのことを考えますならば、やっぱりこの分離課税制度によって、土地が非常によく動くようになったことは事実でございます。住宅の対策をはじめといたしまして、土地を、いわば先祖伝来の土地を手放しやすいうようにすることによりまして、土地の流動化をはかるという意味での目的は、それなりに達したわけだと言えると思います。反面これが租税の公平を害するということとは御指摘のとおりでございますので、今回の税制改正にあたりまして、税制調査会等におきまして、その点をずいぶん議論されたわけでございますが、これにかわるべき案がないということでありまして、やはり当初の予定でございまして五十年末まではこの制度でやらしていただきたい。それにいたしまして、ことしの夏から秋にかけてはこの制度を今後どういうふうにしたすべきかというのを十分検討いたしまして、五十年末税制改正では、何らかの形で手直しを必要とするというふうに考えておる次第でございまして、この問題は、五十年末税制改正の非常に大きな中心項目の一つになるものというふうに考えております。

選択制度でございますから、この制度ができました四十五年以前の分離制度とは意味が違うわけでございます。かなり十歩も二十歩もその以前よりは制度として前進してきたわけでございます。それでは今度は源泉選択制度をやめるかどうかというところでございますが、現行のように預金にという名寄せができない、無記名預金制度がございまして、架空名義預金というものがございまして、たかりたします現状におきましては、源泉選択制度をやめまして、一律に総合課税に持っていくことは、これはちよつと現実問題としては不可能ではないかと思ひます。それがためには何かうまい名寄せ制度ができればならないわけでございますが、名寄せ制度については世上いろいろと御批判もありませんので、現実問題としてなかなか簡単ではないというところになるわけでございます。ただ、源泉選択税率の二五%というものが適当であるかどうかというあたりにつきましては、検討を要する問題があるわけでございます。これまた期限切れを待ちまして五十年末税制改正の際に議論しなければならぬと思ひております。有価証券のキャピタルゲインについての非課税の問題は、これは御指摘のように税制としてたいへん問題がございします。しかしながら、毎日、証券市場におきまして大量の株が売買されておりました。その株の値段も、随時変動するという状況にあります。なにか値段を明確につかみ得ないままに、なかなか値段を何月か前か、何年前かに幾らで買ったものかという取得価格の確証が困難でありまして、そういういたしますと、譲渡益や譲渡損の計算が非常にむずかしいというところになるわけでございます。

で、私どもといたしましては、株のキャピタルゲインが税制上相当問題があることは十分承知をしておりますけれども、現在のような株式取引の実態からいいますならば、性急にこれを原則課税というふうに持っていくことは非常にむずかしいと思ひます。ただいまございします例の五十回、二十万株以上の取引があった場合には、やはり課税原則に戻るといふ規定がございしますが、あの種の規定を漸次整備をしていく等の方法を通じて、一歩一歩に課税のほうに向かつて進んでいくというふうな考えでおるわけでございます。ぜひともこの春からでも専門家の集まりを持ちまして、研究グループをつくって検討を進めてまいりたい。大蔵省の中におきまして、証券局等も含めまして、こういうことに取り組んでまいりたいという心がまえでございます。で、じいせん日を待つということではございせんから、ひとつしばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

最後のお尋ねの寄付金の問題でございますが、本来寄付金についての非課税措置は、通常期待される程度をこえて行なわれる場合を対象として考へればよろしいのではないかと、足切り制度があるわけでございます。また、きわめて零細な寄付金まで一々控除の対象にするというところは、税務執行上も繁雑でございます。きわめて少額なものは、いわゆる一般的な課税最低限で配慮されてしかるべきものというところで、少額についての足切り制度があるわけでございます。しかしながら、他方、わが国の社会福祉施設の現状あるいは学校教育施設の現状からいいますと、なにか、こういう施設を奨励助長していくというところに、民間の自発的な発意というものが非常に重要でございます。これを税制の上におきましてお手伝いをするということも、社会福祉の向上なり、教育の振興といった観点から見てきわめて意義があることではないかというふうに考へられますので、まあ従来の考え方を若干緩和をいたしまして、この際足切り限度額を一万円ということに引き下げることにしまして、寄付金控除の制度を簡素なものにいたしまして、わかりやすくいたしました。そして、多くの方にひとつとんどん善意に基づく寄付を進めていただけるように用意をしたということでございます。

○多田省吾君 国税庁に二、三お尋ねしてみたいのであります。石油危機に便乗した大企業、商社の不当利益が大きな政治問題になっている反面、中小企業や小売り商等零細企業の中では、金融引き締めのおおりにまともに受けまして、法人税や法人事業税の滞納が前年度と比較いたしました大幅に増大しております。これが中小企業、零細企業業の苦しさをも物語っているわけでございますが、国税庁としてこの実態をどのように把握しておられるか。また滞納の理由をいたしまして、決算では赤字でありながら、実際には手形割引ができないでかかっているとか、あるいは納税分を一時融資する従来の銀行が、金融引き締めで貸し出しを断るとか、こういう理由で滞納されている分もあると思ひますが、実情はどうなっておりますか、お伺いしたい。

○政府委員(吉田富士雄君) 銀行関係のいろいろ事情は、国税庁のサイドではあまりつまびらかではございせんが、滞納の実態を申し上げますと、昨年十二月末の法人税の滞納額は七百二十七億円でございまして、四十八年度九月期—前期の六百二十九億円に比しまして一六%の増でございます。確かにある程度増加していると思ひます。件数で申しましても十二月末は十万五千件でございまして、前期の九万四千件に對しまして約一二%の増になっております。ただ、法人税額全体も増収してもふえてきておりますので、ただいま七百二十七億円という滞納額は、同期の法人税の徴収決定税額全体—分母と申しますか、それが三兆七千億でございますので、それとの割合で見ますと、全体の一・九五%の滞納でございします。これは法人税でございますが、国税全体のこの率を見ますと、徴収決定済み額に對しまして二・〇%—一%になっております。したがって、かつて法人税は全体の税に比しまして非常に滞納が少なかったのが、だんだん全体の税の伸び率に近づいてきた、十二月末で、そういうふうに考えております。

それから大法人と中小法人と、それでは法人税の滞納はどうかというのは、実は全体の数字のよ

うに、全国的な数字はございませんですが、大蔵省税務局と東京国税局のADP、電算機処理をやっておりますところで計算いたしますと、これが全体のキャパ率の大体六五%を占めておるわけでございますが、その際、十二月末で税額で比較してみますと、資本金が一億円未満のいわゆる中小企業と、一億円以上の法人とを比べますと、対前期の伸びは、一億円未満の滞納税額の伸びが二五・三%プラス、それから一億円以上が二五・四%プラスということになっておりまして、この段階では、大体いまのところ同じような伸びでそれぞれ滞納額がふえているというのが実情だと把握しております。

○多田省吾君 最近土地譲渡に関する不正がずいぶんいわれておりますけれども、その手段といたしまして、一つには、裏契約の契約書を作成して売買価格を偽装して脱税する。二番目には、悪質な不動産仲介業者が介在して過少申告を入れ知恵する。あるいは第三番目には、譲渡代金を対価以外の名目、たとえば移転費補償金などの名目で支払いを受けていたもの、こういうやり方がいろいろあると思っておりますが、これらの不正申告や脱漏などをどの程度の調査統計を出されているか、あるいは今回の特別措置による土地譲渡等にかかわる事業所得等の課税の特例、あるいは特定事業用資産の買いかえの特例、こういったものに関してこのような不正手段が利用されるおそれはないものかどうか。

○政府委員(吉田富士雄君) 確かに土地譲渡にからみます税金の通脱というのは非常に目立っておりますが、法人税の調査の場合も、所得税の調査の場合も、こういう不動産売買業あるいは不動産仲介業という業種は、調査の重点業種といたしまして集中的な調査をやっているわけでございます。そのうち法人のいわゆる土地重課につきましては、この四月一日から実施が本格的に動き出しまして、これまで非常に部分的な、その年の間に売ってすぐ買ったとか、あるいは仲介手数料が所定の手

数料をオーバーした場合にだけ適用になりますので、今後の問題でございますが、個人の譲渡所得につきましては毎年だんだん調査がふえてきておりますので、その数字を申し上げたいと思っております。

これは四十七年の一月から十二月までの調査事務でございますが、ただいまお話しした租税特別措置法による特例適用という事実に対する確認の調査も含めまして、全体で十六万五千件の調査をいたしております。その中で、申告漏れのあった件数は七万八千件でございます。調査対象の四八%が何らかの脱漏があった。脱漏金額は——申告所得金額が全体で八千五百七十三億円でございますが、それに対して申告漏れのあった所得金額は——これは税額ではございません、所得金額でございますが、それは二千億円でございます。それから、ただいま申しました十六万五千件の中で、特に実地調査と称しまして精密に調査をいたします、どちらかというと、ただいまお話ししましたようないろいろ不正の手段を用いていると考えられますものに對しまして、特に詳しい調査をやるわけでございまして、その調査を三万四千件に對してやりました結果、申告漏れのあった件数が二万一千件、全体の約六割が不正があった。もともとそういうものを特に調査対象に選ぶわけでございまして、それにしても、十人のうち六人が、平均で大体四百九十万円の譲渡所得を漏らしていたという数字はございます。

なお、ただいまお話の、租税特別措置法を不正に利用するといふものに対してのチェックといたしまして確認調査というのを実地調査としてやっておりますが、これは、この期間、約一万四千件についていたしまして、そのうち約五千件、全体の三三%が、やはり租税特別措置法をある意味で不正に利用していたり、あるいは単純な申告漏れもございまして、そういうものでなく非違があったという数字が三八%ということになっております。

決算期を控えまして、減価償却のやり方の変更とか、あるいは不均衡な機械設備を設けるとか、あるいはたなおろし資産の再評価がえとか、まあいろいろないわゆる合法的なやり方で、ばく大な利益隠匿をはかるのではないかと、こういうおそれが多分にありますけれども、国税庁として、その点はどう考え、どう対処されていかれるおつもりなのか。

○政府委員(吉田富士雄君) その点につきましては、再々この国会でも御指摘がございまして、大蔵大臣のほうからも、特にその点は重点的に調査するようにという御指示もございまして、私どもといたしましては特に大きな法人、資本金五千万円以上の法人は、御案内のように、国税局の調査課所管の法人になっておりますが、そういう国税局の調査課所管法人である大きな法人につきましては、特に集中的に、しかも、業種をできるだけしぼりまして、重点的な調査をやるような体制を組んでおります。

で、いま御指摘の、各種準備金、引当金等を利用していろいろなことをやっている場合にも、それが、適法に、税法の定める損金算入の限度内であれば、法人の計算を認めますが、しかし、限度を超過した場合には、超過分については、当然所得に加算する、特に、事実関係を偽装隠蔽いたしましたというものを悪用する場合には、重加算税の対象になることも私どもとしては考えております。

それから減価償却の方法等につきましては、これも現下の情勢でいろいろ問題が多くなりましたので、去る三月九日に長官から各国税局長に對しまして通達を出しまして、従来にも増して厳格な処理をするようにということにいたしております。

で、これまでは、これらの減価償却の方法の変更等につきましては、税務署所管の法人については税務署長、調査課所管法人につきましては国税局長にまかしてあったわけでございますが、こういうときでございますので、問題のある場合に

は、それぞれ一段階上げて、税務署長の所管法人につきましては国税局長、国税局長の所管法人につきましては国税庁長官に申上せるようにいたしております。で、その結果、国税庁長官のほうにまいりました件数は、約五十件弱でございますが、まあこれにつきましては、それぞれバランスをとって、法令に沿って処理をするように、現在検討中でございます。

○多田省吾君 次に、法人税関係でお尋ねしたいと思っておりますが、まず最初に、あしたお聞きできるかどうかかわりませんのでお尋ねしておきたいのですが、例の会社臨時特別税の問題ですが、今回のいわゆる自民党案と、それから社会、公明、民社が賛成した案ですね。この二通りあるわけですが、それぞれ——大蔵省当局のお話として、新聞には二千二百億円と千八百億円と四百億円違うんだとか、あるいは新聞によつては、二千億円とそれから七百億円、三分の一ぐらいになるんだとか、いろいろいわれておりますけれども、大蔵省当局の試算はどうなっておりますのか。

○政府委員(大倉義隆君) 私ども、いわば最終的な案が、私どものほうにわかりましてから、急いでごく大ざっぱな計算をいたしてみたいと思っております。これによりますと、社会党が昨日、衆議院に提出されました、御承知の年所得五億円以上を対象にするという案によりますと、概算でございまして、二千五百五十億円から二千二百億円ぐらいになるんではないかと思っております。これに對しまして、さらに払い込み資本の二割以上の部分と、年五億円と、いずれか大きいほうを基準にするという自民党が提案されました案によりますと、概算で千七百億円ないし千七百五十億円ぐらいになるんではないか。いわばその差は約四百五十億円程度ではなからうか。きわめて大ざっぱでございますが、そのような試算をいたしております。

○多田省吾君 主税局長に、土地資産の評価についてお尋ねしたいんですが、一つには、建設省の地価公示価格。二つには、固定資産税の自治省のいわゆる評価額。三つ目には、大蔵省の相続税の

評価額。四つ目には一般の時価。土地の評価額が四つあるわけでございますけれども、まあ公的評価の三種類と、それから時価を合わせて四面の評価額を持つてゐるわけでございます。行政機構の相違があるといへばそれまででございますが、政府が法的に規定する評価が三種類もあるといふことは非常にふしぎな姿でございます。地価の正當な価格を、一そう混乱させておられます。建設省はこれを総合して、土地評価を一本化して課税評価は時価に近づけるといっておられますけれども、大蔵当局の見解はいかがでございますか。

○政府委員(高木文雄君) これなかなか複雑な問題だと思ひます。一般的には土地評価を一本化いたしまして地域地域によりまして、一定の額を出しておきまして、そして相続税なり固定資産税なりの課税標準としてものを考える場合には、その評価額を基準にしてその割合をとるとか、あるいは税率のほうで調整するという方法がわかりやすいといひますが、明解な方法であらうかと思ひわけでございますが、この地価の評価といふのはたいへん事務量として多くのものを要するわけでございます。たとへば相続税で申しますと、年間に何万件かという相続が発生いたします。その何万件かというそれほどの数が多い発生を見ます相続税のために、日ごろから評価のためにどの程度の精力を投入しておくべきかということになります。いささか疑問があるわけでございます。簡明という点ではよろしいわけでございますけれども、全体を統一することに行政上の能率といふことを考えてみますと、必ずしもそうしなくてもよろしいのではないかと、またまた考えられるわけでございます。従来から、しかし、それは申しましたが、少なくとも相続税と固定資産税の評価については統一をしたらいいんではないかといふことでございまして、ちょうど昭和三十年代の終わりに、この評価を将来統一をいたししようといふことで、相続税評価と固定資産税評価の統一について努力をいたしておりますし、これをさらに引き続きそのような努力

は続けてまいりたいと思つておりますが、これをさらに公示価格の制度とまでくつつけるかどうかといふことにつきましては、現在公示価格制度が市街化区域等を中心にして行なわれておるといふことがございまして、これを全般に及ぼすといふことについては、相当な人手と時間を要することでございますので、はたしてそれがよろしいかどうかといふことは、相当問題があると思ひます。建設省におきましては、地価対策、土地の値段の対策という見地から進められるわけでございます。それと、それと目的が違ふこともありまして、思想的には統一をはかるべしといふことで、基本的には賛成でございますけれども、現実行政問題といひましてはなおいろいろむずかしい問題があるわけでございます。昨年の九月でしたか、十月でしたかに出されました行政監視委員会からの報告によりまして、この問題について触れておられるところでもございまして、われわれは、内部ではなお検討をいたしてはおりますけれども、それではいつどういふ時点から統一に向かつて具体的に歩み出すかといふところまではとめてないわけでございます。恐縮でございますが、なお、今後の検討にまかしていただきたいという感じでございます。なかなか多くの問題を内部にはらんでゐるものと思つております。

○多田省吾君 昨日も質問いたしました。いわゆる法人税の本法の中の貸倒引当金期末残高一兆八千四百三十七億、退職給付引当金が一兆九千七百十二億、また受取配当益金不納入額も、昭和四十六年だけで二百六十六億に及んでおります。

特に、先ほど論議がございましたけれども、こういった貸倒引当金を、先ほど局長は、積み増しを一年とか、これをできないようにすることはできると、このようにおっしゃつておりましたけれども、こういったものを、やはり少し多過ぎるといふことで、ある程度取りくずすとか、そういうことができるのかどうかですね。これがやはり資本金別法人の税負担において逆進を招いてい

る大きな原因にも私はなつておると思う。この点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 午前中の御討議の際に、他の委員のお尋ねにお答えいたしましたように、引当金制度は、準備金制度と違ひまして、本来何らかの意味においてやはり一種の債務性のあるものに限定されておるわけでございますから、制度としてはこれは存続すべきものであると思つております。ただその場合に、どのような率で積み増しをするかを認むべきか、特に、税法上それを認むべきかという点については、なお批判のあるところでもございまして、私もいたしまして、今後ともその検討をいたすことを午前中お約束したとおりでございます。

ところで、貸倒引当金について申しますと、ただいまお触れになりましたように、四十九年度に積み増しが起らない程度にといふことで、金融機関につきましても引当率を、千分の十二から千分の十に落としてゐるわけでございます。それから先の問題については今後検討を続けてまいりたいと思ひます。

その場合におきまして、しかし、いまのところは、過去の積み立て実績までは触れない、過去の実績積み立て率までは企業ごとにそれは積むことを認めるという前提をとつておるわけでございます。ただいま多田委員御指摘のように、過去の積み立て実績まで課税に取り込んでくるということについては、いろいろ問題があると思つております。その問題があるという意味は、言つてみれば、過去の積み立て分の取りくずしを求めるといふことになりまして、これはある意味で、過去の利益を課税対象にするといふことを意味するわけでございます。何か国家非常のときであるとか、それからまたいろいろの意味で、臨時的に急激に財源を必要とするといふような、言つてみれば、一種の非常事態といふようなことであります。また話は別でございますけれども、通常事態のときに、過去の所得からなりまして、この部分について課税をするといふことについては、私

どもとしてにわかに賛成をいたしかねるという感じでございます。

○多田省吾君 じゃ最後に御尋ねしますが、ひとつ簡単に御答弁いただきたいと思ひますが、財形貯蓄の利子非課税措置は理解できますけれども、この財形貯蓄の奨励は、はたして勤労者の持ち家が将来保証されるのかどうか。こういうインフレによる預金利の目減り減価を、政府が補完しないとするならば、単なる財産形成貯蓄に名をかりた勤労者からの金集めにすぎない制度となるおそれがございます。最近の財形貯蓄の金融機関別契約状況を見ますと、加人数におきましては証券会社がトップで百三十二万八千人、次が信託銀行の五十四万六千人、都市銀行の二十万七千人、地方銀行の十一万八千人、貯蓄残高においては、証券会社五百十三億、次いで信託銀行は三百七十四億、都市銀行百十六億、地方銀行五十五億の順になつておりますけれども、このような理由を主税局としてどう見られておるのか、簡単に御説明願ひたい。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘のように、財形貯蓄につきましても、これは非常に将来の発展という点について興味ある制度でございますが、いささかといへども、これが単純なる勤労者からの金集めにおちいるようなことがあつてはならないといふふうにお考へるわけでございます。まさに御指摘のような点が非常に心配の点の一つでございます。私も私どもいたしましては、勤労者と雇用主との間で十分の協議が行なわれて、そして十分なる監視のもとに、それがいわゆる財産形成に間違ひなく役立つものにならなければならぬといふふうにお考へるわけでございます。その意味で、お尋ねのような、証券会社なり信託銀行なりが中心になつて運動をいたしますか、この種の貯蓄が進んでおるといふ実態をどう評価したらよろしいかといふことはむずかしいわけでございます。特に、税の立場からは、何らかの批判を加えるべきものではないと思ひますが、まあ私個人として考へますならば、やはり証券会社にいたしまして

も、信託銀行にいたしましても、やや長期性貯蓄というもののついて従来からなれておるといふ関係があるわけでございますので、いままでのこの種の企業の企業が行っております体質から、おのずから都市銀行や地方銀行よりも、この種の会社のほうが、このような長期の預金の収集ということについて熱心である、またこの集められましたお金を、住宅貯蓄その他運用を考へていくという必要があると思います。その意味で、証券会社や信託銀行がいままでのところ熱心であり、かつかなりの実績をあげているという結果になつていふと思ひます。私どももいたしましては、税の立場では、必ずしもこの金融機関がどうであるかということについて個別の見解は持っていないかということに公式には申し上げざるを得ないわけでございます。

○成瀬権治君 総理大臣が間もなく出席の予定でございますから、それまでなんです。またあつてにでもいろいろな問題について質問をしたいと思ひますが、みんなもくたびれちゃつて言わなかつた問題が、医師の優遇の問題だと思ひます。税制調査会の答申は、特別部会を設けて検討を進めており、別途答申するというので、これが合理的か不合理かということ、もう結論の出る問題で、ただやるかやらないかの決断の問題にかかつてきておる。で、非常にむずかしいからというので、東畑会長が、これは去年、おとしぐらひの話ですが、とにかくやると、こうなつておつて、あの人の相当きつゝい決意表明というものがされ、われわれも期待しておつたけれども、これが全く期待はずれ。そこで、不当なもの——不当というのちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、認められておるわけです。それがやれないところに非常に問題があると思ひます。ですから、これをどういうふうにするのかというの一点。

なつてきておるわけですね。ですから、医療控除というふうなことにしても、何らかの検討をされようとしておるのかどうか、これも来年度の課題として基礎控除等をいろいろとなつておみえになつたわけですが、この医療控除の問題についてはどうしようかとされておるのか、二つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 社会保険診療報酬制度につきましまして、東畑税制調査会長が、かつて中医療協の会長をしておられた事情もあり、社会保険診療報酬制度にたいへんお詳しいわけでございます。また関係者の方々、お医者さんのほうにつきましても、支払い側につきましても、いろいろお知り合ひがおありになるといふことで、何とか自分がいかに案をつくらうとしようといふつもりでおります。さればこそ、この特別部会の部長も、東畑会長自身が御担当になつてやつておられるわけでございます。今日までそのような心組みでお進めになつておられながら、まだ実現に至りませんのは、言つてみれば、そのこと自体が事のむずかしさを証明しているようなものでございまして、どのように改正するかという問題もございまして、いづつどのように進めるかという、いわば段取りのような問題もなかなか微妙でございます。ために、今日までおくれられているわけでございます。税制調査会の事務局の立場にもございまして、私どももいたしまして、非常に申しわけなく思つておる次第でございます。

しかしながら、昨年の暮れに行なわれました医療費改定の中におきましても、同じ医療費の改定にあたりまして、技術料がかなり重視されるような内容の改定でございまして、また物価その他へのスライド制というふうなことも、現在社会保険診療報酬制度の問題として議論されている制度もございまして、と申しますことは、社会保険診療報酬制度の適正化が、着々と進んでいるという事態でございまして、もういよいよこの制度について手直しをすべき時期がまいったのではなからうかというふうに私も考えている次第でございます。

第でございまして、おくれおくれになつておりますことは、重ね重ね申しわけないと思ひますけれども、私どもも会長をお手伝ひをいたしまして何とかいたしたい。具体案をお示しできるような段階までことしじゅうにはこぎつきたいと思つております。

それから医療費控除の問題は、たとえばちよつとかぜを引いたとか、おなかをこわしたとかいふ程度のことで、医療費負担がかかるというふうなものは、一般の控除の中で処理をすべきものという趣旨で、足切り制度があるわけでございますけれども、だんだん課税最低限が上がつてきたこと等の関係もありまして、所得の何%というものの持ちます意味も変わつてまいりましたし、それからいろいろ医療費負担の実態も、一般的に拡大をいたしてまいつた現状でございますので、御指摘のように、一ぺん洗いがえをやつてみようかと、制度としての洗い直しの洗ひをしてみようかと思つております。そうして、これらの控除額の拡大をするということも含めて、ぜひとも五十年年度税制改正の問題として取り上げてみたい、積極的態度で臨んでみたいというふうなのが現在の私どもの考え方でございます。

○成瀬権治君 いただきました資料の5の、「昭和四十七年分所得税の所得階層別税率」というのがございまして、そのうちの、申告所得税の問題でございまして、これをずっと見てわかることは、二千万のからまた逆転をしていくわけなんです。ですが、この表を見て思ふことは、給与所得が異進をしてまいりますと、税負担が当然ふえてくるわけですが、ところが、そういうものが、ここに出ましたように、配当所得というのと、それから譲渡所得というのと、この二本立てになつておりますが、結局、所得の多い人は、株の配当も多ければ、利子・配当も多いといふことが言えると思ひます。そこで、これが分離課税になつておりますから、しかも税率は、一体、三千万なり、あるいは二千万ぐらゐから以上になれば、それはもう、三〇%や四〇%の税率じゃないわけですか。

ね。そうしますと、所得の多い人が、預金をして利子を得て、その利子がまた分離課税で所得増になつてくる。株を買ふ余裕がございまして、株を買つて、配当を得て、利子をもつてくると、その利子がまた分離課税ですから、余力があるからまた株を買ふと、こうなつて、お金のある人たちがこの恩恵をフルに受けていて、一体、富の再配分から見てもおかしくないか。

それから今度は、土地のほうだと、譲渡所得のほうを見てまいりまして、五千万になると、五千万のうちのほとんどが今度は土地の譲渡所得になる、土地だと思ふのですね、この長期譲渡所得になつていきますから、そうすると、これが、所得の多い人から、土地を買つたとは言えないけれども、多しけれども、それと逆に今度は、短期のほうについても、この人がやつぱり多いわけなんです。ですから、所得の多い人が土地を買つて金もつけをして、分離課税の税率の低いもので得をしていけると、こういうふうな格差を広げていく役割りがこの分離課税、いわゆる所得税と分離課税、あるいは配当所得の分離課税であつてみたり、あるいは土地の譲渡所得の分離課税だということ、この表から大体推定をされてくるわけなんです。ですから、何か、こういうところに、私たちは、矛盾と申しましようか、抵抗というものを感ぜざるを得ないわけなんです。持つておる者が、あるいは長期になれば、父親から、もつと言へば、祖父からもらった、持つておつた土地を売つたのだから、これは、税金というものは安くあつてしかるべきだといふ持論もございまして、しかし、それはそれとして、何かこう、われわれと申しましようか、一般庶民としては、土地等を持つておらない大半の一般庶民としては、納得のいかにないものだらうと思ひますが、これについてはいかがですか。

総理大臣がお見えになつたから、答弁はあとにしてもらひうか。それとも、簡単にやつてもらひなら簡単に。

○政府委員(高木文雄君) 簡単にお答えいたします。

そういうような歴史的経緯はございましたが、やはりまあ異常な状態というものが起こっても、貯蓄というものを、金銭的、数字的にこれを補償するという道はなかなか制度上むずかしいということは、これは各国の例を見るまでもなく明らかでございますして、これは結論的にどうなるかという、物価を抑制をして、安定的物価の状態をつくり出して、預貯金の目減りというようなものがないようにしなきゃならない、こういうことに帰一するわけでございます。まあ毎年毎年目減りをするんだから、早く使っちゃえということになれば、ますますインフレが高進してしまつて、どうにもならないという悪循環が続くわけでございますから、そこはまあとにかく政府はあらゆる角度から物価の安定をはかりますから、国民もふるって貯蓄をお続けくださいと、こういうことでございます。まあ貯蓄をしてもらつておつて、物価がおさまらない場合には、内心じくじたる思いがあるし、責任を感ずるということで、いよいよもつて物価の抑制に全力を傾けると、こういうことになるわけでございます。

ですから、あなたは、目減りがした分を、何らかの方途で、数字的に金銭的に賠償することはできないと、だからこれは、企業の収益等から、特

別な税を付加して、まあ社会保障等を拡充すべきじゃないかと、これはすなおな御議論だと思えます。まあそういう意味で、私たちが法人税率を四〇%に引き上げたわけでありまして、四〇%が低いということでありまして、これは実効税率四九・五ないし五〇といえ、主要工業国で一番高いのが五二でございまして、まあ五〇も五二も高いことになれば、蓄積のない日本の状態を考えれば、五〇といものはいい数字だろうと、こういうことでございまして、これに四十四年四月一日以降取得をした土地に対して二〇%の重課が行なわれておるわけでございますし、もう一つは、きょう衆議院を通した臨時の利得税のような法律も付加されておりますから、まあこれに關しては、先進工業国では最高の税金を企業に課すということですから、最高以上ということには、やっぱりものには限界がある、際限があると、こういうことは言えると思ふんです。

まあ三六・七五が四〇になったばかりだけれども、そうじゃなく、これは暫定税率一・七五がある、これはもう基本税率は三五であります。三五を四〇に上げたという例は、これは過去にもないわけですか、非常な思い切つて上げておると、こういうことで、政府が非常にこの問題に対して全力投球を行なつた。まあ野党の皆さんでも、去年半年ばかり前はすな、とにかく四〇%にすべしと、こういう御主張だったわけですか。その後石油問題が起つてきたから、今度は四二・四五だと、こういう議論が出てきまして、そういう意味で、諸般の情勢を考えながら四〇に踏み切つたということでございます。

で、また社会保障の拡充ということ、長期社会保険計画を立てて着実にこれを推進してまいらうということでございます。ですから、これは百も承知をしておつて御発言になつておられる専門家の竹田さんですから、そんなこと言うこともないんですが、このごろ企業、大企業ということがよく言われておりますが、この大企業というわけ

れども、まあこれの財源解体とか、経済力集中排除法が適用されない前の日本の企業形態であるなら、これはいろんな指摘はあると思ひますが、現在大企業の会長、社長でも、一割も二割も三割も株式持つてゐるなんてことはもうないわけですか。これは国民が全部総資本家になつてゐるような状態で、言へば、社員社長ということ、時がくればとてん式にかつていくということであつて、これは一人で累積投票権も持つてないし、ましてや特別議決権も持つてないし、過半数も持つてないというふうな状態から考へてみれば、大企業というふうなやうな観念的な意味からいう取替の企業というやうな表現を見るべきではないと思ふんです。

そして、まあこれは国民生活と国民経済という多方面から、非常に影響の大きい存在である、しかも、まあ一つの会社を見て、私もこの間一つの例で計算をしましたけれども、二百万人、最低二百万人ぐらゐの関連企業とか従業員があると、まあ日本の六〇%、五〇%といものがこの企業とは全部関係があると、こういうことを考へてまいりますと、その観念的に大企業からすべて六〇%七〇%も税金を取つていくというやうな考へではなく、国際競争力もちゃんと確保しながら、しかも、日本人の生活に対するその企業としての影響力や、功績というものがちゃんと確保できるやうな状態で、やはり考へていくということが一番正しいのだと思ひます。私はそういう意味で、預金の目減りという問題に対しては、物価を安定せしむるために全力投球を行なう。企業といふものに對しては、これはまず国際的なレベルから見ると、不当に優遇をしてはならないといふことが一つ。もう一つは、蓄積のない日本の企業は、将来とも国民生活のために貢献し寄与できるやうな企業に育て上げていかなきゃならぬと、こういうことを考へていかなければ、私はいま、いろいろな人が大企業大企業と——ほんとうに大企業にその言つていられるそのまゝの政策をとつたら、いよいよいよになつたら反対と……。

○竹田四郎君 簡単に。

○國務大臣(田中角榮君) こういう議論が出てくるのじゃないかと、こういう氣もしますのでね。

○竹田四郎君 簡単に、時間がありませんから、答弁してください。

○國務大臣(田中角榮君) そこら十分にひとつ政府も考へてやつておるといふことで、大体はだかになつて考へれば、あなたの言つておること、大体政府が言つておること、大体同じと、こういうやうにひとつ御理解願ひたいと思ひます。○竹田四郎君 ああ、私は、戦後の工場がいままでの蓄積を、焼夷弾や爆弾で失つてしまつた、あるいは戦時賠償を取られるという形で、実体の資本というものがつぶれてしまつたという中で、たとへばわれわれの預金がそういう形で減らされると、こういうのは理解できるわけですよ。しかし、現実にはそうじゃなく、工場はほとんどどんどん大きくなつてゐることは事実ですよ。会社は、また土地の買占めをやつたといふことも事実ですよ。こういう中で、具体的に十兆円も国民の個人預金が減つてゐるというところで、それは結局、それを使つた大企業に、そのインフレ利得のあることも、これは経済的な常識ですよ。そう考へてみると、この平和な、しかも、世界で第二番目の経済力を誇つてゐる日本が、個人が、月に三万円ずつですよ、一世帯で、考へてみると今度のその春闘の要求だつて三万ぐらゐのもんですよ。その自分の貯蓄の目減りすら補えないやうな要求に対しては、政府はあんまりいゝ顔してない。こういう事態の中で、大企業のほうに、まあ十兆円が全部いつたとは思ひませんが、あれどもね、しかし、大部分が、大企業にいつておるわけですよ。そうすれば、政府として当然その所得、インフレによるところの富の移動といふもの、これをバランスをとることは、私はあたりまえだと思ふのです。あなたはいま、株は個人のところにすつといつてしまつて云々と、こういうことを言つておるんですがね。最近この株だつ

て、反対現象を示しているのじゃないですか。個人の収入といふのはだんだんだんだん少なくなつてきてゐるというのが現状でしょう。法人の株式の所有率のほうが大きくなつてゐるという現状ですよ。まあそういう中で、いまあなたの言つてゐる最終的なことは、物価の安定しますと、こういうのです。まあ物価の安定をしてもらわなければならないことは、これは全國民の要望ですからね。しかし、いまこれまでに上がつた物価が、それで去年の一月水準なら一月水準、二月水準まで落とせますか。いままでそういう例といふのは、戦後ずっとないわけですよ。前に戻つて落としたという例はないわけですよ。いつも、ただその上昇率が高まるか、あるいは上昇率が低くなるかといふ問題はあつても、そのカーブが下向きになつていったという例はないわけですよ。じゃああなたは、いまの物価水準を、昨年の一月の物価水準まで戻すと、こういうことを確約されるのですか、どうですか。

○國務大臣(田中角榮君) まあ昨年の一月、二月水準まで戻るかどうかといふこと、なかなかにかに申し上げられないわけでありまして、それは、石油がその後十一月、十二月から、高いところ四倍になつてゐるわけですから。ですから、そういう意味で、原材料は四倍になつてゐる、給与は、また名目所得であつてもうんと上がつてゐますから、ですから、名目的な支出でいう消費者物価といふやうなものが、全然その後上がつた要因といふものを全部除去して、昨年の一、二月水準まで全部戻せるかどうかといふこと、これは常識的な議論にして申し上げられないわけですが、まあいづれにしても、物価を安定的な状態、國民が理解できる状態といふものにしたいといふ政府のこの考へ方は理解いただけると思ふのです。まあこれは、物価論争からいふと、これからの安定率といふ、物価上昇率といふものが、まあ国際水準になるということであれば、それは安定といふといふ議論もあります。それから、物価の波動が非常に少なくて、それで一割だつたら一割、ないし二

割下がったところとつとこに上下をしていくような横ばい状態なら、物価は安定と言ひ得るといふ考え方もあります。それからもう一つ、もっとも数字的にいへば、いわゆるそのノーマルな状態と考へられる昨年の、まあ土地とか、株とか別にしましてね、生活必需品とか生鮮野菜とかいうものを全部含めたものが、昨年の十一月現在プラス石油の値上がり、賃金の値上がりという、だれでもが否定できないような要素を加えたところでもって横ばいになれば、それは賃金が、物価は安定したと言へるということはありません。私はまあ第四の問題をまだ勉強しておるわけですが。

これは、昭和四十六年の四月一日、まあこれは御承知の外貨準備高四十五億ドル、預託高二十六億ドルというときでございましたから、その後ドルショック、ニクソン政策、いろいろな問題が起つてきたんです。

○竹田四郎君 簡単にしてください。私、時間ないですから。

○国務大臣(田中角栄君) それで、そういうところからね、十カ国平均のうち、日本を除く九カ国の物価の上昇の平均率を足したものでね、そういう状態まで物価が押えられれば、これはもう文句なく学問的にも理論的にも物価はうんと下がったと、こうは言えるだろうと、こういういろいろな段階を考へながら、まあ理想的にいへば第四の状態まで持つていきや、これはもう文句のないところでありまして、これはどなたでもすばらしい物価政策だということになるわけですが、まあその第三、第二、第一という段階からだんだんと詰めていくのが、物価政策だと、こういうことをやつておるわけですから、物価は、まあいまちやうど持つてきましたからね、東京都の物価は前年同月比〇・七になりました。ですから、まあ相当横ばいになつてきたということは事実でございます。

○竹田四郎君 前年同月で〇・七なんていうことはあり得ないよ。

○国務大臣(田中角栄君) いや、前年同月じゃないんです。前月比です。

○竹田四郎君 私は、いまあなたと物価論をやつておるわけじゃないんですよ。国民のこの預貯金の目減りが、まあいろいろな数字合わせても、十兆前後あるというこはいろいろいふわけですよ。これが、もし消費者物価の値上がりが五%ぐらいであつたら、この目減りの問題というのは、国民はそう問題にしないと思ふのですよ。二十%も上がつてきたという事実のもとにですね、いま片一方では、私は、これは大阪のほうだろうと思ひますが、国を相手どつて訴訟も起きているわけですね。そういう事態の中で、何とかね、その国民の期待の、まあ十兆というのは無理でしょう、私もね。

十兆全部返すと、こういうことではありせんけれども、少なくとも、半分ぐらいは、国民に返すべきだと思ふのですよ。そうした目減りのものが、株になつたり、あるいは土地になつたりしてゐると思ふのですよ。国民の目減りの分がですね、大きな企業の土地になつたり、株になつたり、工場になつたりしてゐるわけですからね。しかし、何らかの形で、そういうところが、この十兆円というものは、まあこれから物価が安定するかもしれない、あなたの言うように安定するかもしれない。しかし、この一年の上がつた分、この一年間の減つた分はですね、これは返つてこないわけですね。これは何とかしてやらなければね、まるでどろぼうにあつてゐるみたいなんです。これはあなたも含めてね。どろぼうにあつてゐるようなものなんです。だから、このことだけは何とか処置してもらわなければ、これは私は、国民は承知しないと思ひますよ。あなたのほうが、何かきょう強引に法律を通したそうですが、まあ先ほどの大蔵省の説明でもね、たいしたことはないですわね。何ですか、臨時会社利得税というのを通したということだと思ふのですけれど、も、それ通したところで、千七百億ぐらいですよ。へたすれば一五%ぐらいにしか当たつてないわけですよ。こんなことであつては、これはどうにも国民は承知しないと思ふのです。だから、自民党としてですね、もっとこの臨時利得税とい

うものは、当然、少なくとも四、五兆円ぐらいのものは取れるようにしなければ、これはやっぱり国民承知しないですよ。千七、八百億で、それで国民は満足してゐるとは私は思へません。どうですか。

○国務大臣(田中角栄君) あなたの言われることは、あなたの立場とあなたの角度から言われておるわけですから、私はよく理解できるんですよ。理解できますが、貯蓄というものは、そういうものじゃないという制度上の問題を申さなくともおわかりになるとおりなんです。これは、貯蓄手段というものは、いろいろな状態において貯蓄制度が拡充されていくと、もちろん政府は、民間の貯蓄というよりも、政府が預かつておる郵便貯金とか、簡易生命保険とか、またいろいろな問題あります。ですから、保険はその意味においてどうするかという、スライド制度を採用したということでございます。ただ郵便貯金に対してスライド制度を利子に採用しろといつても、これは制度上むずかしいといふことは、もうだれでも知つてゐるわけですね。ですから、常識的に制度の中でも消化できるように、金利を上げてきた。金利を上げれば、ある程度限度があるといふことは、これはもう産業政策から、金利政策全部に今度からむわけでありまして、そんなに単純に保証するといふところまでいくわけはない。それでもあなたが言うように、とにかく国民が感情的にも納得できるように、いま自己資本比率が非常に低くて、国民が貯蓄をしたものを間接資本の導入として使つて企業活動をやつてゐるその企業、言うなれば、国民の貯蓄によつてささへられておる企業にもう少し財源を提出させて、国民が納得するように社会保障の拡充などを行ない、そしてそれをやるといふことで、三五%の法人税率を四〇%にした。それだけではなく、土地に対しては二〇%の付加税、重課をやつております。で、なお千七、八百億の臨時利得税式なものも付加しましたと、それは合算しても、全部で二兆円——それに一兆七千四百億の減税もしてゐる、こういうことだ

が、全部合算したつて十兆の二割ちよつとぐらいいやないかと、それでは国民納得しないぞと、こういう御議論でございまして、しごくあなたの話わかりいいんです。わかりいいんですが、やはりそれは右から左へスライドできるものじゃないといふことで、まず物価の安定ということによつて、国民の実際の貯蓄の目減りが行なわれないうに最善の努力をしようと、そういうことで、やはりしぼつていかなきゃならぬと思ふんです。まあ今度の会社に対する利得税というものを、会社からいふても、会社がつぶれてしまふようなわけにはいかないんです。

それで、もう一つここで申し上げておきたいのは、これから石油も上がっただけ上げないわけですね。石油が上がつても、まだ電力料金押さえてゐるわけですね。ですから、石油の原価が上がつても、石油製品も押さえているわけですね。五十三品目押さへ、中には、とにかく灯油のように幾ら上がつても、灯油は据え置きだ、こう言つてゐるわけですね。これから相当期間物価の安定というのに対しては、原材料が上がつても、また春闘で賃金、給与が上がつても、そのまゝ値上げは認めませんよと、こういう行政府としては相当な決意があるわけですね。そうしたら、計算して取るもの全部取つちまつたら、今度は賃金上がりましたから、上がった分だけは全部物価に転嫁しますよといふことになるわけですね。そこが行政府のむずかしいところですよ。これから、いま押さえているのは無理があるんですよ。計算すりや、こまで上がりますよと言つたつて、それはそんなに認めるわけがないんですよ。七〇%も八〇%も上げますというガス料金でも電気料金でもそれを全部認めるわけがないんです。これは、もし認めるときがきても、相当圧縮します。そこで過去の蓄積をくずしなさい、それで役員の報酬もとにかく少しがまんしなさい、配当もとにかく低位に押さへなさい、それで物価が安定して、国民生活が確保されるまでの間がまんしてくださいという立場にある政府が、あなたが、とにかく間接資本によつて得てお

る銀行からの借り入れとか、そういうものの分のせめて半分五兆円取っちなまというには、どうもとても諸般の情勢を考えるとよくなかなかしく簡単にはいかないんです。ですから、物価抑制を最善の政策として見通しを立てながら、まず法人税は五%引き上げる、それから土地に対する二〇%重課をやる。その上になお、とにかく一〇%というきより衆議院を通過したものを——これはなかなか制度上めんどうなところがあるんです。学問的に言ったら、ほんとうに答えられないようなところもありますが、こんなことを言ったって、国民の状態を考えれば負担してもらわなければなりません、こう言っておるんですから、これからは結局はこの自己資本比率一五・三%というふうなもの、とにかく自己資本比率を上げていく、そうして戦前の六一%までいけるかどうかわかりませんが、やはり五〇%、五〇%ぐらいまで上げていくということではないと、いままでのような議論が当然将来も続くと思いますので、これからは自己資本比率の向上、拡大のために全力を傾けていく。

で、一つだけ、ちょっと久しぶりの竹田さんとの論争ですから聞いてください。

○竹田四郎君 ちよつと時間を短くして下さい。○国務大臣(田中角榮君) それはわかりますけれども、大切なことですから。

これ、どっちもみないという事はないんですよ。これ自己資本比率が上がりますと、政府のコントロールがきかなくなるんです。現実問題として、だから、アメリカは、あれだけのとにかく利子平衡税をや、輸出禁止をや、あらゆることをもってやっても、所得政策をやっても、絶対にきかない、こういうことになりまして、もったいませうとすれば、全部資本は海外に逃げちゃう。日本はその意味において確かに八五%まで間接資本を使っているのはおかしいじゃないかという事はわかりますが、それだけに今度政府がぎゅつと締めようと思つたら、一〇%成長を二・五%まで下げられる。物価を引き下げなければ、と

にかく抑えますよと、こういうどこかに功罪があるんです。ですから、その功の部分だけをうんとうまく使おうと、こういういまやっておるわけですから、そこらひとつ十分御理解の上、御判断を賜りたい、こう思います。

○竹田四郎君 あなたの議論を聞いてみると、とてもおつき合ひできませんわ。

○国務大臣(田中角榮君) そんなこと言わぬで。

○竹田四郎君 私は、田中さんの、あなたの貯蓄に対する考え方がまず間違ひだと思ふ。為政者として貯蓄貯蓄というのを言うのは、私は政治家として下の方だと思ふんですよ。ほんとうに使つて余つた金を国民が貯蓄することはいいと思う。ところが、なぜ貯蓄貯蓄というのを言うかというの、結局、社会保障が低劣だから貯蓄ということ、これを言うんですよ。社会保障の進んでいるところ、こんなに日本ほど貯蓄率の高いところはないわけですね。それで社会保障のほうはほつたらかしてにおいて、そうして今度もギャンブル定期というふうなああいうくだらないものをつくつて貯蓄を集めようと、私は、そういうのは低劣な考え方ではないか、こういうふうには思ひますけれども。その次にお聞きしますが、これは田中さんがお答えになれるかどうかかわかりませんが、簡易生命保険の保険料率をきめる平均寿命というのは何歳でこれは計算しているんですか。五十五歳というふうに私は聞いていたんですが、これは何歳ですか。——来ていません。来ていなければいいです。これはひとつ総理大臣、検討してください。平均寿命は延びているんですからね。五十五歳というのは、私もあなたも大体年同じなんです、大体そのぐらいなんです、もつと延びているわけですから、その辺はひとつここで直していただきたい。それは結局保険料率に関連してくるわけですね。それを直していただけますか、もし、調査の上。

○国務大臣(田中角榮君) これは非常によく理解できることです。これは世界的に平均寿命を考えると、基礎的なワケ組みの中で制度を形どつてい

るわけですね、ですから、これは傾聴すべき御発言としてひとつ郵政省の簡易生命保険局に調査を命じます。

○竹田四郎君 その次は、先ほど成瀬委員もその質問をしていたわけでありまして、大蔵省の出した先ほどの資料を見まして、まあ五百万円以下の所得者というのは、所得層というのは、利子所得とか配当所得とか、あるいは譲渡所得の割合が少

ないわけでありまして、二千万円以上の所得階層になると、これらの所得の割合は、半分以上を占めているわけですね。たとえば、二千万円以下のところを見まして、一人当たりの合計所得金額、千三百五十万二千円ですか、そのうちに、いま言われた分離課税制度、そういうものが適用される所得が七百五十八万四千円ですが、それから五百万円をこえるところでは、一人当たりの所得九千八百五十四万九千円に対して、利子所得、配当所得、譲渡所得による所得が、実に九千二百一十七千円と、大体九割を、そうした分離課税制度が使える所得で占められている。こういうことになりまして、結局五百万円以下、あるいは一千万円以下、この付近は非常に累進税率の適用が大きいわけですよ。ところが、二千万円以上、三千万円あるいは五千万円という所得が高くなればなるほど、分離課税でございまして、大体分離課税を選択するということになると思ひますから、そういういたしますと、これはもう比例課税という形になるわけですね。九割が比例課税、あとの一割が累進税率によるところの累進課税、こういうことになりまして、税金の上でも、当然、総合所得でやれば、五千万円をこえるところあたりは、おそれる税率が、幾らく安く見ても六〇%ぐらいの税率はかかっているわけですね。ところが現実には、非常に租税負担率を見ても、一九・五%という形で非常に低いわけですよ。そうすると、所得が高くなるに従つて、累進税率じゃなくて比例課税という形になつてしまふ。たいへん私はこういう点で、税金の負担というものが、所得の低い者ほど累進税率で多く取られる。金持ちになるほど、

比例課税的になつていく。たいへん個人の所得税が不公平になつていく。こういうふうになるわけでありまして。そういう意味で、分離課税制度というものの、そのもの自体が、こうした事態を引き起こしていると思ふんですよ。まあ今度も、高いほうにはだいたい税率も安くなるということで、二千万円、三千万円のところあたりは、たいへん安くなるというところで、一部には金持ち減税だ、という批判もあるわけですが、これも、実際的には、比例課税のほうが高くなつてきていると、こういうことですね。非常に不公平だと思ふんですよ、こういうのはぜひ改める。改めて、分離課税を選択するという制度をやはりなくしていかなくちや私はいけないんじゃないかと、こういうふうには思ふわけですね。それと同時に、今度の税率改正についても、二千万円以上の高所得層の税率緩和というのはやめるべきだと、こういうふうには思ふんですよ。いままでの現行どおりと、こういうふうには私はすべきであらうと、こういうふうには思ふんですよ。

それからもう一点、あなたの答弁長いから、今度私のほうに質問を長くします。こうした分離課税制度と関連して、この分離課税で徴収されたものは、今度は住民税の課税の計算の対象外になつちやいますね。そうしますと、地方の自主財源といひますか、こういうものを盛んに食つていくということになつてしまふわけですね。いまでさえ、地方では、たいへんな問題起きておりますね。まあ私の住んでいる地域の人口急増市町村あたりでは、こし建てなくちやならぬ学校の用地が買えないという事、すなわち、しかも、政府の金融引き締めで、金も貸してもらえない、こういう事態で、実に手がつけられないというふうなことになるわけですね。それで、そういう意味で、この分離課税をやめればいいですけれども、やめない場合には、当然その分を、地方税の課税対象に加えていくと、こうしていかなくちや、地方はどんどんどんどん貧乏になつてくる。おそれるからこの配当所得にしても、こういう譲渡所

得にしても、まだ上がるでしょう。そうなつてくれば、まさに地方の財源というのは非常に窮屈になつて、地域の住民の福祉にたえられない、こういうような事態に私はなつていくだろうと思ふんです。そういう観点からも、この分離課税の問題というものを、もう少し考え直してもらわなくちゃいかぬし、所得の高い者と所得の低い者との不均衡ですね、不正な税金というものを直していかぬ限りは、少しぐらい減税やつても、やっぱり国民は、いまの税金は公正だという感じはしないし、重税感というはますます高まる、こういうふうには思ふんですよ、この点どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) あなたのいま御指摘になられたことは、税問題に対してはいつも議論になる一つのポイントでございますが、ほんとうは税は一律でもつて、一律の税率を掛けて税を納めてもらつて、そしてその税金の中から、政策的に必要な支出は一般会計から補てんをしますと、これが一番ものわかりいいことでございます。そうすれば、不公平感が全くないわけです。これは憲法のいうとおりにも、もう一律的に税はかけて、これはもう全部やる。これは社会主義運動の中でもつて、新潟県とか北海道とか、東北でやつた方々は、耐用年数は、表日本は五十年もつものを、雪の降るところは二十五年しかもたないんだ、これ同じ税金でもつて同じ税率掛けられるのはおかしいじゃないかと、三十年も競争目的の第一だったわけですが、なかなかそれはできないというので、税率は一応の税率掛けますと、そうでなければ、一人一人の税率やれば、一億一千万人おれば一億一千万とおりの税率をつくらなきゃならぬという議論にもなりますから、これは一律にかけます。そのかわりに特別交付税も出しますし、寒冷地に対しては特別な手当も出しますしということでなければ、国民が納得するような政治は行なわれないんじゃないかということで、まあいろいろの制度がその後積み重ねられて今日に至つておる。ですから、現行税の中で、いろいろなことをすることはよくないんで、不公平感とい

うのをあおるから、これはわかりやすく、分離課税なんてやめなさいと、これは一つの見識であり議論です。議論ですが、それなりに理由があるからやつてゐるわけですよ、それはね。

一つには、第一次所得ではない、これは税を取つたものの運用であるということが一つあるんです。第二は、使われちゃ困る、これはとにかく自己資本比率を増大させるために、株式投資をしてもらいたい。また国が財源を得んとする場合に、公社債を買つてもらいたい。それはもうとにかくちゃんとそういうあれがあるわけですから、そうして死んだときにはどうするかというところ、相続税でちゃんと国庫に収納しますよということによって、その間画一的な税制をやることによって、不公平感はなくならないけれども、情民政策になつて、不公平感と、やっぱり能力一ぱい働かして、そして死んだときには、ちゃんと相続税の税金でとりましますよと、こういうものを考えながら、税法が組み立てられておるといふところに問題があるのであつて、これを全部やつてしまふと、これはほんとに、そうでなくとも自己資本比率は下がつていくということになりますので、そこらはなかなか税の中で、そう簡単に割り切れる問題でない。ただ、あなたが指摘したように、確かに分離課税をやつてゐるために、地方税の一体、収納すべき税金がどのくらい少なくなつてゐるのか、まあ七百億ぐらいだと推算されます。そうすると七百億はとにかく総合課税なら全部入つてくるんじゃないか、そこらはちゃんと三〇%だったものを、三二・五%に三税の交付率を私は四十年にちゃんと上げていますし、それは政策全体の中で調整をすべき問題であつて、そうでなく、全部画一的に実施してしまふと、確かに分離課税を廃止するといふような面では、国民の納得を得られると同時に、だれもそんなところへ投資しなくなつちまう。これは土地でも買つていかなければいかぬと、こういうことになつちまうかぬので、そこらが税の調整のむずかしさといふことであります。他の政策目的、まあ政策目的な

るべく税率の中に入れたり、税法の中に入れることは望ましくないと言ふけど、まあ皆さんの議論を聞いても、やはり社会保障対象人口には、少ない税率でやれ、中小企業に対しては二八%で据え置いと、こう言つてゐるわけですからね。全然加味しないで、画一的に税の不公平感をなくする税制をここで踏み切つていけるというふうな状態にはないわけですよ。一つの理想境に至る過程における政策論争であるわけですから、ですから、そういう意味で、これはやっぱり必要な制度として分離課税がとられておると、それも不勞所得になつて、全部子供や孫に引き継がれるといかぬので、そこらは財産税率の調整ということと、政策目的がずつと達成されていく、国民はそれによつて利益を得ると、最終的にはやはり不公平感をなくするように制度上調整をしますと、こういうことでない、いま、分離課税をやめなさいと——これは私も毎回言われておるんですから、やめなさいと言ふ——やめたほうが国益ならもう言うんです。要ですからごかんべんと——ごかんべんじやない、まあとにかく、いまの制度じや、もう少しやうしてくださいと言わざるを得ないのは、それだけの国民生活を守るためのメリットがあると、こういうことですから、そうでなければ、これだけまああなたに言われておつて、いやあこつちが、やっぱりもう転換ですと言ふことよりも、そんなに来年からやめなさいと、こう言つたほうが私どもも気楽なんです。ところが、やっぱりそうじやなく、それはそれでもつて、いろんな政策を新しく発足するにはたいへんである、長い歴史がある現行制度という——必ずしもこれが完ぺきなものでないと思ひますが、そういう意味で、にわかにかにこれを全部やめなさいといふことは申し上げられない理由があるといふことだけ御理解いただきたい。

○竹田四郎君 どうもあなたとの議論が合わない、弱るんですが、この土地の譲渡取得なんといふのは、これはまさに不勞所得ですよ。個人が働いてかせいだ金じゃないんですよ。おそらく昔は二東三文の土地が、インフレと、あなたの列島改造論でうわつこう上がつたわけですからね、もうまさに不勞所得だと思ふんですよ。そういうのがゆうゆうとして安い税金を払つてゐると。あなたは国全体と、こう言うんですが、国民の立場から見れば、あいつはあんなに得しやがつて、おれのはどうしてこんなに税金高いんだと、もつと公平な税金をやつてくれといふことは、それは国民の当然の要求ですよ。それにこたえるような政策をやつたりやるのが政府であるし、執行部であると、こう思ふんですけれども、どうもその点ばかり合いませんね。

○国務大臣(田中角榮君) ちょっと一言、言わせてください。

○竹田四郎君 ちょっと待つて下さい。私の、いま発言もらつてゐるわけですから、それから私は、もう時間がありませんから、その次へ進みたいと思ふわけですが、これは私、去年も、都市銀行の貸倒引当金の資料を要求をしたわけですが、もうずつと私のところへ持つてきてくれませんでした。おそらく、何か私のいないときに発表になつた数字があるそうですけれども、それにしても、貸倒引当金を、金融保険業、あるいは卸売業というのが一番積み立ては高いようでございますけれども、実際、それではそういう貸倒引当金というのを積み立てて、それが税金の対象からはずされていくということになりますと、一体、その貸倒引当金というのは、おそらく穴があいた分の取りくずしを埋めるという意味でつくられた法律であらうと私は思ふんですよ。ところが、現実には、おそらくこの貸倒引当金を取りくずして穴埋めをしたという例は私は非常にわずかだろつと思ふんです。まあ小さな金融機関は、若干そういうものがあるかもしれない。しかし、都市銀行とか、地方銀行といううなものは、ほとんど貸し倒れのないような保証をちゃんととつてゐるというところで、ほとんどないと思ふんですよ、これは。ないにひとしいと

思うんですよ。これに対して、今度は何か千分の二%ばかり切り下げをしたようでありますけれども、まあ私が去年そういうことを言つて、どうにもならないから少し検討して下げたんだろうと思つておりますけれども、それにしても、まだ私は千分の十といううなもの、これは高過ぎると思うんですよ。だから、その辺をひとつ整理をしていかなければ、やっぱり企業優先の税制だと、こういうふうに言われても、これはしかたがないと思うんですよ。だから、この辺のひとつに、貸倒引当金、もう少し私は、少なくとも——ゼロにするのがいいかどうかは、ちよつと私もゼロとは思いませんけれども、もう少しこれは、たとえば都市銀行あるいは地方銀行、相互銀行、信金とか、段階別にそれをきめていくとか、何かそういうような、もう少しきめのこまかいことをやっていかないと、この貸倒引当金は、何だ、利益を隠すための一つの手段に使っているじゃないか、こういうことになるわけでありますね。それから価格変動積立金あたりにしても、そういうことはやっぱり言えると思うんですよ。ですから、この辺はもう少し整理をして、企業の、その損益というものが、やっぱり正當に出るように、隠さなくともちゃんと出るように、そういう形の企業経営をやつていかないと、ほんとうの意味の企業の合理化ということも行なわれないだろうと思ふんですよ。そういう意味で、こういう、この租税特別措置というものは、もう少し縮減をすべきである、こういうふうに思ふんですけれども、まあ若干ずつ毎年整理はされておりますけれども、一番大きい、先ほどもお話しの中にありましたこの貸倒引当金なんというのは、最も大きいものでありますから、当然もつとこれは縮減をして、実態に合うような形にしていかなければ、やはり国民は承知しないだろうと、こういうふうに思ふわけであります。

それから第二問目でありますから、もう時間がほぼきてしまつたからあれでございますけれども、きのうの新聞見ますと、アメリカの國務省

が、インガソル前駐日大使を中心として、「一九八〇年代の世界経済に対する日本経済成長の影響」という報告書をつくつて、その報告書を中心として、ブルッキングス研究所等と共同研究をやつた、その結論というのが新聞に出ておりますね。これはもうお読みになったんだろうと思いますけれども、その結論というのは、「日本の実質経済成長率は今後、約二十年の長期にわたつて年六・六・五％の低成長率にとどまる」今後、日本は、これまでの貿易超大国といった性格はなくなり、先進工業国における特異性はなくなる。従つて、他の国にとつても日本の行動がそれほど大きな問題にはならない③特に一次産品などの入手難や価格上昇傾向は日本に強く出て、この面でも日本の競争力は落ちる」である云々と、こういうような、まあきわめてわれわれにとつて見れば、さびしい報告書が出てゐるわけでありませうけれども、こういう予告がアメリカから出てゐるということについては、これは総理もかなり考えていらつしやるだろうと思ふんですけれども、しかし、高度成長政策というものを早めていけばいいほど、私はその成長率の鈍化というものは、一そう早くなるだろう、こういうふうに思ひます。そうした意味で、この税制に対する考え方、あるいは日本の経済のあり方の考え方、こうした問題について、抜本的な改正をしていかにやいかぬだろうと、ところが、いまの税制の体系というのは、おそらく新社会経済基本計画ですか、これに関連した長期税制のあり方というようなものに基づいての税の体系であらうと、こういうふうに思ふわけでありませうけれども、そうした意味で、このアメリカの警告ですか、これはやはり私どもとしても、一応検討しなけりやならぬ警告だろうと、こういうふうに思ふわけですが、そういうために、いままでの税制のあり方、こうしたものを、やはり再検討していかなくちゃいかぬじゃないか、もつと、先ほどの総理の話を聞いていますと、まあ会社だ、経済だということばが非常に多いわけでありませうけれども、いままで、そういう面に優先し

過ぎていた法人税、あるいは金持ちに優先し過ぎていた所得税、こうした税制というものが、今日の日本の経済の高度成長を私はなし遂げたものだと、こういうふうに思ふんですけれども、そういうあり方から、早く転換をしていかなくちやならない時期へ、私はきていると思ふんです。そういう意味で、先ほどからの、預貯金の目減り、まあこうした問題、あるいは分離課税の問題、あるいはいまの貸倒引当金の問題、こうした問題を取り上げたわけでありますけれども、そうした観点から、やはり早く税制も、いままでのような高度成長路線に基づいた、そうした路線から、やはり安定成長、あるいは社会保障を充実したという、そういう形の経済路線に早く戻らなくちやいかぬじゃないか、こういうふうに思ふのですが、この点についての総理の所見を伺いたいと思ひます。

それから第三番目の問題でありますけれども、先ほど物価動向のことについて若干お話がありましたが、一物物価動向が安定する時期というのは、総理は、だんだんだんだん、三月ごろから、六月ごろから、八月ごろというような形になって延びてきているように思ひますけれども、総理の考え方で、物価安定する時期というものは一体どの辺を考へているのか。いろんな問題に関連してまいりますので、その三つの点をお尋ねをいたします。

○国務大臣(田中角栄君) 貸倒準備金については、確かにいろいろな議論がございます。議論がございますから、今度は二%引き下げて一〇%、こういうことでございます。これは理由があつてということとは、経営が私企業形態をとつておりますから、銀行といえども銀行法のもとにありますから、しかし、私企業形態をとつております。ですから、戦後雑金融機関といわれたような機関が今日までに成長するには、このような制度が必要であつたということは申すまでもありません。特に、目減りがするのを補てんしなければならぬ、それどころじゃない、元も子もなくなるように、金融機関が倒産したらどうするのかという上

うな問題がございますから、私企業形態をとつておる場合には、税法上の貸倒引当金というものの制度をつくつておいて、金融機関の安定性ということを確保してやらなければ、国民が預貯金の意欲を減殺されるということになりますから当然のことではありますが、これは当然であるが、さてそのぐらゐ一体危険なのか。危険でないものだけにこれだけの手厚い安全率を見てやることは、これは行き過ぎじゃないかという議論が第二に起こつてまいります。それは、四十年に山一証券の問題で日銀法二十五条を私は発動いたしました。あのときから考えると、貸倒準備金半分だつていいじゃないかという議論が、あそこから起こつてきたわけです。ちようど十年になりますが、これは証券恐慌、金融恐慌に直ちにつながつたという判断のもとに、二十五条の発動を行なつたわけでありまして、これで一体返らないで国損をきたしたら君はどうするのだというのを国会で難詰をされましたが、まあ所定の三分の一ないし二分の一で完済ができたということで、私も責任の追及を免れたわけでございますが、これは当時必要として二十五条の発動を行なつたわけでありまして、証券業界においてさえ二十五条の発動が行なわれるなら、金融機関に対して行なわれることは当然である。事実上私企業であつても、国家企業と何ら変わりはない。そういう意味では、もっと貸倒準備金の率を引き下げるべきだ、こういう議論が在野に存在することは事実であります。そういう意味で、今度引き下げてまいりました。まいりましたが、これからの政策的なことも考へているわけですから、いまの政府金融機関というものはございしますが、そうじゃなく、銀行はその貸し出しの二〇%を中小企業に貸し出さなければならぬ、こういう銀行法の改正をやれという声が国会にあるわけです。そういう制度を入れるなら、必ずこの準備金率を今度上げるといふふうにならないと、なるかもしれません。これは、この貸し出しの一〇%か二〇%かによつて、この準備率は自動的に調整されなければならない。

それとも一つは、その金利がそうばらばらに上がつてどうにもならないから、その意味で、ある場合には、預金者の金利を確保しながら、貸し出し金利は柔軟に押えなさいという、これは日銀法も銀行法もいま政府の相当指導権がきくようになっておられますから、これは新憲法の精神からいふとおかしい、総動員法だ、こゝういふ事柄けれども、現にそういう事項が残っているわけですから、国民の利益を守るためには、これは行政権の発動をやります。いまでもやっています。物価に対して。石油が上がつても押える、こゝうやっていますから。そういうときに、補正予算を組まなければならない状態にするほゝうが、準備率というものを事態の推移を見てから、もっと本質的に結論を出すべきかという問題があるわけですから、あなたの言うことはわかります。わかりますが、やっぱり政府の立場でいいますとこれを半減して、一〇%を五%にしてもいいのだと言うには、もっと勉強しなければならぬと思うのです。それは銀行の再編成をどうするかとか、金融機関の制度をどうするか、系統金融機関をどうするか、政府関係機関をどうするかというのを全部考えたり、しかも、細分化している保険だとか、そういうものを全部考えてからでないと、必ずしもいまの準備率を一律に切り下げるといふわけにいかないのです。ただこれは、もう全くあなたの意見は違ひますと、こゝう言っているのじゃないのです。これはやっぱり納得するようなものでなければいけません。こゝういふ考えでおります。

ただ、銀行に一兆四千億積み立てられておるといふことはみんな知っておるのです。知っているのですから、いよいよになれば、これは政府、与野党が、ちゃんと合意に達すれば、直ちに一兆四千億のうち一兆円ぐらい——一兆円というか、そういうラフの数字を申し述べるのは不見識かもしれないが、いずれにしても、これは浪費されるものじゃないので、積み立てられておるものであつて、銀行に対しては、政府は法律を一本出し

て、このものに対して、銀行は倒産するおそれがある場合には、ちゃんと補てんをします、一割配当ができない場合は補てんしますという法律を出せば、一兆円は国庫に納めることができるわけですから、常に財源になり得る、こゝういふことですが、あなたの言われるのは、こゝういふような高利な引当金、倒産引当金や、そういうものを認めておるために、銀行だけはデラックスな社宅を建てたり、みんな車に乗ったりしておることはけしからぬ、こゝういふ議論のあることは私も承知しています。こゝらの調整をやつたり大蔵省も考えなければいけません。政府としても銀行に手厚過ぎるというような考え方にメスを入れなければならぬ問題とは思ひますけれども、観念的にこれをはずしてしまふという議論には、にわかに賛成できない状態にあるということ、ひとつ、私もあなたの議論よくわかるのですから、私の考え方もちよつと理解していただきたい。

第二点の、これからの日本の成長率、これは私もちよつと読みました。これは二十九年から三十九年まで一〇・四%、三十五年から四十五年まで一・一%、これは逐年で申し上げますと、六一年から六五年までは実質成長率が一〇・一%、六五年から七〇年までは一・一%、これが落ちて七〇年から七三年までは九%になっているわけですが、なつていますが、アメリカや西ドイツ——日本が十年——六十年展望でもって大体その水準までというの、西ドイツの三分の二の賃金が、西ドイツとアメリカの中間にいかないと、いま倍であるところのアメリカまでいかないかと、日本の賃金が、世界で最高になれば、これ以上という意味ではないと思うのです。ですから、こゝういふ意味で、六十年展望に立つたものをやつておるのですが、西ドイツの実質成長率五%、四・八%、五・九%に対して、アメリカが四・九%、三・二%、四・七%ですから、日本の安定成長率というものをどのやうに目標値を置くべきかという問題は、これから国民的な課題だと思います。蓄積のある先進工業国と蓄積のない日本ですから、もう完全に社会保

障制度は完備してしまつたという国と、これから長期社会保険計画でもって六十年までにはこの水準まで上げよう、しかも、それは、租税負担率を上げてスウェーデンのように五七・六%まで税金を払うというなら別です。イギリスのように四六・三%まで払うというなら別なんです。フランスのように四七・一%まで払うというなら別なんです。そうじゃないでしよう。日本はいま、二四・一%という低い負担率ですから、これも必益負担でもって高負担高福祉というので、幾ばくかふえるけれども、これを三〇%、四〇%に上げようということ、経済社会発展計画ではいつていないのです。

二四・一%は二七・五%になるのか二六%になるのか、それをなるべく低く押えたい。先進工業国残り九カ国の半分ぐらいの負担で押えて、こゝうして社会保険制度は先進工業国と同じくしたいというのが目標でございますから、そこで蓄積というもののない日本が、ほんとうに先進工業国の蓄積のある国と同じ成長率でもって、一体国民の求める社会保険制度が年次計画どおり推進するの、かどうかという問題はあります。だから、社会保険が幾らよくても、物価が上がれば同じことじゃないかというから、物価は押えて、こゝうして負担はなるべく押えながら、先進工業国と同じところまで、百年かかつたものを、これから三十年でもって追いつこう、実質的には十年で追いつこうという悲願に燃えて政策を進めているというのであります。ですから、まあアメリカがコンピュータを使つてやつてくれることはありがたいですが、やはり日本は日本としてやはり検討すべき問題だと思ひます。ただ、日本が世界の脅威でないという結論を出してくれたことは、日本のためにありがたいことだ、こゝう思つておりますし、それらの指数はやはり十分参考の資にしながら、日本は国際的摩擦を起こさないで、しかも、自分の理想が達成できるような成長率というものを研究していかなければいかぬことだと思ひます。

まですと、こゝう言っているわけですから、これはまあそういう意味で、たいへんだと思ひますよ、たいへんです、これは不転転の決意でやる、やらなければいかぬことです。ですから……

○竹田四郎君 一つは……
○國務大臣(田中角榮君) まあきようは〇・七という数字が入つたわけですから、これは、げたがないと、ほとんど横ばいになるわけですから、横ばいに、ですから、これからまだ相当しほつていきまうから、これは金融問題でもって、とにかく滞貨金融とか、中間で先高でもって入れないやうにと、あなた言ひましたけれども、土地などはき出さなければ、売らなければ、正常な手形金融はつかないという、いま銀行調査やつておるわけですから、四十六年から貸して、土地や株になつておるものは、いままう売れと言つたつて売れない。売れないから時期を見てあげます、そのかわり、その間に黒字倒産しては困るから、つなぎ融資はいたします、正常金融は貸し出します、そのかわりに四月三十日までどれを売ります、五月三十一日まで何を売りますと言つておるんだから、物は下がるにきまつておるんです。ですから私は、国会で申し上げておりますように、列島改造、列島改造と言つておりますが、列島改造論が国会——衆参両院を通過するに、土地はうんと下がるだろう、こゝういふことも述べておるの、こゝういふ理由によるものであると、こゝう御理解願ひたい。

○竹田四郎君 もう大体私の時間がきましたので、さう、どうも田中総理の考え方というのは、国民の側に立つてない、さつきの貸倒引当金の問題にしろ、実に国民の側に立つてないという感じがしたわけですね。もうこれ以上議論してもあまり効果がないやうでありますから私やめますけれども、いま物価については〇・七の数字が入つたからとこゝういふこと、たいへんお喜びのやうでありますけれども、もう少しその点は時期をやっぱり明記してもらいたいと思ひます。これは国民が一番待っていることなんです。もしそれが明記される

ということであれば、私は、ある程度国民が田中総理の手腕を買おうと思うんですがね、その辺で明記してほしいと思います。

○国務大臣(田中角栄) 政府の気持ちというものはわかっていただいていると思うんですよ。石油が上がっても、とにかく消費者物価横ばいになっていくということですから、ですから、そういう意味で効果は出てきたと。これからもっとしぼられていきますと、これは両面からしぼるわけですから、四十六年から貸したものをすつといま調べているんです。これはちよつとだけ申し上げますと、二十九年から三十九年までの間に、対前年度日銀券は一四〇・四％の成長率。あと三十五年から四十五年までの間には、どういうことかというところ、一五・五％対前年度日銀券の増発が行なわれております。そのときには一一・一％だった。それが去年の七月には二八・二％まで伸びたのですから、これはまあ日銀券の発行残高が、すなおに右左にいく議論でないことは、これはもう専門家であるあなたはよく御存じのとおり。私たちはいままでそういう答弁をしたんですから、あなた方言うとおりの右左にいきませんよと。一つの指数であることは事実なんです。ですから、これが二四になり二三になり二〇になって、今月は一九・八だということになれば、卸売り物価もみんな下がっておることは事実なんです。ですから、四十六年の四月一日を起点にして、一五％でずつと伸ばしたものと、その後伸びている対前年度はだめなんです、貸し出しが過ぎていくのですから。だから、いま出ている残高と、まっすぐ伸ばしたものに、その間が仮需要ということですから、これは土地になり、何かになつていく。土地はどのくらい出ているのかと。ここでもつとつえらい数字ですけれども申し上げますが、土地十兆円出ているのですよ、確かに。四十四年に一兆三千五百一十億、四十五年に一兆七千億、四十六年に三兆三千五百億、四十七年に三兆二千三百億、土地だけでも約十兆円です。ですから、これがしぼればいく

わけなんです、これは。ですから、しぼれば、これはしぼつた分だけ買つてくれ買つてくれといふけど、今度起債は一十億しか認めないから買えないと、あなたもさつき言つたようにね、それはいまだとどろ地方にやればしり抜けになりますから、そこらで物価抑制と学校建つこととのバランスとつてくるのです。それがなければ、物価下がりませんよ。ですから、そういう意味で、十兆円出ていることは事実なんです。国民の投機が動くだけによつて一兆円税金が入つたんです、大蔵省には。外人に売つたわけじゃないですから、これは。だから、この税のプラス面とマイナス面があるという事実は確かにございます。ございまして、そういう意味で、この面はひとつしぼつていくと。いまのところに財政が大きいというから、四一・六月は全部新規発注停止するといつたら、これはいまでも、早く出してくれなければ、中小企業の公共事業をやつておる請負会社は全部倒産に追い込まれるということとバランスをとつて、いま公共事業の発注を考えているわけですから、そういう意味で、十分ひとつ物価安定というものの対して相当苦勞しておると、全力投球しておるのだというところは国民の理解が得られると思うのです。ただ、いま石油が上がつたら電力どうするのだ、私鉄どうするのだ、それで賃金は三万円と、こういうところはどうしよう。出さなければゼネストだ。ゼネストやつたらこれ相当物価がまた上がるのです。そういう前提で、これすぐ何月何日まで安定させますと、これは無理なことですよ。ですから、私もそれはほんとうにあなたと同じ気持ちで、物価押えようと、こう思つておるのです。私もまた国民の一人である、議院に席を置かれておるということ、ひとつ御理解いただきたい。ほんとうの言葉でないんです。せつかくの御質問ですけれども、どうも相済みません。一日も早く、いつときも早くということで御理解願いたい。

○多田省吾君 総理大臣に三點にまとめてお伺いしたいと思ひます。

第一點は、ただいまも議論がありましたけれども、経済成長率の問題です。田中総理は、昨日のテレビ対談でも、欧米先進国は、過去に植民地からだいたふ取つたので、集めたので蓄積があると、日本にはないのだということをおっしゃられて、欧米よりも上の成長率、すなわち一〇％程度の成長率を望ましいというふうなお話をされておられたのを承つたわけでございます。

○国務大臣(田中角栄) 一〇％じゃないです。

○多田省吾君 大蔵大臣は昨日も、前から経済社会基本計画、昭和四十八年から五十二年まで成長率九・四％ですが、長期税制は六％から六・五％くらい、これも手直しの必要があるのじゃないかと、やはり欧米先進国の平均くらい、私は六％くらいだと思ひますけれども、それが望ましいといふておられるわけで、たいへん考え方に違いがあるように見られるわけでございまして、総理大臣はいま一〇％じゃないとおっしゃいましたけれども、この実質経済成長率をどの程度考えておられるのか、やはりいまは省資源型産業へ向かつていく日本として、石油問題、資源問題、あるいは環境汚染問題、さまざまな問題をかかえてやつておるわけですから、私は、そういう高度成長は絶対望みではない、このように思ひますので、もう一回お伺いしておきます。

それから第二點は、ただいまもお話ありましたように、昭和五十年の税制改正の問題でございまして、いま昭和四十九年度を審議していらっしゃるに、先走るなどおっしゃられるかもしれませんが、私も、三月二十日に東畑税調会長、またきのうは、福田大蔵大臣にいろいろ質疑をしたときに、昭和四十九年度は無理だけれども、昭和五十年に検討したい問題として、いわゆる分離課税の問題ですね、利子・配当分離課税、これはたしか田中総理が大蔵大臣当時つくられたものだとは私は理解しております。それからもう一つは、個人の土地譲渡所得に対する分離課税ですね、これも、いま現在利子・配当分離課税も、それから個人の土

地譲渡所得の分離課税、四十九年と五十年は二五％になつておられるわけですね。五十年で終わるわけですね。しかし、総合課税が望ましいといふことで、大蔵大臣もそれから税調会長も、五十年で税制改正には検討したいといふ、こういう答弁をしておられるわけですね。それで、五十年まで待たない、五十年の末まで待たないで、五十年の初めからこの税制改正で検討したいと、確かに先ほど竹田委員もおっしゃつたように、利子・配当分離課税、本来ならば七五％が高額であれば取られるところを、二五％で済んでいくわけですね。まあいろいろ技術上の問題もありまして、また逆累進というところで問題を呼んでいくわけですね。標準世帯でも、昭和四十九年度においては、普通の所得ならば、百五十万七千円まで非課税になるところを、三百五十万七千円まで非課税だといふ問題もあるし、また最近のいわゆる土地成金、一千万円以上の所得のある人のほとんどが、九十何％がいわゆる個人の土地譲渡所得から得ているといふ、こういう問題がありますので、これはぜひとも五十年度改正において検討していただきたいと、このように思ひます。

それから、五十年度改正においては、やはり税調会長等が議論したいと言つておられるのは、やはりいま非常に消費者物価が高騰しておりますので、数年間は所得税減税は要らないと思つたけれども、やっぱ五十年も、基礎控除等をもう少し広げて所得税減税をやつたほうがいいんじゃないかと、こういう意見も言つておりましたし、あるいは妻の座を守る二分二乗方式の問題とか、あるいは教育費控除の問題とか、こういったものも考えていきたいといふような話があつたわけですね。この点をどう思はれておられるか。

それから第三點は、きょう衆議院を通つたいわゆる会社臨時特別税、自民党案では千七百億円で千七百五十億円ほど今年度は取れると、このように主税局できょうおっしゃつておりましたが、社会党案ですと二千五百五十億円から二千二百億円

ですから、四百五十億円減ったわけで、非常に残念でありますけれども、とにかくこの千七百億から千七百五十億の会社臨時特別税の使い方でございますけれども、大蔵当局は、景気調整資金として使いたいと言っているようでございますが、私はやはりこれは、この前の物価狂乱、物価高騰、あるいは商社、会社のいわゆる便乗値上げ等によって生じた部分もかなりございまして、社会保険とか、あるいは福祉財源にぜひとも使っていただきたい、このように野党は希望しておるわけでございますが、その点をどう思われるか。

それから、最後に、あわせて、先ほど貯金の目減りの問題がございました。昨年のボーナス時において、半年七・二五%の利息のいわゆるボーナス預金を二兆円集めました。また、今度の、あまり評判よくありませんけれども、いわゆるくじ付預金も一兆五千億ほど集めよう、こういうお考えのようでございますけれども、くじ付預金のほうは、利息が全然同じでございますから、全然国民にとって得はありません。ですから、目減りと同じです。ですから私は、衆議院でも論議されておりましたが、せめて個人については百万円から百五十万円ぐらいの預貯金については一〇%以上の利子をつけるとか、そういう臨時措置はどうしても必要があるんじゃないか、このように思いますが、総理はいかがお考えでございますか。

この三点をあわせてお願いします。

○国務大臣(田中角栄君) 成長率は、先ほど申し上げましたとおり、二十九年から三十九年までは一〇・四、三十五年から四十五年までは一一・一と、これは非常に高い成長率であった。これは高い成長率でございましたが、その間において御売り物価は、先進工業国九カ国平均よりも少なくなくてあつて、半分ぐらいであつて、それで給与も上がつてまいりましたし、完全雇用を達成した。国際競争力は全世界から指弾を受けるほどになつた。アメリカに対して単年度で四十二億ドルの黒字ができて、これが正常にならなければ、日本商品のポイコットだということまでいったメリッ

トはあつたわけですから、四十七年の下期からずうっと、去年の石油問題が起きないで済めば、これは口では何とか言つても、とにかく数字が示すとおり戦後の日本の経済運営はうまくいってきたと、こう言えるわけですね。ところが、まさに九俣の功を一簣に欠くように、去年の十一月、十二月から、ばばばばつというところで、ほんとうにあやまりにばかり回つておる、こういうことでございまして、ある人は、商社が三十年近く国民のためにやつてきて、わずかなところでもって、社会悪だ、こう言われて、自民党またえらいなという同情の声もございしますが、ほんとうにそういうことを私も考えておるわけでございします。

ですから、成長率というものが何%でいいのかわからないことは端的に申し上げられないのです。これは経済社会基本計画の中で、年率九%—それは前半はもっと高いのですが、後半は七・五か八に落ちるといふことですから、それを五十二年以降に後段の数値そのまま伸びていくのか、平均値九%で伸びていくのかは、これから四十八年から五十二年を見なければわかりません、こういうことを前提にしております。それはそういう要求である社会保険の拡充という問題が大きいあります。日本のような状態の中では、公害問題は世界の基準よりもつときびしくしなければいけません、狭いところですから。そういうことで、企業の負担というものが、企業のコストがどうなるのか。賃金は世界並みではないかぬので、西ドイツ並みにするには、少しづつ上げなければいけません。もう一つ、社会保険の長期計画というものを何年間で達成するかというところから逆算しまして、そして成長率をほぼ算定できるだろうというところで、いま作業をやつておるところです。ですから、いま作業が終わらないうちに、経済社会基本計画を変更しますと言つたつて、それは全く架空なことであつて、何のために一体変えるのか

ということになりますから、これは五十二年までの間でも、年次計画よりも、ことしはうんと落としておるわけですから、それは社会情勢の変化に対応して、五年間でこれだけのものができるのか、石油事情が起きましたので七年半かできるのかという問題は、これから国民的にやつていかなきゃなりませんし、それから企業全体が、重化学工業から知識集約化へ—知識集約的といつても、

一体何を知識集約ができるのかという問題もあります。石油の情勢や、原子力とか、クリーンエネルギーが、年次の間に合うかという問題もございします。そういうような意味で、にわかにはめられるものではないというところは理解いただけると思ひます。ただ、九%、一〇%というものは、ノーマルに六十年まで伸びていくというところはむずかしい。しかしこれは、完全に日本人の英知で、五十年—五十二年ごろにいまのスイスの工業のように、ざあつと転換できれば、それは一〇%成長できるかもしれません。しかし、そういうことを考えることは無理だ。これだけの大部隊を、これだけの厚みと、幅の広いものが、一ぺんに二年や三年で、知識集約的な、いわゆるイギリス型の工業からスイス型の工業に切りかえられるかどうかというところは非常にむずかしい問題であります。やはりこの成長率というものは、これらの社会保険の長期計画の年次割りをきめて、それには、国民負担がどのくらいになるか。さっき言ったように、二四・一%、社会保険料が四・八%というものが、一体どの程度上がつても、国民の重税感はなく—その中で自動的に税制もちゃんと出てくるわけです。そういうことから逆算しなければ、ただ、成長率を何%とくめて、社会主義経済のように押し込んでいくというわけにはまいらぬ。ただし、九%という高いことを、維持するということ自体は、やっぱり改め、安定成長と—これは観念的な議論ですが、安定成長というのは、国民にいろいろなプラスもあつたじゃないか、マイナスもあつたじゃないか。マイナスを与えないで、納得できるものが

安定成長ということですから、そういうものは、これから皆さんの御意見も聞きながらやつてまいりたい。ただ、十年かかつてやれる社会保障を、三年でやらなければ言わねえと、それは高度成長をやらなければできませんよということにもなりますので、そこは皆さんの御意見を十分承りながら、ひとつ結論を出してまいりたいと思ひます。

税制改正を来年度やれということとは、これはまあ東畑さんの議論も私も拝見しております。おりますが、来年度二兆円減税平年度化するわけですから、ことしこんな物価が上がつて、月給三万円上げると、春闘もつてやつておるときに、二兆円減税はやめなさいという議論もあつたわけですが、この間も衆議院の集中審議では、よくまあこのときに、夏まで物価を押さえますといひながら、二兆円減税に踏み切つたことは多とすると、こういう、まあそれに近い御発言の評価をされたわけでございます。物価も押さえないかぬ、春闘はある、石油問題起つておる、こへへへへ私鉄の問題、電力問題がきておる。そこへへへてきて、二兆円減税をやるといふんですから、四月一日から。ですから、これはもう来年度考えてみて、これはたいへんです。たいへんですがね、国民の求める方向に沿ひながら、政策は進められなければならぬ、こういうことで、まああえて苦難の道を選んだわけでありまして、その上になお、なおというとなかなかまたたいへんです。たいへんですが、しかし、たいへんですけれども、これはやはり税制というものは国民が常に検討して、納税者が理解ができるような税制、理想的な税制をつくるということが望ましいことであつて、いま五十年に付加して二兆円減税の平年度と同時にまたやりますということも申し上げられません。しかし、やらねえということも申し上げません。これは、いま指摘されるようなものがあるわけですから。そういう問題に対してしましても、いろいろと検討してまいりた

い。ただ先ほど申し上げましたように、土地の税制をここで考えろと、こういうことでございすが、これはひとつ国総法の中などで十分検討していただきたいと思います。確かに誤りありましたよ。これだけ、五カ年間にわたって五%、一〇%、一五%、二〇%でやるなら、個人に分離した場合にだけこの税は適用すべきであつた。これを何もそこまでやらないで、ただ持っている人が、土地を放して需要者に提供すればいいと、これはまあ少し拙速だつたと思うんですよ。そうしたら、企業がみんな買つちまつた。企業が買つたら、企業が買つ過程においては、一兆円税金が納まつたことは事実なんです。これ。一兆円税金が納まつた、それで減税もできたことは事実です。が、ただ今度それを吐き出さなきゃいかぬ、そのために今度二〇%重課をやつた、あの税金も私は完備な税制と思つていないんですよ。税まつれば安くやりますがね、税をかければ税金分が附加されるのはあたりまえの話です。ここらへもう一つ考へて、四月一日から実施をされることですが、個人に、個人の住宅用にこれを分離した場合、この税は除外をするという程度のことをしなさいと、これは売りませんよ。売らないから今度貸した金でしぼつていこうというわけです。金融でも今度しぼつていこう。土地を売らなければ営業用の手形金融はしませんよと、こう言つて銀行は金融押入のをやっているわけですから、そこらを十分考へて、土地税制というものをどこでも切にかえるのかということを考えなきゃならぬと思ひます。

もう一つ、分離課税をやめると、今度土地は売りません。売らなければどうするか、死ねば税金取つてくださいと、財産税で取れますから。だから、いまの制度は売つたときに、売買利得税を所得税として総合課税せよという議論ですから、それは売りません。せめて売つて、親子代々持つていたものを売らぬ、めし食わぬでも売らぬ、こうなりますよ。そのときに問題があるんです。それを国総法の中で指摘しているわけですが、

よ。売らなかつたら、それは憲法の有する権限から、私権だから制限できない。ただしその利用権はこの法律でもって制限しますよと、こういつているわけですよ。ですから、土地のレンタル制度とか、地上権を明治、大正、昭和の初年のように、地上権が大家の利便に供されるような制度を誘導政策としてとらない限り、分離したら土地は高くなるし、売れません。これは事志と違ふ。これはいまの市街化区域の線引きと同じことであつて、絶対売らない。どんなあめをもつても、むちをもつても売らない。そこらをやはり制度上考えなきゃいかぬ。そこらで国総法をひとつ御議論いただきたいと、こう言つていられるわけですから、ここらひとつ十分考へていただきたいと思ひます。それらとあわせればいろんな問題が、まあ結論が出ると思ひます。

利子・配当の問題は、私がやつたと言つたのですが、これは五万円を十万円にしてやつたり、これは将来、昭和二十年代、三十年代のような気持ちはなく、結局少額非課税制度を拡大してきて、三十年たつた、退職、自分で貯蓄をしたものは非課税二千万円程度、それからもう一つは、労働者財産形成が二千万円程度までやりたいと、保険も二千万円ぐらいやりたいと、その上になお、自分の退職金は自分の会社の資金でやりたい。いま十万円まで無税なのはこれ六十年には大体二千万円まで持つていききたい。それはいまの月給だけでやつていけるからそうですがね、これから二〇%ずつ上がることを考へたら、四年たつたら月給倍になつちゃうんですよ。世界最高なんですから、六十年たつたんですよ。名目所得だけであります。そのときにアメリカがやつていける政策と同じ財産の運用が日本人ができないという話はない、これは算術計算ですから。そういう場合を前提としながら、誘導政策としての政策をとつたわけですから、税の公平論という立場からだけ、分離課税とか、こういう特別な非課税制度、少額非課税制度をやめてしまふということは、情民政策につながるおそれがある、これは非常にむずかしい問題で、そうすると、今度若い人たちは五〇%まで税金とあれを負担して、五十五歳になればとにかくみんな年金でもって食わせなきゃならぬという、現にそういう先進工業国がいっぱいあるのですから、そういうような道を選ばないようになしなきゃいかぬという、多方面からやっぱり考へるべきであります。

それからもう一つは、一番最後は、税制の中で妻の座とか、それからいまのいろんな問題があるが、妻の座ぐらひは、これはこの間申し上げたように、これは私は、夫婦別産制をとつていられる以上、おかしいと思つてます。実際非常におかしいと思ひます。これは少なくとも、均分相続制でもつて三分の一妻だと、しかし、死んだ場合には、夫婦両方が死ぬ場合でなかつたら、税はかけないような方法を考へればいんじゃないかと思ひます。私は、まあこれはしるうと論じようより、税をうんと、二十年も研究してきた結果ですから、これは自分の子供が車で事故を起こすと、親は黙つて罰金を払つてやるわけです。罰金でも、それから補償金も払つてやる。さすがに国税庁も、それには税金かけませんよ。親に贈与税をかけたない。しかし、財産を分けるのとかけると、それはやっぱり妻の手取り額というものが二〇%あるうが、三〇%あるうが、別産制度をとつてい限り、これは法定をする必要がある。これはほんとうに中小企業の妻と、そのいまの税法上の事業主との間には不公平がある。こういう問題に対しては十分勉強してまいります。

あとの千七百ないし千八百億の今度の特別会社税、これは議員立法でございしますし、まだ両院を通らないうちに政府がその使途などを申し上げられるわけはあります。

○成瀬清治君 テレビでいつているじやないか、きのう、ゆうべいつた。

○国務大臣(田中角栄君) いやいや、これは、だからね、社会保障に使えということもあるし、これを特別財源としてやれという、国民の中にはいろいろ議論がございしますが、法律として政府に権限がゆだねられたときに、政府は最も国民の気持ちをそんたくをしてやります。そうでないと、いろんな組み直しをやれ、こうなりますから、それはとてもそんなことは、これは国権の最高機関としておきめになることがきまつたら、ひとつ立法の精神を体してやる、だからまあこれは、いまのように物価を下げろといへば、全部減殺資金として充てることも考へられるでしょうし、それはいろんな災害の場合使つていふこともあるだろうし、いろんな道があると思ひますが、これは皆さんの国会における御発言等十分そんたくをして、政府は国会の御指導、御指摘に沿うように行政運用してまいりたいというふうに思ひます。ひとつどうぞ御理解のほどを。

○多田省吾君 最後に、貯金の目減りを防ぐために、百万円ないし百五十万円の貯金に、一〇%以上の利子をつけたらどうかという最後の質問について。

○国務大臣(田中角栄君) これなかなかむずかしい問題でございまして、これ百万円とか百五十万円という金額だけに對して一〇%附加しろということがいわれておるわけですが、これはたいへんむずかしい。これはやっぱりそういう方々に対しては、社会保障で別な立場から一般会計として出していくということで、税の何かで、これは利息というものを保証するということとはむずかしい。これはただ一つ言い得ることは、労働者財産形成に對して、現に西ドイツがとつておる、それを日本がまねしたらどうかという問題は具体的な例としてあります。労働者財産形成という場合には、そうではなく、それを制度の中に入れることはむずかしいから、だから土地、将来土地を三十万ヘクタール論というのはそこに出ていられるわけですが、土地を国が農協資金とか何かで買つておつて、そこを造成しておつて、そして四十八年度なら四十八年度の原価を基礎にして、土地が幾ら上がるうと、そういう投資をした人に対しては、現物給付をするときに、その原価プラス、資金運用部の

資金コストをプラスしたものであつて、土地が十
万円になるのが、二万円であるなら二万円で交付
をするというこのほうが、制度的には合理的だ
というところまで詰めたわけですが、今年度はそ
うしないで、制度上の問題でもってスタートした
わけです。しかし、土地とか、自社株とかいうこ
とが目録である場合には、政策的にもっと加味す
る余地は十分あるというところは考えます。ただ、
標準世帯以下の者が、また一定の年収の人以下の者
が、行なう預貯金に対して、ある一定限度額に対
して公称の法定利息プラス一〇％付加するといふ
ことは制度上非常にむずかしい。これはひとつ御
理解いただきたい。

○栗林卓司君 これから申し上げる問題について
御見解を承りたいと思ふのですけれども、今回の
二兆円減税で、やっぱり一番ひかかるのは、先
ほど来ありますように、一兆何千億の減税の相当
部分が、所得の高いところに持っていければやう
という素朴な実感、これも理由を聞いてみますと、
いろいろございいます。そこで、もし税以前の
問題として、所得の配分というものが適正だとし
ますと、たとえば累進課税にしても直す必要があ
る。あるいはほかの所得と見合ひもある云々とい
ふことで、今回の修正も私は理解できる気がす
る。ただ問題は、税以前の問題として、所得の配
分というものが適正にされたのかどうか、この意
味で、税の問題と税以前の問題、私は二つあるん
じゃないかという気がするんです。同じことは、
実は従来からよく議論になります逆所得税につい
てもいえると思うんです。この逆所得税というこ
とを申し上げますと、総理は、先ほど来触れてお
られるように、情民政策は絶対とらぬと、力一ぱ
い働いてもらふんだという御感触なんですけれど
も、私は、確かに、逆所得税というのは問題が多
い一つの案だと思ふ。ただ、しかし、四十九年度
の予算を見て、給与所得者のうちの三割は税金
を納めなくて済む。納めなくて済むというのは、
逆に言うと、減税という面でのてこ入れがきかな
い。片方で物価が上がつてくる、片方ではたと

えば間接税の増徴も企図されるということになり
ますと、逆進的に生活への圧迫がきてくる。さ
てどうするかという、いわゆるマイナスイ
所得、逆所得税というわけにもいかぬ。では個々具
体的に社会保障制度をいって、なかなかそこ
までできる問題ではありません。ここでもやっぱ
り、税制と税以前の所得分配の問題が実はあるん
じゃないか。

そこで、税以前の問題について総理の御見解を
伺いたい。果年、こう見ますと、上と下の差とい
うのはたいへん開いてまいります。どれが適正か
というのをきめるのは困難ですけれども、だん
だん差が開いてきた。これでいいんだらうかとい
う、これはむしろ人生観、世代観からくる一つの
価値基準があるんじゃないか、その点伺いたい。
○国務大臣(田中角栄君) 税はその国、その国に
とって一番大きな問題であるし、その国の特性を
生かして、納税者の理解が得られるということ
でなければいけません。同時に、税というものは、
不公平感というものをなくさなければいけません。
それから、税の根本論の中の二つのこととしては、
税は画一的な税率で徴収をして、そうして税
法の中に付加されておるそういう社会保障面と
か、そういうものは他に、一般会計でもって行な
うべきだと、そんなことを言つても、それはなか
なできないので、どこの国でもやっておるよう
に、やはり累進税率をとらざるを得ないのだと、
それを飛躍的に法人にも累進課税をとれど、こ
ういふ議論にまで飛躍しているわけですが、それはその
国その国でもって特別な事情はあります。あります
が、やはり税は、政治の中の一番大きなものだ
と思ふ。昔の政治学を讀んでみれば、昔の政治
は何だ、税と賞と罰だけあります。三本が政治
の焦点であります。税だけは全然政府や国会が
タッチしないで、だれかにまかしてつくつてもら
えばいいんだ、そんな軽いものじゃありません。
国民の中で一番大きなもの、だから明治憲法下で
は、税は国民の三大義務である、これはあたりま

えのことだと思ふのです。そういう意味で、国民の
態に合わせなければいけません。しかし、いまのよ
うにいろいろ議論がある場合には、過去の税制と、世
界の国でどういふ税制をとっているかということ
とやっぱり合わせて、日本の税制が妥当かどうか
というところは、やっぱり一つのめどとして判断す
る以外に私はないと思ふ。その中で日本の特性と
いうものが加味されるべきである、これが私は、日
本のあり得べき理想的な税制だろつと思ふので
す。そうすると、いままで日本は、いろいろなこ
とをいわれながらも、課税最低限を引き上げると
いうことで、税制の改正に終始しておることは、
これは誤りではないと思ふ。それで、まず社会保
障やいろいろな問題がありとしても、少なくとも
アメリカの百三十何万よりも、課税最低限を一挙
に百七十万円までもつてきたといふことは、私
は、やっぱり税制改正である、こう思ひますよ、
私自身は。これは後世に、やっぱり日本税制史か
ら見て、これはちゃんと書けるわけですよ。アメ
リカよりも、とにかく税を納めない課税最低限が
引き上げられておるわけですから、ですから、い
ままで一万円ずつ上げてきたものを、十四万円か
ら二十四万円にほんとに上げなさい、二万円ずつだ
と、これは上げるときには二万五千円か三万円に
なりますよ、三万円だと三十六万円になるわけ
ですが、そういう意味で、私は、今度の税の改正と
いうものに対しては、よその国と比べて踏み切つ
たといふことは大きな問題だと思ひます。しか
し、それを踏み切つたことも評価するが、そのと
きに税率調整を行なつておるじゃないかと、そう
すると、税額からと言ふのですが、しかしこれ
は、一兆四千五百億の中でもって人的控除は四千
六十億、それから給与所得控除が八千四百二十
億、税率が二二・二〇、税率の二二・二〇は大体
法人税の二二・二〇に見合ふものであります。そ
ういふ内容に立ち入りますと、感情的にはいろ
ろな議論ができると思ひますが、この税がやはり
過去の税制改正の大本であつたように、課税最低
限を引き上げるといふ、弱者に対してウエイトを

置いておるといふことは、もう数字の示すとおり
である、こう思ひます。

それで税率調整は、ちやうど安定期に入つ
て、八千円の初任給を国会で議決しようという前
に入つて、人生においては三十五から五十五の間
で、生んだ子供が全部大学から小学校までおる
と、人生において一番投資効率のいい、一番の負
担が重いという感じの、そこに税率調整を合わせ
ようと、こう考えたわけですよ。ですから私は、そ
ういふ意味で、多年の懸案であつたシャープ税制
に手が入つたといふこと、しかも、間接税のウ
エイトを三〇％据え置きのまま税率に手をつけ
たといふことですから、私はいまの状態における
税制改正の中では、思い切つて踏み切つた案だ
と、ほんとうにそう思つておるのです。です
から、そういう意味でいろいろなことがあるでし
うけれども、それなりの理由があつて、しかも、
課税最低限を上げるといふことで、多数の人が恩
恵を受けるということも事実ですが、それより
も、それもあるが、金額はわずかでも、税率調整
によつて、人生において、いまの日本の経済活動
や社会制度の中で最も中核をなしている人の税
負担感を幾ばくかでも減殺をしたい。同時にそれ
が、将来の日本の効率投資の原資になるようにと
いう理想に燃えた改正案であつたといふところを
少し理解していただきたい。ですから来年度は、
またいまの御意見も拝聴しながら、また勉強する
といふことでございいます。

○栗林卓司君 一言だけ。

課税最低限の引き上げ、異論がありますけれど
も理解いたします。税率調整も異論がありますけ
れども理解をいたします。何うのは、上を切る必
要はないのか。上はどこまでも青天井です。そ
うはいつたつて、これは民間がきめる賃金問題なの
だからしかたがないという話がよくあるんですけ
れども、それでいいのですか。

ここで、先ほど来のように、ここから先は累進
カーブが曲がつたつてかまわぬじゃないかといふ
ことは、それなりの説得力は持つんじゃないか。

○國務大臣(田中角榮君) 感情論としてはわかりませんが、その影響するところも非常に大きいです。これはまあその税のほんとうのポイントになると思いますが、ある一定限度以上は一〇〇%取るというたら働かせませんよ、人間は。能力のある者はうんと能力を出してもらわなければ、これは国民の生活よくならないのですから。ですから、それで働いているときでも、相当な高い税率で取られていることは事実なんです、取られているのじゃない、納付しているわけです。

それともう一つ対抗策があるのです。これはなかなか、うまくやっていると、こう言っているわけですからね。生きているときはね、能力一ぱい働かして、そうして国家社会のために貢献をさして、死んだらちゃんとしたきますよと、だからね、頭打ちにするというのは私は反対なんです。生きているときにはうんと働いてもらう。これはエンジンでも何でもできないやありませんか。ほんとうです。ほんとうにそうですよ。そういう議論が公にされてないことは私は誤りだと思つてます。能力があつたらだんだんと能力を出してもらつてね、日本の知識集約化に何でもやってもらつて、それでなくなつたときにいただくように、相続税率でもって調整をするというのはいいいですがね、年間何億でもって頭打ちにするというものは、これはもう人間の個性や、人間のほんとうにその能力を一〇〇%發揮させるには、やっぱり青天井が望ましい。だから、そこが非常にやっぱり自民党だなどと言われるかもしれませんがね。(笑声)そうじゃないんです。私も国民の立場に立つて考えているんだということをひとつ十分御理解願いたい。

○野末和彦君 乱暴な意見かもしれませんがね、私思うのですけれども、低金利政策というのは、もう変えなければいけないのじゃないかと、貸し出し金利を上げるべきじゃないかと思うのですが

ね、先ほどから成長率の数字はどのくらいだという話も出てましたけれども、ちよつと考えるのですけれども、抽象的に言えば高度成長の時代はもう過ぎたんで、これから安定成長だとかいろいろ言ってますね。でもどうも日本人の体質からいって、結局は、高度成長志向型じゃないかと、また総理もそういうのが好きなんじゃないかと、また、しかし、やはりこの経済構造を変えなければならぬというときにきまして、やはりいままで高度成長をささえてきたのは低金利政策じゃないかと、まあぼくはそう思つておるわけですよ。何しろ安い金利の金借りて設備投資をやつたりいろいろするんでしようけれども、金は借り得たわけですね、企業にとつては。ですから、借金経営をやつていけるわけですね。この借金経営というのも非常におかしい企業の体質ですね。そんなこといろいろ考えまして、やっぱりこの際貸し出し金利をもう上げちゃうんだと、そうして上げることによつて、預金金利も当然上がるわけですね。何かいままでこの委員会でもいろいろあつたんですけれども、目減りするとか、あるいは金利が安いと、これじゃ貯金の意欲もないからというふうなことになる、必ず預金金利上げたらどうかという話になると、で、預金金利上げるともう全体の金利体系変えなきゃならないのでそれはむずかしいという話にいつも落ちついていちゃうのです。ですからぼくは、貸し出し金利をまづ上げる方向で今後検討していくのが先であつて、それが経済構造変える上で非常に必要なことじゃないかと、そういうふうにか考へていられるんですが、総理はどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) そういう議論ははじめにひとつ検討すべき問題ですが、金利には限界があるということが一つございます。これはまあ日本の金利というのは、明治、大正からずっと見てきまして高かつたんです。これ国際金利よりも低くなつたのは、日本はこの二年間であります。これは、世銀の金利が五・七五%のときに、日本が何で世銀並みに融資ができないかと、西ドイツが

海外経済協力を金利ゼロでもつていま中近東にやつておるとか、それから〇・七五%というほとんどもうどうにもならないような、とにかく第二世銀と同じような——第二世銀は無利息五十年ですから、第二世銀と同じように、五十年を目標にしておつて〇・七五%ですから、これはもう全く無利息と同じことなんです。これはもう手数料はついていて、人件費とか、調査料だけを加味して〇・七五%押えておると、日本だけが何で一体四%、四・五%、五%だということ、日本の金利が高かつたというところは国際的にはもう事実でありまして、アメリカが利子平衡税制度をとつてから、このところ日本よりも〇・二五%ないし一%高くなつたということでありまして、これはまあ日本としては、もうどうしてこんなに高い金利かと、これはまあ全世界的に見て、原材料持たない日本が、原材料持つ国々と自由な世界で競争をしなきゃならない宿命、これは戦前、戦中、戦後もみなこれは日本人の宿命でございまして、そのときに、金利だけでも安くしなきゃいかぬというのが、明治、大正、昭和を通じての企業家の問題だつた。ですから、海外経済活動したつた一つだけ、日銀が横浜正金銀行に対して無利息の金を貸したという事態が不況時にあります。それ以外は日本の金利は全部高かつたんです。ここ一年間が一年半だけ、アメリカ金利や国際金利よりも多少低くなつたというだけでございまして、金利問題は国際競争力という面があるので、ただ日本の国内だけの状態で金利問題を右左はできないという問題があります。

ですから、まあ金利を上げるということよりも同じような効果を出すもの、いまあなたが指摘されたように、安い金だからというのは、金利は全部損金勘定になります、会社経理の中では。で、資本金にすると一割の配当をするには、二割の利益を出さなきゃ、きょう通つた会社法によつてわかるのとおり、二割の利益を出さなきゃ一割配当できないわけですから、銀行から借りたほうが安いというのは、会社経理の会計上のその処

置で損金算入になるか益金算入になるかというところであります。ですから、まあ戦前六一%も持つておつた自己資本比率が一五・二%になつた、これを六十年までに五〇、五〇ぐらひにしたい、まあできないかなと、こういうことですから、これは一つには、自己資本比率を上げさせるということになれば、金利負担は企業は大きくなります。もう一つは、急にやたら会社つづれちゃいますから、だから、アメリカのように——今度まあ大蔵省も研究しているようですよ。まだ結論は出してないようですよ。アメリカは一行が一つの企業に貸し出すものは、自己資本比率の二〇%をこしてはならない、こういつておるわけですから、そうすれば、金融というものは特定な企業にはいかないということになります。

もう一つ、まあやれば、これはまあ荒っぽい議論だといわれますが、これはまあ銀行局が飛び上がるような議論であります、しかし、ね、はつきり言えば、あなたが言うことをそのまま、国民の目減りしている金をね、企業だけでもつて使っているじゃないかと、こういうことになればね、企業責任を明確にするためには、その社の払い込み資本金または自己資本に対して十倍をこして貸し出してはならない。これ、銀行法の改正しなさいというのにはそこにあるわけですよ。それはそういうことですよ。これは外国でやつておるんですから。ですから、そこが、いま十倍でもつて押えられたらたいへんですよ。これは商社一つ見てもわかりやすいですね。小さい会社は資本金三億円で千億の借り入れがあるのですから。これはまあ社会的経済混乱を起こさない程度に、何年間、払い込み資本金の何倍という、間接資本の、というものを調整するか。これは急激にやるとアメリカと同じになつて、政府のいわゆる企業に対する調整権が全くなくなる。これはもう株主の言うとおりになつてね。これはもうどうにもならないで、物価抑制などに対しては相当な支障が起こつてくる。だから、いまのような、この物価を押える

きに急激なことはできません。ただ、明治時代に払い込んだ千万円の会社が、何百億も何千億も借りておいて、本来の仕事だけならいいけど、ね、宿屋もやる、バーマネットもやる、何でもやるというのには、これは実論だから、国民の感情に合うはずありませんよ。それはありません。ですから、その意味で、やはり金利を上げるといふことのマイナス面がありますから、そういうものよりも、自己資本比率と間接資本との調和をどうするか、税制上どういふふうに加味させるかといふことによつて、いわゆる金利問題を解決をする。金利だけ上げると、これはもう物価問題といふものと不労所得のようなものに対して、金利を上げるが、税率をうんと上げなきゃいかぬといふことで、国民はさっぱり貯蓄意欲をなくしてしまうといふ問題も起きますので、そこらはひとつ与野党のかきねを取り払つて、十分ひとつ検討していただきたい。こちらにも勉強いたします。

○委員長(土屋義彦君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、玉置猛夫君、高田浩運君、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として増原恵吉君、佐藤隆君、星野力君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 三法案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、会社臨時特別税法案(衆第九号)
- 一、会社臨時特別税法案(衆第一〇号)
- 一、臨時超過利得税法案(衆第一一号)
- 一、臨時超過利得税法案(衆第二二号)

会社臨時特別税法案 会社臨時特別税法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 課税標準及びその計算(第四条—第七條)
- 第三章 税額の計算(第八条—第十条)
- 第四章 申告及び納付等(第十一条—第十六條)
- 第五章 雑則(第十七條—第二十一條)
- 第六章 罰則(第二十二條—第二十七條)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税を課税するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国会社 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号(定義)に規定する内国法人である会社(保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社を含む。)をいう。

- 二 外国会社 法人税法第二条第四号に規定する外国法人である会社(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む。)をいう。

- 三 事業年度 法人税法第一編第五章(事業年度)に規定する事業年度をいう。

- 四 納税地 法人税法第一編第六章(納税地)に規定する納税地をいう。

- 五 国内源泉所得 法人税法第三編第一章(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得をいう。

- 六 更正の請求 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十三條第二項(更正の請求)

求)に規定する更正の請求をいう。

- 七 更正又は決定 国税通則法第二十四條(更正)若しくは第二十六條(再更正)の規定による更正又は同法第二十五條(決定)の規定による決定をいう。

- 八 会社臨時特別申告書 第十一条第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

- 九 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法第十八條第二項(期限後申告書)又は第十九條第三項(修正申告書)に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

(納税義務者)

- 第三条 内国会社は、この法律により、次条第一項に規定する適用年度の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を納める義務がある。

- 2 外国会社は、国内源泉所得があるときは、この法律により、次条第一項に規定する適用年度の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を納める義務がある。

第二章 課税標準及びその計算

- 第四条 内国会社の会社臨時特別税の課税標準は、適用年度の課税標準法人税額とする。

- 2 前項に規定する適用年度とは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から同日以後二年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度をいう。ただし、事業年度の変更その他の事由により、当該各事業年度の月数の合計が二十四月に満たないこととなる内国会社又は当該会社については、これらの会社の施行日以後最初に終了する事業年度の開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度をいう。

- 3 前項に規定する月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

- 4 前二項に定めるもののほか、施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に新たに設立された内国会社の適用年度その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

- (各事業年度の課税標準法人税額の計算)

- 第五条 内国会社の各事業年度(前条第一項に規定する適用年度に該当する各事業年度をいう。以下同じ。)の課税標準法人税額は、各事業年度の算出法人税額のうち年五億円を超える所得の金額に対応する部分の金額とし、当該金額は、当該算出法人税額に、第一号に掲げる金額のうちに占める第二号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額とする。

- 一 法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額(清算中の各事業年度の所得の金額を含む。)

- 二 前号に掲げる金額から年五億円に相当する金額を控除した金額

- 2 前項に規定する算出法人税額とは、法人税法第六十七條から第七十條の二まで(同族会社の特別税率及び税額控除)の規定及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十三條(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を適用しないで計算した場合の各事業年度の所得に対する法人税の額(清算中の各事業年度の所得に対する法人税の額を含む。国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税の額を除く。)をいう。

- 3 前条第二項ただし書に規定する内国会社の施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に最初に終了する事業年度の開始の日から二年を経過する日以前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度の課税標準法人税額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する計算した金額のうち当該最初に終了する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間で同日を含む事業年度に係るものに対応する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

- 4 前二項に定めるもののほか、施行日から同日以後二年を経過する日までの期間内に新たに設立された内国会社の適用年度その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

- (各事業年度の課税標準法人税額の計算)

- 第五条 内国会社の各事業年度(前条第一項に規定する適用年度に該当する各事業年度をいう。以下同じ。)の課税標準法人税額は、各事業年度の算出法人税額のうち年五億円を超える所得の金額に対応する部分の金額とし、当該金額は、当該算出法人税額に、第一号に掲げる金額のうちに占める第二号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額とする。

額とする。

4 事業年度が一年に満たない内国会社に対する第一項の規定の適用については、同項中「年五億円」とあるのは、「五億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の課税標準法人税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国会社に係る課税標準)

第六條 外国会社の会社臨時特別税の課税標準は、国内源泉所得に係る第四條第一項(内国会社に係る課税標準)に規定する適用年度の課税標準法人税額とする。

(国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第七條 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額は、国内源泉所得に係る各事業年度の法人税の額を基礎として、政令で定めるところにより、第五條(各事業年度の課税標準法人税額の計算)の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算

(内国会社に係る税率)

第八條 内国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第九條 会社臨時特別税申告書を提出する内国会社が各事業年度において法人税法第六十九條第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税を納付し、かつ、同項の規定の適用を受ける場合において、当該外国法人税の額のうち同項の控除限度額を超える金額があるときは、当該事業年度の課税標準法人税額につき前條の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額のうち、当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるもの

に對應するものとして政令で定めるところにより計算した額を限度として、当該超える金額を第十二條(会社臨時特別税の期限内申告による納付)の規定により申告納付すべき会社臨時特別税の額から控除する。

2 法人税法第六十九條第七項及び第九項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(外国会社に係る税率)

第十條 外国会社に対して課する会社臨時特別税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

第四章 申告及び納付等

第十一條 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出すること

を要しない。

一 当該事業年度の課税標準である課税標準法人税額
二 前号に掲げる課税標準法人税額につき第八條(内国会社に係る税率)及び第九條(外国税額の控除)の規定を適用して計算した会社臨時特別税の額
三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第七十五條(確定申告書の提出期限の延長)の規定は、会社臨時特別税申告書の提出期限について準用する。

(会社臨時特別税の期限内申告による納付)

第十二條 前條第一項の規定による申告書を提出した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相當する会社臨時特別税を国に納付しなければならない。
(更正の請求の特例)

第十三條 法人税法第八十二條(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)の規定は、会社臨時特別税申告書に記載すべき第十一條第一項第一号若しくは第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額又は同法第二條第三十一號(定義)に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四條第一項第一号から第五号まで(確定申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度の事業年度の会社臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度の金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過大となる場合に、準用する)。

(青色申告)

第十四條 内国会社が法人税法第二十一條第一項(青色申告)の承認を受けている場合には、会社臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

(更正及び決定)

第十五條 法人税法第三十條から第三十二條まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、内国会社の各事業年度の会社臨時特別税に係る課税標準又は会社臨時特別税の額の更正又は決定について準用する。

(外国会社の申告及び納付等)

第十六條 第十一條第一項(課税標準及び税額の申告)及び第十二條から第十四條まで(会社臨時特別税の期限内申告による納付等)並びに法人税法第七十五條(確定申告書の提出期限の延長)及び第三十條から第三十二條まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、外国会社の各事業年度の課税標準法人税額に対する会社臨時特別税についての申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

第五章 雜則

(代表者等の自署押印)

第十七條 法人税法第五十一條(代表者等の自署押印)の規定は、会社(内国会社及び外国会社をいう。以下同じ。)の提出する会社臨時特別税申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。次条において同じ。)について準用する。

(申告書の公示)

第十八條 税務署長は、会社臨時特別税申告書に記載された各事業年度の第十一條第一項第二号(会社臨時特別税の納付税額)に掲げる税額がある会社について、大蔵省令で定めるところにより、その会社の名称、当該申告書に記載された課税標準法人税額及び会社臨時特別税の額その他の事項を公示しなければならない。

(当該職員の見聞検査権)

第十九條 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に關する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に關する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に關する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のものに所屬する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第

一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを

提示しなければならない。
（会社臨時特別税に係る法人税法等の適用の特例）
第二十条 会社臨時特別税に関する次の表の第一

欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法律	条 項	読み替えられる字句	読み替えた字句
法人税法	第二十八号（定義）	法人税（）	会社臨時特別税（附帯税を除く。）及び法人税（）
第三十八号第一項（法人税額等の損金不算入）	法人税の額	会社臨時特別税の額及び法人税の額	
第六十七号第二項（同族会社の特別税率）	延長の場合の利子税）	延長の場合の利子税（会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第号）第十一号第二項（会社臨時特別税の提出期限の延長）において準用する場合を含む。）	
第六十九号第二項（外国税額の控除）	から、当該事業年度の所得	から、当該事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額につき同法第八号（内国会社に係る税率）及び第九号（外国税額の控除）の規定により計算した会社臨時特別税の額及び当該事業年度の所得	
第八十二号（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）	控除限度額と	控除限度額及び会社臨時特別税控除限度額として政令で定める金額と	
第九十四号第一号（法人税額等の残余財産価値への算入）	掲げる金額につき	掲げる金額又は会社臨時特別税法第十一号第一号若しくは第二号（課税標準又は税額の申告）に掲げる金額につき	
第十五号第二項第三号（納税義務の成立）	法人税の	法人税又は会社臨時特別税の	
第二十一号第二項（納税申告書の提出先等）、第三十号第二項（更正又は決定の所轄庁）、第三十三号第二項（賦課決定の所轄庁）及び第四十三号第二項（国税の徴収の所轄庁）	所得に対する法人税	所得に対する法人税及び当該各事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額に対する会社臨時特別税	
第七十五号第四項第一号（国税に関する処分についての不服申立て）	法人税	法人税及び会社臨時特別税	
第八十五号第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六号第一項（異議申立事件の決定機関の特例）	又は法人税法	法人税、会社臨時特別税	
	法人税	法人税、会社臨時特別税	

2 前項に改めるもののほか、法人税又は会社臨時特別税に関する国税通則法の規定の適用については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

一 法人税又は会社臨時特別税の更正、決定又は国税通則法第三十二号第五項（賦課決定）に規定する賦課決定（以下「更正決定等」という。）に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決（以下「裁決等」という。）による原処分の異動又は更正の請求に基づき更正に伴つて課税標準等又は税額等（同法第十九号第一項（修正申告）に規定する課税標準等及び税額等をいう。以下同じ。）に異動を生ずべき会社臨時特別税又は法人税で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものがある場合 同法第七十一号第一号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定の適用については、法人税及び会社臨時特別税は、これを一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は会社臨時特別税の更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は会社臨時特別税と納税義務者及び事業年度を共通にする他の会社臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるとき 国税通則法第九十号第一項若しくは第二項（他の審査請求に伴うみなす審査請求、第百四号第二項（併合審査等）又は第百十五号第一項第二号（不服申立ての前置等）の規定の適用については、当該他の会社臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は会社臨時特別税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、会社臨時特別税に関する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他の事項は、政令で定める。
（政令への委任）
第二十一条 第四条から前条まで（内国会社に係

国税徴収法(昭和四十四年法律第百四十七号)	第三十六條第二号(実質課税額等の第二次納税義務)	法人税法第百三十二條同族会社等の行為又は計算の否認(の否認)	法人税法第百三十二條(同族会社等の行為又は計算の否認)及び決定(昭和四十九年法律第百十五條(更正及び決定)及び第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)
地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)	第五十三條第八項(道府県民税の外国税額控除)	控除限度額	控除限度額と会社臨時特別税法(昭和四十九年法律第百九條第一項(外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額)
	第三百二十一條の八第八項(市町村民税の外国税額控除)	控除限度額及び政令で定めるもの	控除限度額及び会社臨時特別税法第九條第一項(外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額

る課税標準等)に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二條 偽りその他不正の行為により、第一條第一項第二号(申告に係る会社臨時特別税額)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む)に規定する会社臨時特別税の額につき会社臨時特別税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた会社臨時特別税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた会社臨時特別税の額に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十三條 正当な理由がなく、第十一條第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十四條 第十七條(代表者の自署押印)において準用する法人税法第百五十一條第一項から第

三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第十七條に規定する会社臨時特別税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項又は第二項(当該職員の質問検査権(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む)の規定による当該職員の間問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十六條 会社臨時特別税の調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は濫用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十二條(会社臨時特別税を免れる罪)、第二十三條(申告書を提出しない罪)又は第二十五條(検査を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほ

か、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

1 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から施行する。

2 会社の施行日から昭和四十九年四月三十日までとの間に終了する事業年度の課税標準法人税額に對する第八條(内国会社に係る税率)及び第十條(外国会社に係る税率)の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百分の十・八」とする。

3 この法律は、第一條(趣旨)に規定する事態が消滅したと認められるに至つたときは、施行日から二年以内においても、廃止するものとする。

この場合においては、会社の施行日から一年以内に終了する事業年度についてこの法律が適用されることとなる等必要な措置を講じなければならぬ。

目次
第一章 總則(第一條―第三條)
第二章 課税標準及びその計算(第四條―第七條)
第三章 税額の計算(第八條―第十條)
第四章 申告及び納付等(第十一條―第十六條)
第五章 雑則(第十七條―第二十一條)
第六章 罰則(第二十二條―第二十七條)
附則
第一章 總則
(趣旨)
第一條 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が国經濟の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税を課税するため必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 内国会社 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)第二條第三号(定義)に規定する内国法人である会社(保険業法(昭和四十四年法律第四十一號)に規定する相互会社を含む)をいう。
二 外国会社 法人税法第二條第四号に規定する外国法人である会社(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む)をいう。
三 事業年度 法人税法第一編第五章(事業年度)に規定する事業年度をいう。
四 納税地 法人税法第一編第六章(納税地)に規定する納税地をいう。
五 国内源泉所得 法人税法第三編第一章(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得をいう。
六 更正の請求 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二十三條第二項(更正の請求)に規定する更正の請求をいう。
七 更正又は決定 国税通則法第二十四條(更正)若しくは第二十六條(再更正)の規定による更正又は同法第二十五條(決定)の規定による決定をいう。
八 会社臨時特別税申告書 第十一條第一項

第二章 課税標準及びその計算(第四條―第七條)

第三章 税額の計算(第八條―第十條)

第四章 申告及び納付等(第十一條―第十六條)

第五章 雑則(第十七條―第二十一條)

第六章 罰則(第二十二條―第二十七條)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一條 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が国經濟の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として、会社臨時特別税を課税するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国会社 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)第二條第三号(定義)に規定する内国法人である会社(保険業法(昭和四十四年法律第四十一號)に規定する相互会社を含む)をいう。

二 外国会社 法人税法第二條第四号に規定する外国法人である会社(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む)をいう。

三 事業年度 法人税法第一編第五章(事業年度)に規定する事業年度をいう。

四 納税地 法人税法第一編第六章(納税地)に規定する納税地をいう。

五 国内源泉所得 法人税法第三編第一章(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得をいう。

六 更正の請求 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二十三條第二項(更正の請求)に規定する更正の請求をいう。

七 更正又は決定 国税通則法第二十四條(更正)若しくは第二十六條(再更正)の規定による更正又は同法第二十五條(決定)の規定による決定をいう。

(課税標準及び税額の申告)(第十六条 外国会
社の申告及び納付等)において準用する場合
を含む。)の規定による申告書(当該申告に係る
期限後申告書を含む。)をいう。

九 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国
税通則法第十八条第二項(期限後申告書)又は
第十九条第三項(修正申告書)に規定する期限
後申告書又は修正申告書をいう。

(納税義務者)

第三条 内国会社は、この法律により、次条第一
項に規定する適用年度の課税標準法人税額につ
き、会社臨時特別税を納める義務がある。

2 外国会社は、国内源泉所得があるときは、こ
の法律により、次条第一項に規定する適用年度
の課税標準法人税額につき、会社臨時特別税を
納める義務がある。

第二章 課税標準及びその計算

(内国会社に係る課税標準)

第四条 内国会社の会社臨時特別税の課税標準
は、適用年度の課税標準法人税額とする。

2 前項に規定する適用年度とは、この法律の施
行の日(以下「施行日」という。)から同日以後二
年を経過する日までの期間内に終了する各事業
年度をいう。ただし、事業年度の変更その他の
事由により、当該各事業年度の月数の合計が二十
四月に満たないこととなる内国会社又は当該月
数の合計が二十四月を超えることとなる内国会
社については、これらの会社の施行日以後最初
に終了する事業年度の開始の日から同日以後二
年を経過する日までの期間内の日を含む各事業
年度をいう。

3 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、
一月に満たない端数を生じたときは、これを一
月とする。

4 前二項に定めるもののほか、施行日から同日
以後二年を経過する日までの期間内に新たに設
立された内国会社の適用年度その他第一項の規
定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(各事業年度の課税標準法人税額の計算)

第五条 内国会社の各事業年度(前条第一項に規
定する適用年度に該当する各事業年度をいう。
以下同じ。)の課税標準法人税額は、各事業年度
の算出法人税額のうち年五億円(年五億円が当
該各事業年度終了の時ににおける資本の金額又は
出資金額の年百分の二十に相当する金額に満た
ない場合には、当該金額とする。第二号におい
て同じ。)を超える所得の金額に対応する部分の
金額とし、当該金額は、当該算出法人税額に、
第一号に掲げる金額のうちに占める第二号に掲
げる金額の割合を乗じて計算した金額とする。

一 法人税の課税標準である各事業年度の所得
の金額(清算中の各事業年度の所得の金額を
含む)。

二 前号に掲げる金額から年五億円に相当する
金額を控除した金額

2 前項に規定する算出法人税額とは、法人税法
第六十七条から第七十条の二まで(同族会社の
特別税率及び税額控除)の規定及び租税特別措
置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十三条
(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を
適用しないで計算した場合の各事業年度の所得
に対する法人税の額(清算中の各事業年度の所得
に対する法人税の額を含む、国税通則法第二条
第四号(定義)に規定する附帯税の額を除く。)を
いう。

3 前条第二項ただし書に規定する内国会社の施
行日から同日以後二年を経過する日までの期間
内に最初に終了する事業年度の開始の日から二
年を経過する日以前に開始し、かつ、同日以後に
終了する事業年度の課税標準法人税額は、第一
項の規定にかかわらず、同項に規定する計算し
た金額のうち当該最初に終了する事業年度開始
の日から同日以後二年を経過する日までの期間
で同日を含む事業年度に係るものに対応する金
額として政令で定めるところにより計算した金
額とする。

4 事業年度が一年に満たない内国会社に対する
第一項の規定の適用については、同項中「年五

億円」とあるのは「五億円を十二で除し、これに
当該事業年度の月数を乗じて計算した金額と、
「の年百分の二十に相当する」とあるのは「に、百
分の二十を十二で除し、これに当該事業年度の
月数を乗じて算出した割合を乗じて計算した」
とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満
たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、資
本又は出資を有しない内国会社の資本の金額又
は出資金額の計算その他第一項の課税標準法人
税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国会社に係る課税標準)

第六条 外国会社の会社臨時特別税の課税標準は、
国内源泉所得に係る第四条第一項(内国会社に
係る課税標準)に規定する適用年度の課税標準
法人税額とする。

第七条 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年
度の課税標準法人税額は、国内源泉所得に係る
各事業年度の法人税の額を基礎として、政令で
定めるところにより、第五条(各事業年度の課
税標準法人税額の計算)の規定に準じて計算し
た金額とする。

第三章 税額の計算

(内国会社に係る税率)

第八条 内国会社に対して課する会社臨時特別税
の額は、各事業年度の課税標準法人税額に百分
の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第九条 会社臨時特別税申告書を提出する内国会
社が各事業年度において法人税法第六十九条第
一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税を
納付し、かつ、同項の規定の適用を受ける場合
において、当該外国法人税の額のうち同項の控
除限度額を超える金額があるときは、当該事業
年度の課税標準法人税額につき前条の規定を適
用して計算した会社臨時特別税の額のうち、当

該事業年度の所得でその源泉が国外にあるもの
に対応するものとして政令で定めるところによ
り計算した額を限度として、当該超過する金額を
第十二条会社臨時特別税の期限内申告による
納付)の規定により申告納付すべき会社臨時特
別税の額から控除する。

2 法人税法第六十九条第七項及び第九項の規定
は、前項の規定を適用する場合について準用す
る。

(外国会社に係る税率)

第十条 外国会社に対して課する会社臨時特別税
の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の課税
標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算し
た金額とする。

第四章 申告及び納付等

(課税標準及び税額の申告)

第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌
日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げ
る事項を記載した申告書を提出しなければならない。
ただし、第一号に掲げる課税標準法人税
額がない場合には、当該申告書を提出すること
を要しない。

一 当該事業年度の課税標準である課税標準法
人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき第八
条(内国会社に係る税率)及び第九条(外国税
額の控除)の規定を適用して計算した会社臨
時特別税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大
蔵省令で定める事項

2 法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限
の延長)の規定は、会社臨時特別税申告書の提
出期限について準用する。

(会社臨時特別税の期限内申告による納付)

第十二条 前条第一項の規定による申告書を提出
した内国会社は、当該申告書に記載した同項第
二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の
提出期限までに、当該金額に相当する会社臨時
特別税を国に納付しなければならない。

(更正の請求の特例)
第十三条 法人税法第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)の規定は、会社臨時特別税申告書に記載すべき第十一号第一項第一号若しくは第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額又は同法第二号第三十一号(定義)に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで(確定申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度の事業年度の会社臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一号第一項第一号又は第二号に掲げる金額当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過大となる場合に、準用する。

(青色申告)
第十四条 内国会社が法人税法第二百一十一条第一項(青色申告)の承認を受けている場合には、会社臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

(更正及び決定)
第十五条 法人税法第三百三十条から第三百三十二条まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、内国会社の各事業年度の会社臨時特別税に係る課税標準又は会社臨時特別税の額の更正又は決定について準用する。

(外国会社の申告及び納付等)
第十六条 第十二条第一項(課税標準及び税額の申告)及び第十二条から第十四条まで(会社臨時特別税の期限内申告による納付等並びに法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限の延長)及び第三百三十条から第三百三十二条まで(青色申告書に係る更正等)の規定は、外国会社の各事業年度の課税標準法人税額に対する会社臨時特別税についての申告、納付、更正の請求、青色

申告及び更正又は決定について準用する。

第五章 雑則

(代表者等の自署押印)

第十七条 法人税法第五十一条(代表者等の自署押印)の規定は、会社(内国会社及び外国会社をいう。以下同じ)の提出する会社臨時特別税申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。次条において同じ)について準用する。

(申告書の公示)

第十八条 税務署長は、会社臨時特別税申告書に記載された各事業年度の第十一号第一項第二号(会社臨時特別税の納付税額)に掲げる税額がある会社について、大蔵省令で定めるところにより、その会社の名称、当該申告書に記載された課税標準法人税額及び会社臨時特別税の額その他の事項を公示しなければならない。

第十九条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、会社臨時特別税に関する調査について必要があるときは、会社に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受けた者又は金銭の認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外他の当該職員のものに所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他

これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(会社臨時特別税に係る法人税法等の適用の特例)
第二十条 会社臨時特別税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法 律		条 項		読 み 替 え た 字 句	
法人税法	第二十八号(定義)	法人税(	法人税の額	会社臨時特別税(附帯税を除く。及び法人税)	
	第三十八号第一項(法人税額等の損金不算入)	法人税の額	延長の場合の利子税)	会社臨時特別税の額及び法人税の額	
	第六十七号第二項(同族会社の特別税率)	から、当該事業年度の所得		延長の場合の利子税(会社臨時特別税法(昭和四十九年法律第号)第十一号第二項(会社臨時特別税の提出期限の延長)において準用する場合を含む。)	
	第六十九号第二項(外国税額の控除)	控除限度額と		から、当該事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額につき同法第八号(内国会社に係る税率)及び第九号(外国税額の控除)の規定により計算した会社臨時特別税の額及び当該事業年度の所得	
	第八十二号(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)	掲げる金額につき		掲げる金額又は会社臨時特別税法第十一号第一項若しくは第二号(課税標準又は税額の申告)に掲げる金額につき	
第九十四号第一号(法人税額等の残余財産価値への算入)		法人税の	所得に対する法人税	法人税又は会社臨時特別税の	所得に対する法人税及び当該各事業年度の会社臨時特別税法に規定する課税標準法人税額に対する会社臨時特別税

国税通則法

第十五条第二項第三号（納税義務の成立）	法人税	法人税及び会社臨時特別税
第二十一条第二項（納税申告書の提出先等）、第三十条第二項（更正又は決定の所轄庁）、第三十三条第二項（賦課決定の所轄庁）及び第四十三条第二項（国税の徴収の所轄庁）	法人税	法人税、会社臨時特別税
第七十五条第四項第一号（国税に關する処分についての不服申立て）	又は法人税法	法人税法又は会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第 号）
第八十五条第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六条第一項（異議申立事件の決定機關の特例）	法人税	法人税、会社臨時特別税
第三十六条第二号（実質課税額等の第二次納税義務）	法人税法第三十二条同族会社等の行為又は計算の否認）	法人税法第三十二条（同族会社等の行為又は計算の否認）（会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第 号）第十五条（更正及び決定）及び第十六条（外国会社の申告及び納付等）において準用する場合を含む。）
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第八項（道府県民税の外国税額控除）	控除限度額	控除限度額と会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第 号）第九条第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
第三百二十一条の八第八項（市町村民税の外国税額控除）	控除限度額及び政令で定めるもの	控除限度額及び会社臨時特別税法第九条第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額と

2 前項に定めるもののほか、法人税又は会社臨時特別税に關する国税通則法の規定の適用については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

一 法人税又は会社臨時特別税の更正、決定又は国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定（以下「更正決定等」という。）に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決（以下「裁決等」という。）による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等（同法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等及び税額等をいう。以下同じ。）に異動を生

ずべき会社臨時特別税又は法人税で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものがある場合同法第七十一条第一号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定の適用については、法人税及び会社臨時特別税は、これを一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は会社臨時特別税の更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は会社臨時特別税と納税義務者及び事業年度を共通にする他の会社臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるとき、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項（他の審査請求に伴うみなす審査請求）、

3 前二項に定めるもののほか、会社臨時特別税に關する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他の事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十一条 第四条から前条まで（内国会社に保

る課税標準等）に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十二條 偽りその他の不正の行為により、第二十一条第一項第二号（申告に係る会社臨時特別税額）（第十六条（外国会社の申告及び納付等）において準用する場合を含む。）に規定する会社臨時特別税の額につき会社臨時特別税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた会社臨時特別税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた会社臨時特別税の額に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十三條 正当な理由がなくて第二十一条第一項（課税標準及び税額の申告）（第十六条（外国会社の申告及び納付等）において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十四條 第二十七條（代表者の自署押印）において準用する法人税法第五十一条第一項から第三項まで（代表者等の自署押印）の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第七十二条に規定する会社臨時特別税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十五條 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項又は第二項（当該職員員の質問検査権（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答

弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十六条 会社臨時特別税の調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十二條(会社臨時特別税を免れる罪)、第二十三條(申告書を提出しない罪)又は第二十五條(検査を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

1 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から施行する。

(税率に關する経過措置)

2 会社の施行日から昭和四十九年四月三十日までとの間に終了する事業年度の課税標準法入税額に對する第八條(内国会社に係る税率)及び第十條(外国会社に係る税率)の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百分の十・八」とする。

(廃止)

3 この法律は、第一條(趣旨)に規定する事態が消滅したと認められるに至つたときは、施行日から二年以内においても、廃止するものとする。この場合においては、会社の施行日から一年以内に終了する事業年度についてこの法律が適用されることとなる等必要な措置を講じなければならない。

臨時超過利得税法

臨時超過利得税法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)	
第二章 課税標準及びその計算(第五條—第八條)	
第三章 税額の計算(第九條—第十條)	
第四章 申告及び納付等(第十一條—第十六條)	
第五章 雑則(第十七條—第二十條)	
第六章 罰則(第二十一條—第二十六條)	

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が國經濟の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として法人の著しく増加した所得に對し臨時超過利得税を課税することにより、國民生活の安定と社會的公正の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法(昭和四十年法律第三十四號)第二條第三号又は第四号(定義)に規定する内国法人又は外国法人をいう。

二 事業年度 法人税法第一編第五章(事業年度)に規定する事業年度をいい、その事業年度が一年である場合は、当該事業年度をその開始の日以後六月ごとに区分した各期間をいう。

三 納税地 法人税法第一編第六章(納税地)に規定する納税地をいう。

四 国内源泉所得 法人税法第三編第一章(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得をいう。

五 更正の請求 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二十三條第二項(更正の請求)に規定する更正の請求をいう。

六 更正又は決定 国税通則法第二十四條(更正)若しくは第二十六條(再更正)の規定による更正又は同法第二十五條(決定)の規定による決定をいう。

七 臨時超過利得税申告書 第十一條第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外国法人の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

八 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法第十八條第二項(期限後申告書)又は第十九條第三項(修正申告書)に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

(納税義務者)

第三條 内国法人である会社で資本の金額若しくは出資の金額が十億円以上であるもの又は適用期間(この法律の施行の日(以下「施行日」という)から同日以後一年を経過する日までの期間をいう。以下同じ)に係る各事業年度の所得の金額が二億五千万円以上であるもの及び保険業法(昭和四十四年法律第四十一號)に規定する相互会社は、この法律により、その各事業年度の臨時超過利得につき、臨時超過利得税を納める義務がある。

2 外国法人である会社で資本の金額若しくは出資の金額が十億円以上であるものうち国内源泉所得を有するもの又は国内源泉所得に係る適用期間に係る各事業年度の所得の金額が二億五千万円以上であるもの及び保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもので国内源泉所得を有するものは、この法律により、その各事業年度の臨時超過利得につき、臨時超過利得税を納める義務がある。

3 事業年度が六月である会社(内国法人である会社及び外国法人である会社をいう。以下この項において同じ)以外の会社に對する前二項の規定の適用については、これらの規定中「二億五千万円」とあるのは、「二億五千万円を六で除した金額」とする。

4 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(所得の帰属に關する通則)

第四條 法人税法第一編第四章(所得の帰属に關する通則)の規定は、各事業年度の臨時超過利得に係る収益の帰属並びに信託財産に係る収入及び支出の帰属について準用する。

第二章 課税標準及びその計算

(内国会社に係る課税標準)

第五條 内国法人である会社(保険業法に規定する相互会社を含む。以下「内国会社」という)の臨時超過利得税の課税標準は、適用期間内に終了する各事業年度(適用期間内に事業年度を変更した内国会社については、適用期間内の日を含む各事業年度とする。以下同じ)の臨時超過利得の金額とする。

(各事業年度の臨時超過利得の金額の計算)

第六條 内国会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額(適用期間内に事業年度を変更した内国会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする)とする。

2 前項に規定する調整所得金額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、当該各事業年度に係る次の各号に掲げる金額に相当する金額の合計額を加算した金額をいう。

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六號)第四十三條から第五十條まで(特別償却等)及び第五十二條から第五十二條の四まで(準備金方式による特別償却等)の規定により損金の額に算入された金額

二 租税特別措置法第五十三條から第五十六條まで(価格変動準備金等)、第五十六條の四から第五十七條の二まで(特定鉄道工事償却準備金等)、第五十七條の四から第五十七條の六まで(異常危険準備金)、第五十八條の二(探鉱準備金)及び第六十八條の二(通貨調整

後に取得した長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例)の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二条から第五十六条の二まで(貸倒引当金等)の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により益金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

3 内国会社が、この法律の適用を受ける事業年度(以下「適用事業年度」という。)において、その有するたな卸資産(法人税法第二十一条に規定するたな卸資産をいう。以下この条において同じ。)又は減価償却資産(同条第二十四条に規定する減価償却資産をいう。以下この条において同じ。)につき、法人税に関する法令の規定に基づき、その評価の方法又は償却の方法を適用期間の直前に終了した事業年度に選定していた方法と異なる方法に変更した場合において、その変更後の評価の方法又は償却の方法により計算した適用事業年度に係る売上原価その他これに準ずる原価の額又は償却費として損金の額に算入する金額がその変更前の評価の方法又は償却の方法により計算した場合における当該原価の額又は当該金額よりも増加することとなるときは、当該増加することとなる金額として政令で定めるところにより計算した金額を前項に規定する調整所得金額に加算した金額をもつて、同項に規定する調整所得金額とする。この場合において、当該計算した金額がたな卸資産に係るものであるときは、当該金額を加算した適用事業年度の翌適用事業年度の調整所得金額から当該計算した金額のうちたな卸資産に係るものを控除する。

4 法人税の課税標準の計算の基礎となる事業年度が一年である内国会社の第一項に規定する調整所得金額は、前二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

5 第一項に規定する基準所得金額とは、基準期間(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)内に終了する各事業年度の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百三十を乗じて計算した金額をいう。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、法人税法第二十一条(定額)に規定する合併法人である内国会社、基準期間内に新たに設立された内国会社又は基準期間若しくは適用期間内に事業年度を変更した内国会社の第一項の基準所得金額の計算その他同項の臨時超過利得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。(外国会社に係る課税標準)

第七条 外国法人である会社(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下「外国会社」という。)の臨時超過利得税の課税標準は、国内源泉所得に係る適用期間内に終了する各事業年度の臨時超過利得の金額とする。

(国内源泉所得に係る臨時超過利得の金額の計算)

第八条 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の臨時超過利得の金額は、法人税の課税標準である国内源泉所得に係る各事業年度の所得の金額を基礎として、政令で定めるところにより、第六条(各事業年度の臨時超過利得の金額の計算)の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算

(内国会社に係る税率)

第九条 内国会社に対して課する臨時超過利得税の額は、各事業年度の臨時超過利得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

- 一 二億五千万円以下の金額 百分の十二
- 二 二億五千万円を超え、五億円以下の金額 百分の十五

三 五億円を超え、十五億円以下の金額 百分の二十

四 十五億円を超え、五十億円以下の金額 百分の二十五

五 五十億円を超える金額 百分の三十

2 事業年度が六月である内国会社以外の内国会社に対する前項の規定の適用については、同項中「二億五千万円」とあるのは「二億五千万円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五億円」とあるのは「五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「十五億円」とあるのは「十五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五十億円」とあるのは「五十億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

(外国会社に係る税率)

第十条 外国会社に対して課する臨時超過利得税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の臨時超過利得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 二億五千万円以下の金額 百分の十二

二 二億五千万円を超え、五億円以下の金額 百分の十五

三 五億円を超え、十五億円以下の金額 百分の二十

四 十五億円を超え、五十億円以下の金額 百分の二十五

五 五十億円を超える金額 百分の三十

2 事業年度が六月である外国会社以外の内国会社に対する前項の規定の適用については、同項中「二億五千万円」とあるのは「二億五千万円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五億円」とあるのは「五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「十五億円」とあるのは「十五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「五十億円」とあるのは「五十億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

の「五十億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第四章 申告及び納付等

(課税標準及び税額の申告)

第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の課税標準である臨時超過利得の金額

二 前号に掲げる臨時超過利得の金額につき第九条(内国会社に係る税率)の規定を適用して計算した臨時超過利得税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第七十五条(確定申告書の提出期限の延長)の規定は、臨時超過利得税についての前項の規定による申告について準用する。

(臨時超過利得税の期限内申告による納付)

第十二条 前条第一項の規定による申告書を提出した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する臨時超過利得税を国に納付しなければならない。

(更正の請求の特例)

第十三条 法人税法第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)の規定は、臨時超過利得税申告書に記載すべき第十一條第一項第一号又は第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度後の事業年度の臨時超過利得税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一條第一項第一号又は第二号に掲げる金額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過

国税徴収法(昭和三十三年法律第百四十七号) 第三十六条第一号(実質課税額等の第二次納税義務) 第三十六条第二号(実質課税額等の第二次納税義務) 第二十三条第一項第三号(法人税額の意義) 第二十三条第一項第四号(法人税額の意義)	第八十六条第一項(異議申立事件の決定機関の特例) 第三十六条第一号(実質課税額等の第二次納税義務) 第三十六条第二号(実質課税額等の第二次納税義務)	法人税法第十一條(実質所得者課税の原則) 法人税法第三十二條(同族会社等の行為又は計算の否認)	法人税法第十一條(実質所得者課税の原則)(臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第...号)第四條(所得の帰属に関する適用する場合を含む。)) 法人税法第三十二條(同族会社等の行為又は計算の否認)(臨時超過利得税法第十五條(更正及び決定)及び第十六條(外国会社の申告及び納付等)において適用する場合を含む。))
	法人税額 四 法人税額 控除前のもの	法人税額 四 法人税額 控除前のもの	法人税額及び臨時超過利得税額 四 法人税額及び臨時超過利得税額 控除前のもの及び臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第...号)その他の臨時超過利得税に関する法令の規定によつて計算した臨時超過利得税額(法人税法に規定する事業年度が一年である場合には、当該事業年度に係る臨時超過利得税額)
	法人税額 四 法人税額 控除前のもの	法人税額 四 法人税額 控除前のもの	法人税額及び臨時超過利得税額 四 法人税額及び臨時超過利得税額 控除前のもの及び臨時超過利得税法その他の臨時超過利得税に関する法令の規定によつて計算した臨時超過利得税額(法人税法に規定する事業年度が一年である場合には、当該事業年度に係る臨時超過利得税額)
	法人税額 四 法人税額 控除前のもの	法人税額 四 法人税額 控除前のもの	法人税額及び臨時超過利得税額 四 法人税額及び臨時超過利得税額 控除前のもの及び臨時超過利得税法その他の臨時超過利得税に関する法令の規定によつて計算した臨時超過利得税額(法人税法に規定する事業年度が一年である場合には、当該事業年度に係る臨時超過利得税額)

2 前項に定めるもののほか、臨時超過利得税に關する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他の事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十条 第四條から前條まで(所得の帰属に關する通則等)に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十一条 偽りその他の不正の行為により、第二十一條第一項第二号(申告に係る臨時超過利得税

額)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)に規定する臨時超過利得税の額につき臨時超過利得税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた臨時超過利得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた臨時超過利得税の額に相当する金額以下とすることが出来る。

第二十二條 正当な理由がなく第二十一條第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十三條 第十七條(代表者等の自署押印)において準用する法人税法第五十一條第一項から

第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第十七條に規定する臨時超過利得税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條第一項又は第二項(当該職員の間検査権(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十五條 臨時超過利得税の調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十一條(臨時超過利得税を免れる等の罪)、第二十二條(臨時超過利得税申告書を提出しない罪)又は第二十四條(検査を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から施行する。

(適用期間の延長についての検討)

第二條 第三條(納税義務者)に規定する適用期間については、第一條(目的)に規定する我が国経済の異常な事態が存続しているかどうかについて判断を加えた上、その延長について検討するものとする。

臨時超過利得税法案

臨時超過利得税法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)	第二章 課税標準及びその計算(第五條—第八條)	第三章 税額の計算(第九條—第十條)	第四章 申告及び納付等(第十一條—第十六條)	第五章 雑則(第十七條—第二十條)	第六章 罰則(第二十一條—第二十六條)
-----------------	-------------------------	--------------------	------------------------	-------------------	---------------------

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、最近における物価の高騰その他の我が國經濟の異常な事態にかんがみ、臨時の措置として法人の著しく増加した所得に対し臨時超過利得税を課税することにより、國民生活の安定と社會的公正の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内國法人又は外國法人 それぞれ法人税法(昭和四十年法律第三十四號)第二條第三号又は第四号(定義)に規定する内國法人又は外國法人をいう。

二 事業年度 法人税法第一編第五章(事業年度)に規定する事業年度をいい、その事業年度が一年である場合は、当該事業年度をその開始の日以後六月ごとに区分した各期間をいう。

三 納税地 法人税法第一編第六章(納税地)に規定する納税地をいう。

四 内源泉所得 法人税法第三編第一章(内源泉所得)に規定する内源泉所得をいう。

五 更正の請求 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二十三條第二項(更正の請求)

求)に規定する更正の請求をいう。

六 更正又は決定 国税通則法第二十四條(更正)若しくは第二十六條(再更正)の規定による更正又は同法第二十五條(決定)の規定による決定をいう。

七 臨時超過利得税申告書 第十一條第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六條(外國法人の申告及び納付等))において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

八 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法第十八條第二項(期限後申告書)又は第十九條第三項(修正申告書)に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

(納税義務者)

第三條 内國法人である会社で資本の金額若しくは出資の金額が一億円以上であるもの又は適用期間(この法律の施行の日(以下「施行日」という)から同日以後二年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。)に係る各事業年度の所得の金額が二億五千万円以上であるもの及び保険業法(昭和四十四年法律第四十一號)に規定する相互会社は、この法律により、その各事業年度の臨時超過利得につき、臨時超過利得税を納める義務がある。

2 外國法人である会社で資本の金額若しくは出資の金額が一億円以上であるものうち内源泉所得を有するもの又は内源泉所得に係る適用期間に係る各事業年度の所得の金額が二億五千万円以上であるもの及び保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもので内源泉所得を有するものは、この法律により、その各事業年度の臨時超過利得につき、臨時超過利得税を納める義務がある。

3 事業年度が六月である会社(内國法人である会社及び外國法人である会社をいう。以下この項において同じ。)以外の会社に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「二億五千万円」とあるのは、「二億五千万円を六で除

し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。(所得の帰属に関する通則)

第四條 法人税法第一編第四章(所得の帰属に関する通則)の規定は、各事業年度の臨時超過利得に係る収益の帰属並びに信託財産に係る収入及び支出の帰属について準用する。

第二章 課税標準及びその計算

(内國会社に係る課税標準)

第五條 内國法人である会社(保険業法に規定する相互会社を含む。以下「内國会社」という。)の臨時超過利得税の課税標準は、適用期間内に終了する各事業年度(適用期間内に事業年度を變更した内國会社については、適用期間内の日を含む各事業年度とする。以下同じ。)の臨時超過利得の金額とする。

(各事業年度の臨時超過利得の金額の計算)

第六條 内國会社の各事業年度の臨時超過利得の金額は、当該事業年度の調整所得金額から基準所得金額を控除した金額(適用期間内に事業年度を變更した内國会社のこの法律の適用を受ける事業年度については、当該控除した金額で適用期間に係るものとして政令で定めるものとする。以下同じ。)

2 前項に規定する調整所得金額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、当該各事業年度に係る次の各号に掲げる金額に相当する金額の合計額を加算した金額をいう。

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六號)第四十三條から第五十條まで(特別償却等)及び第五十二條から第五十二條の四まで(準備金方式による特別償却等)の規定により損金の額に算入された金額

二 租税特別措置法第五十三條から第五十六條まで(価格変動準備金等)、第五十六條の四から第五十七條の二まで(特定鉄道工事償却準備金等)、第五十七條の四から第五十七條の六まで(異常危険準備金)、第五十八條の二(探鉱準備金)及び第六十八條の二(通貨調整後に取得した長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例)の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により損金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

三 法人税法第五十二條から第五十六條の二まで(貸倒引当金等)の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定により損金の額に算入された金額を超える場合のその超える部分の金額

3 内國会社が、この法律の適用を受ける事業年度(以下「適用事業年度」という。)において、その有するたな卸資産(法人税法第二條第二十一號に規定するたな卸資産をいう。以下この条において同じ。)又は減価償却資産(同條第二十四號に規定する減価償却資産をいう。以下この条において同じ。)につき、法人税に関する法令の規定に基づき、その評価の方法又は償却の方法を適用期間の直前に終了した事業年度に選定していた方法と異なる方法に変更した場合において、その変更後の評価の方法又は償却の方法により計算した適用事業年度に係る売上原価その他これに準ずる原価の額又は償却費として損金の額に算入する金額がその変更前の評価の方法又は償却の方法により計算した場合における当該原価の額又は当該金額よりも増加することとなるときは、当該増加することとなる金額として政令で定めるところにより計算した金額を前項に規定する調整所得金額に加算した金額をもつて、同項に規定する調整所得金額とする。この場合において、当該計算した金額がたな卸資産に係るものであるときは、当該金額を加算した適用事業年度の翌適用事業年度の調整所得金額から当該計算した金額のうちたな卸資産に係るものを控除する。

4 法人税の課税標準の計算の基礎となる事業年

度が一年である内国会社の第一項に規定する調整所得金額は、前二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

5 第一項に規定する基準所得金額とは、基準期間（昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）内に終了する各事業年度の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額の合計額を四で除し、これに百分の百二十を乗じて計算した金額をいう。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、法人税法第二十一条第一号（定義）に規定する合併法人である内国会社、基準期間内に新たに設立された内国会社又は基準期間若しくは適用期間内に事業年度を変更した内国会社の第一項の基準所得金額の計算その他同項の臨時超過利得の金額の計算に必要事項は、政令で定める。

（外国会社に係る課税標準）
第七条 外国法人である会社（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下「外国会社」という。）の臨時超過利得税の課税標準は、国内源泉所得に係る適用期間内に終了する各事業年度の臨時超過利得の金額とする。

（国内源泉所得に係る臨時超過利得の金額の計算）
第八条 外国会社の国内源泉所得に係る各事業年度の臨時超過利得の金額は、法人税の課税標準である国内源泉所得に係る各事業年度の所得の金額を基礎として、政令で定めるところにより、第六条（各事業年度の臨時超過利得の金額の計算）の規定に準じて計算した金額とする。

第三章 税額の計算
（内国会社に係る税率）
第九条 内国会社に対して課する臨時超過利得税の額は、各事業年度の臨時超過利得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 二十五億円以下の金額 百分の二十
二 二十五億円を超える金額 百分の三十

2 事業年度が六月である内国会社以外の内国会社に対する前項の規定の適用については、同項中「二十五億円」とあるのは、「二十五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

（外国会社に係る税率）
第十条 外国会社に対して課する臨時超過利得税の額は、国内源泉所得に係る各事業年度の臨時超過利得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 二十五億円以下の金額 百分の二十
二 二十五億円を超える金額 百分の三十

2 事業年度が六月である外国会社以外の外国会社に対する前項の規定の適用については、同項中「二十五億円」とあるのは、「二十五億円を六で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第四章 申告及び納付等
（課税標準及び税額の申告）
第十一条 内国会社は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

した内国会社は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する臨時超過利得税を国に納付しなければならない。

（更正の請求の特例）
第十三条 法人税法第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）の規定は、臨時超過利得税申告書に記載すべき第十一号第一項第一号又は第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し又は更正若しくは決定を受けた内国会社について、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、これらに係る事業年度後の事業年度の臨時超過利得税申告書に記載した、又は決定を受けた当該事業年度に係る第十一号第一項第一号又は第二号に掲げる金額（これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合に、準用する。

（青色申告）
第十四条 内国会社が法人税法第二百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けている場合には、臨時超過利得税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

（更正及び決定）
第十五条 法人税法第二百三十二条から第二百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、内国会社の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税に係る課税標準又は臨時超過利得税の額の更正又は決定について準用する。

（外国会社の申告及び納付等）
第十六条 第十一号第一項（課税標準及び税額の申告）及び第十二号（課税標準及び税額の申告）の期限（第四号から第十四号まで）臨時超過利得税の期限（第五号）並びに法人税法第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）及び第二百三十二条から第二百三十二条まで（青色申告書に係る更正等）の規定は、外国会社の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税

についての申告、納付、更正の請求、青色申告及び更正又は決定について準用する。

第五章 雑則
（代表者等の自署押印）
第十七条 法人税法第五十一条（代表者等の自署押印）の規定は、会社（内国会社及び外国会社をいう。以下同じ。）の提出する臨時超過利得税申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）について準用する。

（当該職員の実地検査権）
第十八条 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、臨時超過利得税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は会社の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、臨時超過利得税に関する調査について必要があるときは、会社に質問し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する会社に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

例)
第十九条 臨時超過利得税に関する次の表の第一

欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法 律	条 項	読み替えられる字句	読み 替 え た 字 句
法人税法	第二条第十八号(定義)	法人税()	臨時超過利得税(附帯税を除く。又は法人税)
	第三十八条第一項(法人税額等の損金不算入)	法人税の額	臨時超過利得税の額及び法人税の額
		延長の場合の利子税)	延長の場合の利子税(臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第号)第十一号第二項(臨時超過利得税の提出期限の延長)において準用する場合を含む。)
	第六十七条第二項(同族会社の特別税率)	から、当該事業年度の所得	から、当該事業年度の臨時超過利得の金額につき臨時超過利得税法第九号(内国会社に係る税率)の規定により計算した臨時超過利得税の額及び当該事業年度の所得
	第九十四条第一号(法人税額等の残余財産価額(の算入))	法人税の	法人税又は臨時超過利得税の
国税通則法		所得に対する法人税	所得に対する法人税及び解散の日の属する事業年度(臨時超過利得税法第二号第二号(定義)に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。)以前の各事業年度の臨時超過利得に対する臨時超過利得税
	第十五条第二項第三号(納税義務の成立)	法人税	法人税及び臨時超過利得税
	第二十一条第二項(納税申告書の提出先等)、第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁)、第三十三条第二項(納税決定の所轄庁)及び第四十三条第二項(国税の徴収の所轄庁)	法人税	法人税、臨時超過利得税
	第七十五条第四項第一号(国税に関する処分についての不服申立て)	又は法人税法	、法人税法又は臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第号)
	第八十五条第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)及び第八十六条第一項(異議申立事件の決定機関の特例)	法人税	法人税、臨時超過利得税
国税徴収法(昭和四十四年法律第百四十七号)	第三十六条第一号(実質課税額等の第二次納税義務)	法人税法第十一号(実質所得者課税の原則)	法人税法第十一号(実質所得者課税の原則)(臨時超過利得税法(昭和四十九年法律第号)第四号(所得の帰属に関する通則)において準用する場合を含む。)
	第三十六条第二号(実質課税額等の第二次納税義務)	法人税法第三十二号(同族会社等の行為又は計算の否認)	法人税法第三十二号(同族会社等の行為又は計算の否認)(臨時超過利得税法第十五号(更正及び決定)及び第十六号(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)

2 前項に定めるもののほか、臨時超過利得税に関する法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他の事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十条 第四条から前条まで(所得の帰属に関する通則等)に定めるもののほか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十一条 偽りその他の不正の行為により、第二十一条第一号(申告に係る臨時超過利得税額)(第十六号(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)に規定する臨時超過利得税の額につき臨時超過利得税を免れた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた臨時超過利得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた臨時超過利得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二十二条 正当な理由がなく、第二十一条第一項(課税標準及び税額の申告)(第十六号(外国会社の申告及び納付等)において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二十三条 第十七号(代表者等の自署押印)において準用する法人税法第五十一条第一項から第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第十七号に規定する臨時超過利得税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

第二十三条第一項第三号（法人税割の意義）	法人税額	法人税額及び臨時超過利得税額
第二十三条第一項第四号（法人税額の意義）	四 法人税額	四 法人税額及び臨時超過利得税額
第二百九十二条第一項第三号（法人税割の意義）	法人税	控除前のもの及び臨時超過利得税法（昭和四十九年法律第号）その他の臨時超過利得税に関する法令の規定によつて計算した臨時超過利得税額（法人税法に規定する事業年度が一年である場合には、当該事業年度に係る臨時超過利得税額）
第二百九十二条第一項第四号（法人税額の意義）	法人税額	法人税及び臨時超過利得税
第二百九十二条第一項第四号（法人税額の意義）	四 法人税額	法人税額及び臨時超過利得税額
第二百九十二条第一項第四号（法人税額の意義）	控除前のもの	控除前のもの及び臨時超過利得税法その他の臨時超過利得税に関する法令の規定によつて計算した臨時超過利得税額（法人税法に規定する事業年度が一年である場合には、当該事業年度に係る臨時超過利得税額）
第二百九十二条第一項第四号（法人税額の意義）	法人税	法人税及び臨時超過利得税

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第二項（当該職員の間検査権（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十五条 臨時超過利得税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一条（臨時超過利得税を免れる等の罪）、第二十二条（臨時超過利得

税申告書を提出しない罪）又は第二十四条（検査を拒む等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年三月三十一日から施行する。

（廃止）

2 この法律は、第一条（目的）に規定する事態が消滅したと認められるに至つたときは、施行日から二年以内においても、廃止するものとする。この場合においては、会社の施行日から一年以内に終了する事業年度についてこの法律が適用されることとなる等必要な措置を講じなければならぬ。

昭和四十九年四月二十五日印刷

昭和四十九年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N